

平成26年度

包括外部監査の結果報告書

市民局に係る財務事務の執行と管理運営について

平成27年3月

仙台市包括外部監査人

公認会計士 齋藤憲芳

目次

I. 外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件	1
3. 監査対象となる事務の所管局	1
4. 監査対象期間	1
5. 特定の事件を選定した理由	1
6. 包括外部監査の方法	1
7. 外部監査の実施時期	2
8. 外部監査の実施者	2
9. 利害関係	3
10. 監査の結果と意見	3
II. 外部監査の対象の概要	4
1. 仙台市の「少子高齢化」と「人口減少」について	4
2. 仙台市の財政状況	9
III. 市民局における歳入	15
IV. 市民局における歳出と所管施設	41
V. 市民局と特定非営利活動法人	61
VI. 仙台市市民協働事業提案制度	83
VII. 監査の結果と意見（まとめ）	90

添付資料

1. 仙台市の行政区別・年齢別人口構成比
2. 仙台市の行政区別、町別人口構成割合
3. 平成 25 年度仙台市指定管理者の評価の例

包括外部監査の結果報告書

I. 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

市民局に係る財務事務の執行と管理運営について

3. 監査対象となる事務の所管局

市民局及び関連部署

4. 監査対象期間

平成 25 年度（平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで）

但し、必要に応じて過年度に遡及する場合がある。

5. 特定の事件を選定した理由

仙台市の人口は現状では増加傾向にあるものの、人口の年齢構成をみる限り、少子高齢化と人口の減少も想定され、多くの自治体同様、税収の減少に対する対策と、高齢化に伴う支出の削減や効率化が必然となってくると思われる。

とりわけ、多くの市民利用施設を所管し市民との接点も多い市民局においては、こうした環境変化の影響を少なからず受けることが想定される。

今年度は、こうした視点を踏まえた仙台市の財政面について検討することにより、将来の仙台市の財政の健全化に寄与することを目的として市民局を中心として監査するものである。

6. 包括外部監査の方法

(1) 概要

① 予備監査

○仙台市の人口の推移について、関係部署から入手した資料等をもとに市の年齢別の分布等を分析した。

○仙台市の平成 25 年度を中心にした財政状態を把握した。

○市民局の概要について、「市政のしおり」と「市民局事業概要」をもとに市民局でのヒヤリングを実施した。

② 本監査

- 市民局の歳入や歳出に関する具体的内容について、担当者にヒヤリングと質問を実施して検討した。
- 市民局が所管する施設について、歳入に関する関連規則を把握するとともに、仙台市民会館等 6 施設を訪問し、担当者へのヒヤリングと施設の視察を実施した。
- 市民局の指定管理者の選定状況を検証した。
- 市民局の所管する「特定非営利活動法人」の管理状況と関係する歳出に関する内容をヒヤリングと関連資料により検証した。

(2) 監査の着眼点

- ① 急激な人口減少と少子高齢化が将来もたらす歳入減少と歳出増加への対策が求められる中、市民局の事業が、地方自治法第 2 条第 14 項「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」という規定に合致するものとなるよう、体制を整備し、また、職員の中にも浸透しているかに留意して実施した。
- ② 同上第 15 項では、「地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。」とあることから、宮城県との連携等にも留意して検討した。
- ③ 市民局（及び関連部署）の財務事務の執行及び所管する施設等の管理運営に関する手続きの合規性、経済性、効率性、及び有効性の観点から検討した。

7. 外部監査の実施時期

平成 26 年 8 月 21 日から平成 27 年 3 月 24 日まで

8. 外部監査の実施者

包括外部監査人	公認会計士	齋藤憲芳
包括外部監査人補助者	公認会計士	渡辺雅章
同上	公認会計士	小川高広
同上	公認会計士	櫻井康博
同上	公認会計士	小松秀敏

9. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

10. 監査の結果と意見

本年度の包括外部監査における「監査の結果」と、「監査の結果に添えて提出する意見」に関する事項は、「指摘」及び「意見」とし、それぞれ次のような考え方により区分している。

指摘・・・財務に関する事務の執行等において、違法又は著しく不当と判断されるので改善すべきもの。

(地方自治法第 252 条の 37 第 5 項の規定に基づく「監査の結果」)

意見・・・組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるもの。

(自治法第 252 条の 38 第 2 項の規定に基づく「監査の結果に添えて提出する意見」)

注) 報告書の文中、または表の合計額は、端数処理の関係で内訳金額と合計金額とが一致しない場合がある。
--

Ⅱ. 外部監査の対象の概要

1. 仙台市の「少子高齢化」と「人口減少」について

日本の極めて厳しい財政状況は、国・地方を問わず共通の課題であり、とりわけ「少子高齢化」については、短期的に解決できないものであり、かつ避けて通れない重要課題である。

これまでも、税金や、年金、健康保険の問題等が検討されるたびに、「少子高齢化」の問題は取り上げられるものの、根本的な解決策はとられていない。

(1) 「日本創成会議」の警鐘

民間組織「日本創成会議」の人口減少問題検討分科会が平成 26 年 10 月 8 日に発表した内容は、いろいろな意見はあるようであるが、少子高齢化による人口減少により、全国各地の地方自治体の維持が困難になるという衝撃的な内容となっている。

報告では、少子高齢化と 3 都市圏(特に東京圏)への若年層を中心とした人口の純流入が原因で、2040 年までの間に、地方都市が消滅する可能性があることを示唆している。

同時に、大きな問題点として指摘しているのは、人口の再生産を中心的に担う「20～39 歳の女性人口」(平成 24 年に出産した女性のうち 95%は 20～39 歳という指標ある。)が、人口流出がない自治体の場合、30 年後の 2040 年には約 7 割に低下する予測である。更に、同年代の男女の 3 割程度の人口流出がある場合には、概ね 30 年後の「20～39 歳の女性人口」は半減し、さらに、60～70 年後には 2 割程度まで低下する結果となると報告している。

この報告における仙台市の状況は、表Ⅱ-1-(1)のとおりである。行政区毎にデータが算出されている。なお、いろいろな意味で比較される名取市とのデータと併せて示す。

表Ⅱ-1-(1) 20-39 歳女性人口の変動

(単位：人)

西 暦	2010 年		社人研推計 ※2			人口移動が収束しない場合		
			2040 年		10-40	2040 年		10-40
行政区	総人口	20-39 女性	総人口	20-39 女性	※1	総人口	20-39 女性	※1
青葉区	291,436	45,990	291,590	28,768	-37.4%	300,305	31,145	-32.3%
宮城野区	190,473	30,985	194,151	20,119	-35.1%	198,072	22,001	-29.0%
若林区	132,306	19,829	122,319	11,738	-40.8%	123,629	12,287	-38.0%
太白区	220,588	30,450	191,680	18,089	-40.6%	187,127	18,106	-40.5%
泉区	211,183	29,301	188,858	17,314	-40.9%	187,264	17,033	-41.9%
計	1,045,986	156,555	988,598	96,028	-38.8%	996,397	100,572	-35.8%

参考

名取市	73,134	9,660	77,561	8,161	-15.5%	80,779	8,679	-10.2%
-----	--------	-------	--------	-------	--------	--------	-------	--------

※1 若年女性人口の変化率で、2010年(平成22年)から2040年(平成52年)までの人口増減率であり、単位未満は四捨五入している。

※2 社人研：国立社会保障・人口問題研究所

このように、仙台市でも深刻な減少が見込まれている。名取市の場合も減少が見込まれているものの、減少率は仙台市より低くなっている。

また、「日本創成会議」の人口減少問題検討分科会座長の増田寛也・元総務相(東京大学大学院客員教授)が2014年1月30日に公表した、「人口減少問題と地方の課題」(「選択する未来」委員会提出資料---元資料は、総務省「住民基本台帳人口移動報告」)によれば、2011年の移動前住所別にみた大都市(仙台市)への転入者は、①宮城県内より32.8% ②福島県より9.9% ③東京都より8.7%となっており、当然宮城県内からの転入が最多となっていること、及び仙台市を取り巻く宮城県の人口減少は仙台市より顕著であることから、将来仙台市への転入の減少も加速する可能性がある。

(2) 政令指定都市における人口動向

更に、現実問題として、仙台市と同様の政令指定都市20市の人口統計でも、すでに7都市が人口減少の傾向にあり、政令指定都市であっても、程度の差はあれ、また、時間的な差はあれ、重要な課題になってきていることを示している。(表Ⅱ-1-(2) 政令指定都市の人口推移表 参照)

注 2013.10.1の人口は推計人口であるため国政調査と精度の差があり、2013年10月段階で減少となっていない可能性はある。

表Ⅱ-1-(2) 政令指定都市の人口推移表

2010.10.1 と比較して 2013.10.1 現在で人口が減少している政令指定都市

(単位：人)

都市名	政令指定都市移行日	2013. 10. 1 (平成 25 年) 推計人口	2010. 10. 1 (平成 22 年) 国勢調査人口	2000. 10. 1 (平成 12 年) 国勢調査人口	1980. 10. 1 (昭和 55 年) 国勢調査人口	1950. 10. 1 (昭和 25 年) 国勢調査人口
(仙台市)	1989. 4. 1	1, 068, 511	1, 045, 986	1, 008, 130	664, 868	341, 665
人口順位		11 位	12 位	12 位	14 位	8 位
京都市	1956. 9. 1	1, 470, 742	1, 474, 015	1, 467, 785	1, 473, 065	1, 101, 854
神戸市	1956. 9. 1	1, 539, 751	1, 544, 200	1, 493, 398	1, 367, 390	765, 435
北九州市	1963. 4. 1	968, 122	976, 846	1, 011, 471	1, 065, 078	210, 051
静岡市	2005. 4. 1	709, 702	716, 197	469, 695	458, 341	238, 629
堺市	2006. 4. 1	840, 862	841, 966	792, 018	810, 106	213, 688
新潟市	2007. 4. 1	809, 934	811, 901	501, 431	457, 785	220, 901
浜松市	2007. 4. 1	793, 437	800, 866	582, 095	490, 824	152, 028

出典 全国 20 政令指定都市の推計人口(2013.10.1)と国勢調査人口(2010.10.1 以前)

仙台市の場合、2011 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災の被災者が移住した影響もあり通常とは異なる人口増加である。

仙台市復興事業局の「仙台復興レポート VOL.24」によると、2014.10.1 現在の仙台市内の応急仮設住宅世帯数は 7,497 世帯であり、うち 2,525 世帯が震災時仙台市外に居住しており、震災により仙台市に転入した市民も相当数あることが予想される。

次に、国立社会保障・人口問題研究所が公表した、国勢調査の人口等基本集計結果、ならびに人口動態統計の確定数によると表Ⅱ-1-(3) のようなデータがある。

表Ⅱ-1-(3) 日本の将来推計人口(平成24年1月推計)
/結果表Ⅲ 将来の市区町村別年齢別人口割合

区 分	年少人口割合 (%) (0歳～14歳人口)			生産年齢人口割合 (%) (15歳～64歳人口)			老年人口割合 (%) (65歳以上人口) ()内は75歳以上の人口		
	2005	2020	2035	2005	2020	2035	2005	2020	2035
西暦									
宮城県	13.8	11.0	9.5	66.2	60.1	56.7	20.0 (9.3)	28.8 (14.6)	33.8 (20.9)
仙台市	13.7	11.1	9.1	70.4	63.7	59.7	15.9 (6.9)	25.2 (12.5)	31.2 (18.4)
名取市	16.0	11.6	9.9	66.6	61.7	56.6	17.3 (7.5)	26.7 (13.3)	33.5 (20.0)

以上のように、仙台市でさえも65歳以上の老年人口の割合は、深刻な状態が予想されている。かつ、将来を担う年少人口の割合は、2035年(平成47年)に9.1%まで低下し、宮城県全体の9.5%よりも悪化することが予想されている。

なお、いろいろな局面において、「多様化する」との形容がなされるが、行政区別・5歳刻み年齢構成割合(表Ⅱ-1-(4))と仙台市の行政区別・年齢別人口構成割合(添付資料1)で見ると、状況は一律ではないことが分かってくる。

表Ⅱ-1-(4)は、仙台市の行政区別・年齢別人口構成比を、0～4歳といった5歳単位にまとめたものである。

表からは、仙台市の人口の中心層は35～44歳であることが読み取れるが、泉区を中心に60～64歳前後にも人口が集中していることが分かる。

また、宮城野区には0～4歳の層が多いことも特徴的であり、泉区の場合には、10～19歳までの人口が多いことも大きな特徴になっている。

この結果、仙台市の各行政区における課題や要求される内容は、各行政区毎に当然異なってくる。

表Ⅱ-1-(4) 行政区別・5歳刻み年齢構成割合

(単位: % 少数点未満は切捨て)

	0~	5~	10~	15~	20~	25~	30~	35~	40~	45~	50~	55~	60~	65~	70~	75~	80~	85~	90~	95~	100~	
青葉区	4	3	4	4	6	7	7	7	7	6	6	5	6	5	4	3	3	1	0	0	0	0
宮城野区	5	4	4	4	5	7	8	8	8	6	6	5	6	5	4	3	2	1	0	0	0	0
若林区	4	4	4	4	5	7	7	8	8	6	6	5	6	5	4	3	3	1	0	0	0	0
太白区	4	4	4	4	5	6	6	7	8	6	6	5	5	7	6	5	4	3	1	0	0	0
泉区	4	4	5	5	5	5	6	7	7	6	6	6	7	6	5	3	2	1	0	0	0	0
仙台市	4	4	4	4	5	6	7	8	8	6	6	5	7	5	4	3	2	1	0	0	0	0

注 仙台市の平成25年10月現在の行政区別・町別人口資料より作成
 便宜上、小数点未満を切り捨てているため、合計は100にはならない。
 詳細は、添付資料1 仙台市の行政区別・年齢別人口構成比 参照。

また、行政区を町単位でみた場合、農村部や沿岸部あるいは古くからの町や住宅団地のある地域での高齢化が顕著であることが分かる。(地図上で示すとより鮮明になる。)同時に、仙台市の市街地中央部でも高齢化が進んでいる町があることも分かってくる。こうした地域では、年少世代の割合が低い傾向がある。(添付資料2.仙台市の行政区別、町別人口構成割合を参照)

次に、比較的新しい郊外の団地や、名取市に近い地域及び東仙台地区周辺では年少世代の高い地域が存在している。即ち、少子高齢化が仙台市にも押し寄せてくることは予想されても、すべての地域(たとえば、町内会等)において、その自然環境や経済環境などは様々であり、同じ高齢化率であるからと言って、農村部と繁華街で同じ対策では、それぞれの地域等が抱える課題の解決は図れない。

限りある財源を、効率的かつ効果的に執行する上では、こうした多様化した地域特性を踏まえて対応することも重要なポイントである。

注 添付資料2 「仙台市の行政区別、町別人口構成割合」の基礎資料は、町別の詳細な分析データとなるため、本報告書には添付できないが、仙台市の今後の人口動向分析のための参考資料として利用してもらうため、別途、仙台市にデータを提供することとする。

2. 仙台市の財政状況

(1) 仙台市の最近 5 年間の全会計歳出決算額の推移

仙台市の最近 5 年間の全会計歳出決算額の推移は、表Ⅱ-2-(1)のとおりである。このうち、仙台市の基本的な事業を行うのが「一般会計」であり、財源は、市税や地方交付税等によって賄われるものである。別途、表Ⅱ-2-(2)で歳入の主な内訳を示し、表Ⅱ-2-(3)では、目的別歳出の内訳を示す。

表Ⅱ-2-(1) 仙台市の最近 5 年間の全会計歳出決算額の推移 (単位：億円)

	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	備 考
一般会計	4,277	3,961	5,713	5,980	5,405	
		100%	144.2%	151.0%	136.5%	
特別会計	2,873	2,673	2,739	3,018	3,083	※1
		100%	102.5%	112.9%	115.3%	
企業会計	2,217	1,910	2,550	2,469	2,591	※2
		100%	133.5%	129.3%	135.7%	
仙台市総額	9,367	8,544	11,002	11,467	11,079	
		100%	128.8%	134.2%	129.7%	

注1 出典は、各年度の「仙台市の家計簿」の決算編（毎年度 12 月に公表）

注2 上記の表の数値も含め、各資料からそのまま引用しており、数値の正確性について検証はしていない。以下、同様である。

注3 表の中の％は、東日本大震災のあった平成 22 年度を 100 とした場合の、各年度の各会計の比率である。

※1 平成 25 年度の仙台市の場合、国民健康保険事業や介護保険事業、公債管理特別会計など 10 の特定の事業がある。特定の収入によって実施する会計であることから、一般会計とは区別され、特別会計と言われる。

平成 25 年度の歳出金額の多い上位 3 つの特別会計は、表Ⅱ-2-(1)-①のとおりである。

表Ⅱ-2-(1)-① 上位 3 つの特別会計の内容

	名称	特別会計の内容	平成 25 年度の主な歳出額
①	公債管理特別会計	仙台市の借入金である市債の元金や利子などの支払いをするための会計で、一般会計と特別会計の公債費を一括経理するための会計	元利金支払額 1,013 億円 新規記録・ 引受手数料等 2 億円 市債管理基金積立額 230 億円

②	国民健康保険事業特別会計	自営業者等が加入している国民健康保険の会計	被保険者の医療費の他、出産育児一時金や葬祭費 657 億円 後期高齢者医療制度への支援金 134 億円
③	介護保険事業特別会計	65 歳以上の方や、40 歳以上 65 歳未満の特定の病気の方で、介護が必要と認められた方を対象に介護サービスを行う介護保険制度の会計	介護サービスに要した保険給付額 565 億円 (要介護等の認定を受けた方 39,861 人) 地域支援事業費 11 億円

また、上記の 3 つの特別会計の直近 5 年間の推移は表 II-2-(1)-②のとおりである。

表 II-2-(1)-② 3 特別会計の直近 5 年間の推移 (単位：億円)

特別会計名称	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	備考
公債管理	1,290	1,077	1,047	1,117	1,245	※A
国民健康保険事業	837	866	963	1,070	1,018	※B
介護保険事業	485	504	532	602	595	※B

※A 公債管理特別会計は、毎年度 1,000 億円以上の元利金支払、及び手数料の支払いがある。全体の約 15%前後は、公債の元利金支払いのための基金への積立である。

なお、会計別市債の直近 5 年間の各年度末の現在高は、表 II-2-(1)-③のとおりである。

表 II-2-(1)-③ 会計別市債の直近 5 年間の各年度末の現在高 (単位：億円)

	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	備考
一般会計	7,357	7,473	7,718	8,048	8,155	※a
(内臨時財政対策債)	(1,121)	(1,362)	(1,603)	(1,833)	(2,025)	
(内震災対応分)	(-)	(-)	(147)	(259)	(259)	
特別会計	441	436	422	388	391	
企業会計	5,300	5,183	5,163	5,067	5,019	
合計	12,908	12,809	12,966	13,223	13,167	
市債管理基金	661	686	734	806	909	※b

※a 一般会計の市債残高は、この 5 年間で 798 億円 (10.8%) 増加している。

※b 市債管理基金は、市債の安定的な償還のために積立てておくものであり、着実に増加してきている。しかしながら、地方交付税の交付割合が低下しているために、地方交付税の不足を補うために仙台市が発行する臨時財政対策債等が増えていることから、一般会計の市債残高は増加傾向にある。

これは、将来的には地方交付税として交付されることになっているものの、国自体が約 780 兆円もの公債残高がある現状において、いつ交付されるのか、或いは、財政状態が改善してきている自治体への配分が減額される可能性が無いとも言い切れないという不確定要素を抱えている。

※B 国民健康保険事業及び介護保険事業については、平成 25 年度は前年度比で減少しているが、少子高齢化が進んでいることから、増加傾向にある。

※2 仙台市の場合、下水道・地下鉄・バス・水道・ガス及び病院の 6 つの事業については、仙台市が直接経営し、それぞれの事業の利用者からの利用料等の収入をもとに経営している地方公営企業である。

仙台市の平成 25 年度での 6 地方公営企業の経営状況は、表 II-2-(1)-④のとおりであり、自動車運送事業を除き、黒字化（収益的収入から収益的支出を差し引いた収支差額がプラス）している。

表 II-2-(1)-④ 仙台市の平成 25 年度の 6 地方公営企業の経営状況
(単位:億円)

収支区分 事業区分 / 摘要	収益的収支		資本的収支		備考
	収入	収支差額	収入	収支差額	
下水道事業	262	22	390	△114	
自動車運送事業	105	△2	13	△4	
高速鉄道事業	165	51	402	△90	※
水道事業	279	24	69	△73	
ガス事業	427	0.4	26	△60	
病院事業	131	0.3	75	△2	
合計	1,370	96	975	△343	

※ 平成 27 年度中には、高速鉄道事業の地下鉄東西線が開業予定である。

(2) 歳入について

次に、仙台市の一般会計の直近 5 年間の主な歳入の内訳は表 II-2-(2)のとおりであり、市税は震災前の水準まで回復してきているが、復興事業の財源となる復興交付金が減少したことにより、国庫支出金が 500 億円の減少となっている。

表 II-2-(2) 一般会計の歳入の主な内訳別推移 (単位：億円)

科目 / 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	備考
市税	1,752	1,725	1,585	1,701	1,759	※1
地方消費税交付金	110	109	111	112	111	
地方交付税	230	246	889	519	412	※2
使用料及び手数料	105	104	102	108	109	
国庫支出金	637	567	1,362	1,665	1,165	※3
県支出金	126	156	378	373	239	※3
繰入金	126	80	544	269	600	
繰越金	24	17	105	179	215	
諸収入	385	311	431	361	360	
市債	596	555	675	752	541	※4
その他	208	203	208	191	262	
合計	4,299	4,073	5,900	6,230	5,773	

- ※1 市税収入は、東日本大震災のあった翌年度の平成 23 年度は大幅減少したものの、その後、平成 24 年度は年少扶養控除の廃止等による個人市民税の増加や、企業業績の改善による法人市民税が回復したのに続き、平成 25 年度は震災に伴う雑損控除の減少や、収納率の向上により、個人市民税が増加するなど、回復している。
- ※2 平成 23 年度以降は、災害復旧事業に対する震災復興特別交付税が大幅に増加したが、同工事の減少と共に、減少してきている。
- ※3 平成 23 年度の東日本大震災以降、国や県からの支出金は、防災集団移転促進事業や、復興公営住宅建設など復興の根幹となる事業が実施されたことに伴う大幅な増加となっている。
- ※4 平成 23 年度は災害援護資金貸付事業の借入や臨時財政対策債の増加、平成 24 年度は、高速鉄道事業債、臨時財政対策債等の増加があったのに対して、平成 25 年度は、災害援護資金貸付事業や地下鉄東西線建設に伴う高速鉄道事業債が減少している。

(3) 歳出について

次に、仙台市の目的別歳出の直近 5 年間の内訳は表 II-2-(3)のとおりである。歳出の総額が平成 23 年度以降 3 年間大幅増加しているが、これは、東日本大震災の復旧・復興に係る事業に関わるものの増加が要因である。復旧事業は終息方向に向かっているが、今後も復興事業が予定されているため、引き続き高い水準が見込まれる。

表 II-2-(3) 歳出の目的別支出の内訳と推移 (単位：億円)

科目	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	備考
議会費	15	15	17	15	15	
総務費	341	286	912	1,177	650	※1
市民費	277	131	136	134	135	
健康福祉費	1,186	1,378	1,666	1,679	1,509	※2
環境費	121	116	185	120	124	
経済費	321	270	353	325	349	
土木費	637	518	457	638	943	
消防費	124	147	130	130	135	
教育費	390	355	340	359	371	
公債費	627	585	604	606	639	
災害復旧費	0	3	621	458	282	※3
諸支出金	238	156	293	339	255	
合計	4,277	3,961	5,713	5,980	5,405	

※1 今後の震災関連事業の実施に備え、基金に積み立てたことにより増加している。

※2 災害援護資金の貸付や、被災住宅の応急修理の実施により増加するも、平成 25 年度は減少傾向にある。

※3 東日本大震災により被災した公共施設等の復旧工事を行ったことにより増加するも、次第に収束に向かって減少してきている。

以上から、仙台市では、市税等の収入が回復傾向にあることや、行財政改革の実施により、市財政は改善傾向にある。

但し、国の財政の悪化傾向は、国の総債務が 1,000 兆円を超え、純公債残高が約 780 兆円近く見込まれ、税収の約 16 年分に相当することから、将来世代の大きな負担になってきているのも事実である。

その結果、各自治体に配分される地方交付税は、交付することができず、苦

肉の策として国は、平成 13 年度からの 3 年間の臨時的措置として、地方公共団体に当該不足分を補うための公債（臨時財政対策債）の発行枠を認めることによって、各自治体は当面の予算の執行のための財源を確保している状況である。

仙台市の場合、平成 22 年度以降、本来交付される予定の地方交付税の半分以上が当該臨時財政対策債の発行による財源確保となっており、確実に残高が増加している。

平成 13 年度に 58 億円であった残高は、その後一度も減少することなく増加し続け、平成 25 年度の残高は、2,025 億円まで膨らんでいる。（前述、表 II-2-(1)-③参照）

注 臨時財政対策債は、発行することが可能なものであり、必ず発行しなければならないものではない。元利償還額は、将来地方交付税に算入されるものであるが、あくまで地方公共団体の責任と判断で発行されるものである。現在では、財源不足額に基づく「財源不足額基礎方式」によって発行額が算定されるが、単年度財政力指数が 1 を超える自治体は発行できなくなる。

因みに、仙台市の財政力指数（基準財政収入額／基準財政需要額）は、平成 25 年度の速報値で 0.851 であり、平成 13 年度の 0.8 とほぼ同水準で推移している。

以上のような状況からすれば、仙台市の財政は良くなっているようにも見るができるが、先に指摘した少子高齢化と人口減少の問題は、財政面にも大きな影響を及ぼすものと見込まれる。

とりわけ、多くの市民利用施設を所管し市民との接点も多い市民局においては、こうした環境変化の影響を少なからず受けることが想定される。

Ⅲ. 市民局における歳入

1. 歳入の概要

市民局の款項別の歳入の推移は表Ⅲ-1-1のとおりである。なお、使用料は、スポーツ施設及び市民センター等の使用料、手数料は主に戸籍住民基本台帳手数料である。使用料については、東日本大震災やそれに伴い行われた施設の修繕による閉館に伴う利用者の減少により、平成22年度及び翌23年度の歳入は落ち込んでいるが、平成24年度には回復し、25年度も順調に増加している。平成21年度国庫補助金の増は、定額給付金給付事業費補助金、地域活性化関連臨時交付金によるものである。

表Ⅲ-1-1

款項	決算額(百万円)				
	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
一般会計:					
使用料	1,307	1,192	1,037	1,347	1,373
手数料	391	370	291	420	448
国庫補助金	15,857	645	238	837	487
国委託金	44	29	29	12	6
県補助金	14	12	64	161	184
県委託金	55	457	52	27	41
財産運用収入	59	77	65	84	80
寄附金	2	2	2	2	2
基金繰入金	486	512	53	158	232
貸付金元金収入	200	180	180	160	160
雑入	121	170	121	99	83
市債	130	1,117	1,762	1,739	73
総計	18,670	4,767	3,899	5,050	3,175

※平成21年度の決算額は平成22年度に実施された組織再編に対し、新組織ベースで集計を行っている。

歳入のうち、国庫補助金、市債を除けば市民局の収入の一番多くを占める使用料の推移は表Ⅲ-1-2のとおりである。推移の傾向は市民局の歳入全体と同様であり震災の影響から復活している。ここで、総務使用料の行政財産使用料は仙台国際センターのレストラン、売店等の使用料である。また、市民使用料の行政財産使用料は各施設にある自販機、売店、レストラン、電柱等の使用料であり、教育使用料の行政財産使用料は市民センターの自販機、電柱等にかかる使用料である。宮城野区文化センターは平成24年10月開館である。

表Ⅲ-1-2

目節	決算額(百万円)				
	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
総務使用料:					
仙台国際センター使用料	238	227	247	274	258
行政財産使用料	5	4	3	5	5
市民使用料:					
市民会館使用料	83	73	66	74	73
戦災復興記念館使用料	35	33	29	33	32
男女共同参画推進センター使用料	55	45	40	48	46
泉文化創造センター使用料	84	68	28	81	79
青年文化センター使用料	108	109	89	103	122
広瀬文化センター使用料	11	10	8	13	11
若林区文化センター使用料	27	24	18	31	30
仙台文学館使用料	4	3	3	4	5
太白区文化センター使用料	32	30	17	34	32
市民活動サポートセンター使用料	11	9	9	12	11
スポーツ施設使用料	440	409	345	451	456
うち仙台市体育館	84	71	58	71	79
宮城野区文化センター使用料				15	44
行政財産使用料	13	9	6	10	10
教育使用料:					
市民センター使用料	152	129	121	149	150
行政財産使用料	1	1	1	1	1
合計	1,307	1,192	1,037	1,347	1,373

2. 監査の対象とした歳入の概要

歳入のうち、市債及び国庫補助金を除き最も金額の大きな使用料に焦点をあて、歳入の額や市民への周知度等を勘案し、仙台市民会館、仙台市泉文化創造センター（イズミティ 21）、仙台市市民活動サポートセンター、仙台国際センター、仙台市体育館及び仙台市青年文化センター（日立システムズホール仙台）を対象とした。なお、各施設の使用状況の推移は4. 監査の結果に記載のとおりである。

3. 実施した監査手続き

個別の施設の監査実施にあたり採用した主な監査手続きは以下のとおりである。

- ① 各施設の収入が、条例、条例施行規則等に従ったものであるかについて、関係条例等と各施設が公表している情報（HP等）と照合する。
- ② 施設を視察し、収入を得る（貸出対象の）施設、設備の状況を確認するとともに、管理状況に問題がないか検討する。
- ③ 施設を管理する指定管理者において、あらかじめ市から指示されている収入の計上にかかるチェック体制が整えられており、入金された使用料

が適正に管理されているか確認する。

- ④ 収入未済（滞納）や不能欠損がある場合、その解消にかかる市の対応を把握し、改善すべき事項の有無を検討する。

4.監査の結果

(1) 仙台市民会館

(施設の概要)

(所管：地域政策課)

設置目的等：	市民福祉の増進を図るとともに文化の向上に寄与することを目的として、仙台市公会堂を改築する形で設置された。
所在地：	青葉区桜ヶ岡公園4番1号
開館年月日：	昭和48年11月3日
根拠条例等：	仙台市民会館条例（以下この項で「条例」という。） 仙台市民会館条例施行規則（以下この項で「規則」という。）
指定管理者：	東北共立・陽光ビル企業体 (平成23年4月～平成28年3月)

仙台市民会館（以下この項で「市民会館」という）の過去5年間の使用状況は表Ⅲ-4-(1)-1のとおりである。

表Ⅲ-4-(1)-1

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
区分貸し施設：					
使用件数(件)	1,407	1,558	1,160	1,480	1,432
使用人数(人)	200,303	218,951	121,621	181,599	175,240
時間貸し施設：					
使用件数(件)	3,518	3,912	4,220	4,169	4,229
使用人数(人)	65,348	75,282	74,526	77,610	75,563
合計					
使用件数(件)	4,925	5,470	5,380	5,649	5,661
使用人数(人)	265,651	294,233	196,147	259,209	250,803

東日本大震災の影響に関して全ての施設が使用できるようになったのは、区分貸し施設が平成23年10月から、時間貸し施設が同9月からである。平成23年度は使用件数、人数とも減少しているが、平成24年度には震災前の水準に回復している。区分貸し施設の内、大ホール、小ホールの

使用状況は表Ⅲ-4-(1)-2 のとおりである。大ホールは平成 23 年 9 月から、小ホールは同 6 月から使用が再開されている。

表Ⅲ-4-(1)-2

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
大ホール					
使用件数(件)	181	171	79	174	153
使用人数(人)	137,877	134,909	57,996	114,112	98,710
小ホール					
使用件数(件)	102	135	113	106	109
使用人数(人)	29,555	34,691	29,340	26,165	31,071

【指摘 1】

(規則と異なる使用料の設定について)

市民会館では、附帯設備であるオーバーヘッドプロジェクター（以下この項で「OHP」という。）のうち会議室では 1 時間 200 円で貸出を行っているが、大ホール、小ホールでは 1 回（3 時間～4 時間）750 円で貸出を行っている。ここで、市民会館の附帯設備の使用料は規則第 9 条により、別表第一で定めることとされている。別表第一では、大ホール、小ホールの OHP に使用料が設定されていない。即ち、大ホール、小ホールにおける 750 円での貸出は規則に定められた取扱ではないことになる。

会議室用の OHP と大ホール、小ホール用の OHP は、それぞれ機能が異なる（ホール用のもののほうが、遠くまで、また、大きな投影が必要であり、高い機能が必要である。）OHP である。ホール用の OHP を貸し出すこととした理由は、ホールでの需要が高くなった事に対応するためであり、規則上想定されていなかった事情の発生による。市はこの需要に応じるために、ホールでの使用に適した機能を有するものを新たに準備した。なお、使用料については、近隣の仙台市戦災復興記念館の同様の OHP 使用料を参考に設定したとのことであるが、他の附帯設備の使用料は規則で定められており例外はつくるべきではない。市は、ホール用 OHP を導入した時点で規則を改定すべきであった。規則と現状の乖離を放置すべきでなく、規則の改正等の対応が必要である。

【指摘 2】

(附帯設備の使用実態にあわせた規則の見直しについて)

規則上、貸出を行う附帯設備として記載されているが、市民会館において HP や貸出申込者用に準備してある貸出品のリスト（「大ホール附帯設

備使用料」等) に掲載されていないものは表Ⅲ-4-(1)-3 のとおりである。

表Ⅲ-4-(1)-3

施行規則上の附帯設備		使用料(円)	型番	購入単価	数量	導入
照明効果	オーバーヘッドマシン	500	No.70 オーバーヘッドマシン OHS-1000	580,000	1	S60
	しんなしマシン	500	No.70 しんなしマシン CE	100,000	2	S60
音響設備類	オープンデッキ	800	No.87 TEAC X-1000R	132,000	2	S58.4.23
			オタリ MX-50	250,000	2	
映写機類	スライド	1,500	No.5 ELMO AS-2000T	300,000	1	S48
			エイキ EX-350B	300,000	1	H3.5.28
			KODAK CAROUSEL S-AV	180,000	1	H3.6.4
			ELMO オムニ253AF	140,000	1	H6.3.31
その他の施設	映写機(16ミリ) [視聴覚室]	400	No.4 ELMO LX-2200	2,430,000	1	S62.3.20
			ELMO LX-2200	1,800,000	1	H4.5.25
			ELMO LX-1600	1,596,000	1	H6.6.29

これらは、機能的に陳腐化したこと等により貸出の申し込みがなくなってから久しいものである。なお、これらは、市の貸出品の一覧表である「市民会館貸付物品リスト」に計上されており、現品も市民会館内に保管されている。規則上これらの使用料は明記され貸出が予定されているが、需要が見込めないため HP 等には記載されておらず、実際には貸出が行われていない。規則制定時(昭和48年)から40年近く経過し、この間の技術の進歩は著しいものがある。このような事が発生したのは、規則が現実についていけないことが原因である。規則の見直し等の対応が必要である。

【指摘3】

(貸出品から除外されている附帯設備について)

市の所有する附帯設備であり現物が市民会館に保管されているにもかかわらず、市の貸出品の一覧表である「市民会館貸付物品リスト」に計上されていない(貸出品として管理されていない)ものは表Ⅲ-4-(1)-4 記載のとおりである。このリストに計上されていないということは、市の貸出品ではないということになるが、いずれも機能的に陳腐化しており、長期間貸出申込がなかったことから、平成25年度にこのリストから削除したものである。

表Ⅲ-4-(1)-4

施行規則上の附帯設備		使用料(円)	金額(円)
音響設備類	レコードプレーヤー	800	不明
	ポータブルプレイヤー	800	206,000

これらの附帯設備は機能的に陳腐化し、今後貸出が見込まれないものであ

っても所有権は市にあるのであって、貸出の状態は継続されているのであるから、市は当該リストから削除することなく、貸出状態が解消されない限り同リストに計上しておくべきである。

【指摘 4】

(使用料を滞納している場合の納付指導について)

平成 25 年度末の市民会館の使用料で収入未済となっているものは表Ⅲ-4-(1)-5 のとおりである。

表Ⅲ-4-(1)-5

利用者	使用日	引落日	納入通知日	施設名	未収金額(円)
A氏	H24.12.9	H24.11.30	H24.12.10	視聴覚室	10,800
B氏	H23.12.3	H23.9.30	H23.10.14	第2教養室	18,900
	H23.12.4	H23.9.30	H23.10.14	第7会議室	21,600
	H23.6.18	H23.6.30	H23.7.8	第7会議室	21,600
	H23.6.19	H23.6.30	H23.7.8	第2教養室	18,900
C氏	H23.7.28	H23.8.31	H23.9.8	調理実習室	700
	H23.7.28	H23.8.31	H23.9.8	調理実習室	8,000
	H23.7.30	H23.8.31	H23.9.8	調理実習室	8,000
	H23.8.25	H23.8.31	H23.9.8	調理実習室	8,000
	H23.8.27	H23.8.31	H23.9.8	調理実習室	8,000
D氏	H23.9.22	H23.8.31	H23.9.8	調理実習室	8,000
	H23.7.6	H23.6.30	H23.7.8	第2会議室	3,400
	H23.7.6	H23.6.30	H23.7.8	和室(2)	1,300
E氏	H23.7.7	H23.6.30	H23.7.8	第1会議室	3,400
	H22.8.24	H22.9.30	H22.10.22	視聴覚室	3,500
A氏	H21.12.5	H21.11.2	H21.11.11	視聴覚室	8,100
	H21.9.5	H21.9.30	H21.10.14	視聴覚室	12,000
B氏	H21.8.22	H21.8.31	H21.9.10	特別会議室	4,500
	H21.9.17	H21.8.31	H21.9.10	和室(1)	1,300
	H21.9.18	H21.8.31	H21.9.10	和室(2)	1,300
計					171,300

市民会館の使用料は、条例第 4 条第 2 項により、「使用を許可する際に徴収する」と規定されており原則前納であるが、同項ただし書き、規則第 5 条の 2 において、口座振替の方法により納入する場合、市長が特別な事由があると認める場合には納期限が別途規定されている。使用料の口座引落は、使用許可を受けた日の属する月の翌月末（規則第 5 条の 2 第 1 号）である。なお、口座振替による場合は、利用者登録と合わせて事前に金融機関等の窓口で口座振替登録の手続きが必要とされ、利用者の所在、金融機関と取引があることが確認されている。しかし、収入未済となっている使用料は、いずれ

も口座振替による場合であり、引落日に引落が出来なかった（滞納の発生）ものである。

滞納が発生した場合、市は当該利用者（滞納者）に対し「振替不能のお知らせと納入のお願い」を郵送し（1回のみ）納付を督促している。利用者が使用申し込みを施設の窓口で行う時に指定管理者は、市のシステム上で滞納者のリストを表示するオペレーションを行うことにより、滞納の有無を把握することが出来、滞納であることを認識した場合には納付の依頼を行っている。

滞納者への対応は担当する課によって異なっている。市民会館の場合は、指定管理者が滞納者であることを気づいた場合の窓口における納付依頼の他、滞納額が多い場合には、調定課である区のまちづくり推進課において個別に納付指導が行われている。これにより滞納解消に成功した例もあるようであるが、個別の納付指導の方法、状況については担当者に任されているのみである。納付指導記録といった記録は残されておらず、後任者への引継や組織的対応が出来る状態にはなっていない。また、滞納の個別内容・指導状況については市の担当課は実質的に把握しておらず、ここにも問題がある。

市は「振替不能のお知らせと納入のお願い」発送年度から5年経過した収入未済は、時効が過ぎたことを理由に不能欠損処理を行っている。滞納を放置するということは、それが少額であっても実質的に使用料を負担することなく市の施設等を使用しているということになるのであって、ルール通りに使用料を支払っている殆どの市民からすれば不公平である。まして施設使用料は市の収入になるものである。市はルールに基づいて公平に、もれなく収入に結びつけるようにすべきである。

滞納期間が長引けば長引く程その解消は難しくなるのであるから、個々の滞納者の滞納額が少額な場合であっても、早期にこれを解消する必要がある。そのために市は、指定管理者に対し滞納者の情報により気を配り、窓口における滞納解消を促進するよう指導する必要がある。また、調定課においても納付指導記録を作成し、滞納解消には組織をもって対応するようすべきである。さらに担当課においては定期的に滞納者の情報を把握し、指定管理者、調定課とともに組織的に滞納の発生防止、発生した場合でも早期解消するような活動を行う等積極的に関与すべきである。なお、表Ⅲ-4-(1)-5記載の収入未済についても早期に解消する必要があることは言うまでもない。

【指摘 5】

(滞納者に対する施設使用許可について)

表Ⅲ-4-(1)-5に記載のとおり、使用料について口座引落が行われず、さら

に納入通知により督促しても支払いがなかったにもかかわらず、その後施設の使用を許可し、その使用料も滞納している利用者がいる。

A 氏：H21/9/5 の使用料を滞納していたにもかかわらず、同年 12/5 の使用を許可している。この時の使用料も滞納となったが、さらに H24/12/9 の使用を許可し、この分も含め合計 30,900 円が収入未済となっている。

B 氏：H21/8/22～9/18 の使用料を滞納したにもかかわらず、H23/6/18～19 の使用を許可した。この時の使用料も滞納となり、さらに H23/12/3～4 の使用を許可し、この分も含め合計 88,100 円が収入未済となっている。

施設使用の申し込みがあった時点において、市も指定管理者も当該申込者に滞納があることについて把握はできる状態にあるが、滞納がある状態を把握した場合であっても市からの指示がない限り、窓口を担当する指定管理者が施設使用申し込みを受理しないことは出来ない。市は、滞納がある使用申込者の使用を拒む規定がないことから、使用の差止めを指定管理者に指示しておらず、結果として、滞納している場合であっても新たな使用の制限は行われていない。しかし、利用者が使用料を支払うべきことは条例に規定しているところであり、支払わないことは条例に反するものである。さらに、使用料が滞納状態のまま、次の使用を無条件に認めてしまうことについては、規定どおりに使用料を支払っている市民に比べ公平性に欠けた扱いとなる。

また、後述する【意見 2】（滞納者にかかる情報の共有について）に記載する A 氏のように、市民会館だけではなく、市の他の施設についても使用料を滞納している利用者がいる。他の施設に滞納があるが、当該施設に滞納がないことから使用を許可するといった事についても検討が必要である。市は、（他の施設を含む）使用料の滞納がある場合の使用許可については、滞納を解消してから認めることにすべきである。

【意見 1】

（陳腐化した附帯設備について）

現在判明しているだけでも、機能的に陳腐化し、今後の使用見込みがない附帯設備が表Ⅲ-4-(1)-3、表Ⅲ-4-(1)-4 記載のとおり存在する。市によれば、これらは処分するにも経費がかかるため、市民会館に保管したままにしているが、市の所有物である限り、市としての管理は必要であり、多少なりとも経費がかかることになることから、可能な限り処分し市の管理からはずすべ

きであろう。正常品であれば、博物館等への寄附等で活用する方法もあり、他市、機関等で活用している同様の設備があれば、代替機、部品の供給を目的として処分できる可能性もある。また、このように陳腐化し使用見込みがないものであっても、希少金属が含まれる場合、量がまとまれば資源として価値が認識されることも多くなっており、少しでも市の収入増に寄与する方法はないか調査検討が必要である。

また、市民会館等個々の施設単位での処分を検討しても限界がある。陳腐化し今後使用が見込めない附帯設備は市民会館以外の施設にも保管されているのであるから、どの施設にどのようなものがどれ程あるのか、市はまず、市全体の在庫を把握する必要がある。全体を把握し、一括して管理することにより、陳腐化し今後使用される見込みが殆どないが保管はしておきたいという場合であっても、市として在庫を最小限に止めることができることになる。また、最小限の在庫を残した他のものをまとめて処分することにより収入増に寄与する可能性も生まれてくる。

【意見 2】

(滞納者にかかる情報の共有について)

表Ⅲ-4-(1)-5 の滞納者の中には、市の他の施設を使用している場合がある。A氏は、市民会館の他複数に市の施設を使用しているが、仙台市青年文化センターや太白区文化センターの使用料の一部に滞納が発生している。D氏は平成26年11月に市民会館を使用（平成25年度末の収入未済分を納付した後に使用しているようであるが、11月の使用料はまた、滞納状態になっている）している。市のシステムでは、担当者は、その所属する課が所管する施設であれば、他の施設であっても利用者の使用料支払いの状況（滞納の有無）を閲覧することが出来る。このように閲覧できる施設だけでも滞納状況が把握できるのであれば、滞納している他の施設の担当者とも協力して滞納防止に向けた取組が行えるはずである。

仙台市個人情報保護条例（以下この項で「保護条例」という。）第8条では、実施機関において利用目的を明示することが求められている。ここで、滞納者にかかる個人情報を収集する市の「施設予約システム」では、その「個人情報の取扱について」において、個人情報の利用目的として「施設使用料の通知・請求・収納のため」が掲げられており、実施機関がこの目的のために利用することは認められている。情報の共有化に関しては保護条例等個人情報や守秘義務に係る法令等に留意する必要があるが、滞納情報を共有化し、使用料の適正な収納が果たせるような対策を検討する必要がある。

(2) 仙台市泉文化創造センター（イズミティ 21）

（施設の概要）

（所管：地域政策課）

設置目的等：	市民の自主的な文化活動を促進し、もって市民の文化の振興を図る。
所在地：	泉区泉中央二丁目 18 番地の 1
開館年月日：	昭和 62 年 11 月 1 日
根拠条例等：	仙台市泉文化創造センター条例（以下この項で「条例」という。） 仙台市泉文化創造センター条例施行規則（以下この項で「規則」という。）
指定管理者：	仙台市市民文化事業団・東北共立・石井ビル管理グループ (平成 22 年 4 月～平成 27 年 3 月)

仙台市泉文化創造センター（以下この項で「イズミティ 21」という。）の過去 5 年間の使用状況は表Ⅲ-4-(2)-1 のとおりである。

表Ⅲ-4-(2)-1

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
大ホール：					
使用件数(件)	243	253	44	268	276
使用率	56.8%	69.4%	36.0%	69.9%	69.9%
利用者数(人)	199,298	175,072	28,330	170,707	177,692
小ホール：					
使用件数(件)	334	315	87	300	306
使用率	67.0%	83.4%	57.8%	76.5%	78.6%
利用者数(人)	58,359	56,403	11,525	55,205	51,461
その他利用者数(人)	74,118	69,226	41,689	68,461	63,696
利用者合計(人)	331,775	300,701	81,544	294,373	292,849

東日本大震災の復旧工事を行った結果、大小ホールは平成 23 年 12 月 10 日より、その他は同年 9 月 1 日より再開している。震災、工事による閉館により平成 23 年度は利用者が減少しているが、平成 24 年度には震災前の水準にまで回復している。なお、平成 21 年 8 月に宮城県吹奏楽連盟主催の第 52 回吹奏楽コンクール県大会が開催され、ホールも含め全施設の利用者が増加したこともあり、平成 21 年度の利用者が他の年度に比べ多くなっている。

【指摘 6】

(使用料を滞納している場合の納付指導について)

平成 25 年度末のイズミティ 21 の使用料で収入未済となっているものは表Ⅲ-4-(2)-2 のとおりである。なお、I 氏に対する 9,860 円は既に回収済となっている。

表Ⅲ-4-(2)-2

利用者	使用日	引落日	納入通知日	施設名	金額
F氏	H24.3.3	H24.4.2	H24.4.11	スタジオ	4,000
	H24.5.12	H24.7.2	H24.7.11	スタジオ	4,000
	H24.5.19	H24.7.2	H24.7.11	スタジオ	4,000
	H24.6.2	H24.7.2	H24.7.11	スタジオ	4,000
G氏	H23年度(3日間)の使用				189,950
					37,600
					418,510
H氏	H21.7.27	H21.8.31	H21.9.9	第2練習室	400
	H21.7.27	H21.8.31	H21.9.9	第2練習室	100
I氏	H26.3.19	H26.4.30	H26.5.14	設備	9,860
計					672,420

イズミティ 21 の使用料は、条例、規則において規定されている。支払の時期、方法、口座振替による場合の概要は 4. 監査の結果 (1) 仙台市民会館【指摘 4】(使用料を滞納している場合の納付指導について) に記載の内容とほぼ同様である。なお、収入未済となっている使用料は、いずれも口座振替による場合であり、引落日に引落が出来なかった(滞納の発生)ものである。

施設等の使用料を滞納した場合の市の納付指導の方法は 4. 監査の結果 (1) 仙台市民会館【指摘 4】(使用料を滞納している場合の納付指導について) において記載したものと同一であり同様の指摘となるが、イズミティ 21 に関しては他に比べ大口の収入未済がある(G 氏 計 646,060 円)。G 氏は団体 X の後援会であり、この使用は同団体の活動のために使用したものである。イズミティ 21 の使用は前年とこの年度の 2 回のみであるが、G 氏の契約による市の他の施設の使用履歴がある。ただし、他の施設の使用料には収入未済はない。また、同団体は現在も活動を行い、市以外の施設を使用しているようであることから、G 氏が契約を行っているのであれば、資力がなく滞納しているものとは考えられず、この収入未済についても市の努力次第で回収可能なものと思われる。特にこのような大口の収入未済をこれ以上放置すべきではない。滞納解消に向けた行動を強化し、早急に使用料を徴収すべきである。

【指摘 7】

(滞納者に対する施設使用許可について)

表Ⅲ-4-(2)-2 に記載のとおり、使用料について口座引落が行われず、さらに納入通知により督促しても支払いがなかったにもかかわらず、その後施設の使用を許可し、その使用料も滞納している利用者がいる。

F 氏：H24/3/3 の使用料を滞納しているにもかかわらず、同年 5/12、19、6/1 の使用を許可し、この分も含め 16,000 円が収入未済となっている。

本件に関する指摘内容は、4.監査の結果 (1)仙台市民会館【指摘 5】(滞納者に対する施設使用許可について) の記載と同様である。ここでの記載を省略する。

【意見 3】

(未使用領収書の管理について)

イズミティ 21 では、使用料収納に関して、システムからアウトプットされる領収書の他に、手書きの領収書を使用している。手書きの領収書は「領収書をまとめて欲しい」、「口座引落の場合でも領収書が欲しい」等利用者の要望に応えるために使用されるものである。イズミティ 21 では、手書きの領収書の振出に備えるため、前もって領収帳(領収書の束)購入時に公印を押印している。また、この領収帳は年度が切り替わった場合、公印が押印されたものを未使用のままとしており、新年度は新たな領収帳を使用している(領収帳に綴りこんだまま保管。穿孔等使用できない状況にはしていない)。公印の押印された未使用の領収書は、発行団体の信用を悪用した事故を誘発する可能性を抱えるものである。前もって(大量の)未使用の領収書に公印を押印する、公印を押印したままの過年度用の未使用領収書を使用可能な状況で保管するということには、現金事故のリスクが存在するという認識を持つ必要がある。未使用領収書の厳重な管理が必要である。

【意見 4】

(滞納者にかかる情報の共有について)

表Ⅲ-4-(2)-2 の滞納者のうち F 氏は平成 26 年 9 月以降もイズミティ 21 の他、仙台市青年文化センター等市の他の施設の使用実績があり、宮城野区文化センター、若林区文化センター、松森市民センター等の使用料も滞納している。

本件の意見は4.監査の結果 (1)仙台市民会館【意見2】(滞納者にかかる情報の共有について)の記載と同様であり、ここでの記載は省略する。

(3) 仙台市市民活動サポートセンター

(施設の概要)

(所管：市民協働推進課)

設置目的等：	市民活動をより活力あるものとし、市民・事業者・行政による協働のまちづくりを推進していくことを目的として、平成11年6月に設置。市民活動に関する相談、活動の場の提供、情報の収集・発信、人材育成、連携・交流推進などの事業を展開している。
所在地：	青葉区一番町四丁目1番3号
開館年月日：	平成11年6月30日
根拠条例等：	仙台市市民公益活動の促進に関する条例（以下この項で「条例」という。） 仙台市市民公益活動の促進に関する条例施行規則（以下この項で「規則」という。）
指定管理者：	（特活）せんだい・みやぎNPOセンター（以下この項で「NPOセンター」という。） （平成22年4月～平成27年3月）

仙台市市民活動サポートセンター（以下この項で「サポートセンター」という。）の過去5年間の使用状況は表Ⅲ-4-(3)-1のとおりである。

表Ⅲ-4-(3)-1

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
開館日(日)	347	347	342	338	335
使用日数(日):					
セミナーホール	216	225	258	266	260
研修室1	312	324	294	315	314
研修室2	318	335	306	322	323
研修室3	307	312	270	306	303
研修室4	305	308	297	314	316
研修室5	284	287	293	297	293
市民活動シアター	91	96	126	79	88
合計	1,833	1,887	1,844	1,899	1,897
利用者数(人):					
セミナーホール	10,439	10,514	11,603	13,356	12,222
研修室1	4,631	4,474	4,093	4,350	4,219
研修室2	7,183	6,829	5,568	6,307	6,439
研修室3	5,445	4,967	3,864	4,321	4,074
研修室4	3,151	3,399	3,125	3,717	3,796
研修室5	7,732	8,312	7,576	7,826	8,294
市民活動シアター	7,369	7,505	7,458	6,539	5,988
合計	45,950	46,000	43,287	46,416	45,032
使用時間 合計	10,830	11,048	11,864	11,453	10,700

東日本大震災の影響により、平成23年4月～6月は市民活動シアターの貸出は行っていない。また、その他の施設についても震災直後（平成23年3月、4月）の利用者数は他の月に比べ減少してはいるが、年度ベースの使用日数、利用者で見れば、結果として、全施設とも震災による影響は大きくはない。

【指摘8】

(規則と異なる料金設定について)

サポートセンターの附帯設備料金表では 持込設備機器（1KW以上）の使用料は1台 300円とされているが、これは規則とは異なる料金設定である。規則では、1KWにつき150円と定められており、持込設備機器が3KWの場合、サポートセンターの料金表では300円であるが、規則では450円となる。規則に従った料金設定にすべきである。ただし、2KWを超える機器の持込実績はいままでにはないとのことであり（通常は1.5KW止まり）、使用料の徴収不足は発生していない。

【意見 5】

(未使用領収書の管理について)

サポートセンターでは、使用料収納に関して、システムからアウトプットされる領収書の他に、手書きの領収書を使用している。手書きの領収書は前もって、指定管理者である NPO センターの本部において領収帳（領収書の束）単位で、前もって作成されるが、公印が押印された状態でサポートセンターに持ち込まれる。なお、この領収帳は年度が切り替わった場合、公印が押印されたものを未使用のままとし、新たな領収帳の使用を行っている（領収帳に綴りこんだまま保管。穿孔等使用できない状況にはしていない。）。未使用領収書に関する意見は、4.監査の結果 (2) 仙台市泉文化創造センター【意見 3】（未使用領収書の管理について）と同様であり、ここでの記載は省略する。

(4) 仙台国際センター

(施設の概要)

(所管：交流政策課)

設置目的等：	昭和 61 年 2 月、仙台市制 100 周年記念事業検討委員会から国際会議場建設の提言を受け、建設が計画された。その後、各界からの意見を集約のうえ基本構想を策定し、国際会議場の機能を持つ、コンベンション都市の基盤施設として、また、国際交流にかかる市民への情報提供や外国人への情報提供を行うなど仙台市の国際交流の拠点施設として設置された。
所在地：	青葉区青葉山無番地
開館年月日：	平成 3 年 9 月 21 日
根拠条例等：	仙台市国際文化交流会館条例（以下この項で「条例」という。） 仙台市国際文化交流会館条例施行規則（以下この項で「規則」という。）
指定管理者：	(公財) 仙台国際交流協会 (平成 22 年 4 月～平成 27 年 3 月)

仙台国際センター（以下この項で「国際センター」という。）の過去 5 年間の使用状況は表Ⅲ-4-(4)-1 のとおりである。

表Ⅲ-4-(4)-1

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
使用可能日数(日)	337	319	327	339	341
使用日数(日)					
大ホール	149	144	170	178	159
大会議室(橘)	235	212	209	239	233
大会議室(萩)	237	208	200	235	224
中会議室(白檀1)	230	209	199	224	219
中会議室(白檀2)	200	182	178	212	185
展示・レセプションホール(桜)	219	216	156	234	240
平均使用率:					
大ホール等	62.8%	61.2%	59.8%	65.0%	63.3%
小会議室	49.7%	51.6%	53.2%	53.2%	50.1%
使用件数:(件)					
国際会議等	8	16	11	17	16
全国会議等	84	51	28	45	57
その他	907	716	977	773	660
計	999	783	1,016	835	733
全室合計の利用者数(人)	257,700	225,791	272,245	259,110	245,160

東日本大震災により平成23年3月11日から4月17日までは休館となった。年度で見た場合、震災による利用者の大きな減少はない。

【意見6】

(施設の案内表示と使用料の区分の整合について)

国際センターでは「応接室」(1時間当たり使用料800円)を開館当初から貸し出しているが、当初、条例には、当該応接室について使用料の定めがない(貸し出す施設に含まれていない)。この応接室は開館当初から応接室として貸出を行っているものであるが、設計段階では、VIP等の控室としての利用を想定しており、控室(使用料400円)の2室分(800円)を使用料にしているものである。施設を確認したところ、他の控室とは異なる仕様になっており、2室に区分することは困難な状況である。条例制定時から、条例自体が実態と異なる状況にあったことになる。当初から実態を条例に反映すべきであった。

なお、本件については、平成26年3月に条例の改正が行われており(平成27年4月1日施行)、条例上、応接室(800円)の使用料についての定めが追加されている。

【指摘 9】

(附帯設備の使用実態にあわせた規則の見直しについて)

規則上、貸出を行う附帯設備として記載されているが、国際センターにおいて HP や貸出申込者用に準備してある貸出品のリストに掲載されていないものは表Ⅲ-4-(4)-2 のとおりである。

表Ⅲ-4-(4)-2

施行規則上の附帯設備	使用料(円)	型番	購入単価(円)	数量	金額(円)
プロジェクター3	2,100	ビデオプロジェクター LVP-120X	780,000	2	1,560,000
リヤ型プロジェクター	3,100	リアプロジェクター 70P-X2	200,000	1	200,000
35ミリ映写機	6,300	35mm 映写機 F-V300	5,665,000	2	11,330,000
16ミリ映写機	4,200	16mm 映写機 LX-2200	2,317,500	3	6,952,500
移動型16ミリ映写機	2,100	16mm 映写機 CX350	643,750	1	643,750
スライド映写機	2,100	スライド映写機 1200XENON	1,277,200	6	7,663,200
移動式スライド映写機1	2,100	スライド映写機 550XENON	530,450	4	2,121,800
移動式スライド映写機2	1,000	スライド映写機 ハイルクススーム300	243,080	6	1,458,480
移動式スライド映写機3	400	スライド映写機 ツインキャビンスーパー	39,758	8	318,064
ハイビジョンVTR	12,600	VTR AU-HD1500	12,720,500	1	12,720,500
VTR3	500	VTR AE-52他	70,000	3	210,000
VTR4	500	VTR EVO-9500	120,000	7	840,000
方式変換ビデオ	1,000	VTR 方式変換 NV-W1	180,000	2	360,000
16ミリトランスビデオ	1,000	16ミリトランスビデオ TRV-16G	478,950	1	478,950
スライドトランスビデオ	1,000	スライドトランスビデオ TRV35G	253,380	1	253,380
OHP1	1,000	OHP HP-A380	131,600	3	394,800
OHP2	1,000	OHP HP-A305SOLAR	163,152	2	326,304
OHP3	400	OHP 3200	90,640	3	271,920

これらの現物は全て国際センター内に保管されているが、故障、破損、陳腐化（アプリケーションなし）、部品なし、現代に適合しない（高熱になりフィルム破損の恐れ）等の状態にあり、故障又は故障していない場合でも使用が現実的ではないと思われるものである。なお、指摘の内容は4.監査の結果(1)仙台市民会館【指摘 2】(附帯設備の使用実態にあわせた規則の見直しについて)と同様であり、記載を省略する。

【指摘 10】

(貸出品から除外されている附帯設備について)

市の所有する附帯設備であり現物が国際センターに保管されているにもかかわらず、市の貸出品の一覧表である「貸付備品一覧」に計上されていないものは表Ⅲ-4-(4)-3 である。なお、国際センターでは年1回貸出品の棚卸を行っているが、「貸付備品一覧」から現物を当てるため、漏れがあることに気が付かなかった。

表Ⅲ-4-(4)-3

施行規則上の附帯設備	使用料(円)
VTR1	800
VTR2	600

本件に関する指摘事項は4.監査の結果(1)仙台市民会館【指摘3】(貸出品から除外されている附帯設備について)に記載したものと同様のため、ここでの記載を省略する。

【意見7】

(未使用領収書の管理について)

国際センターでは、使用料収納に関して、手書きの領収書を使用している。手書きの領収書は購入時に領収帳(領収書の束)単位で、印影が印刷される。なお、この領収帳は年度が切り替わった場合に新たなものを使用することはなく、そのまま継続して使用される。未使用領収書に関する意見は、4.監査の結果(2)仙台市泉文化創造センター【意見3】(未使用領収書の管理について)と同様であり、ここでの記載は省略する。

(5) 仙台市体育館

(施設の概要)

(所管：スポーツ振興課)

設置目的等：	体育・スポーツ活動の拠点として、市民の健康・体力の増進を図り、併せて全国的・国際的協議会等の開催を通じて、広く市民の体育・スポーツの普及と振興を図ることを目的として設置された。
所在地：	太白区富沢一丁目4番1号
開館年月日：	昭和59年9月1日
根拠条例等：	仙台市スポーツ施設条例(以下この項で「条例」という。) 仙台市スポーツ施設条例施行規則(以下この項で「規則」という。)
指定管理者：	(公財)仙台市スポーツ振興事業団 (平成25年4月～平成28年3月)

仙台市体育館(以下この項で「体育館」という。)の過去5年間の使用状況は表Ⅲ-4-(5)-1のとおりである。

表Ⅲ-4-(5)-1

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
競技場(人)	327,837	278,468	183,720	261,657	254,946
トレーニング室(人)	32,012	33,700	38,286	62,223	59,646
会議室等(人)	33,775	28,902	28,153	34,564	30,246
プール(人)	46,320	50,009	35,823	52,778	50,445
合計(人)	439,944	391,079	285,982	411,222	395,283

東日本大震災の影響により平成 23 年 3 月 12 日から一時休館したことに伴い平成 23 年度の利用者が減少しているが、平成 24 年度には震災前の水準になっている。なお、再開は第一競技場、第二競技場がそれぞれ平成 23 年 8 月 5 日、5 月 1 日、トレーニング室、会議室等がともに 5 月 1 日、プールは 7 月 3 日である。

【指摘 11】

(使用料を滞納している場合の納付指導について)

平成 25 年度末の体育館の使用料で収入未済となっているものは表Ⅲ-4-(5)-2 のとおりである。

表Ⅲ-4-(5)-2

利用者	調定年月	金額(円)
J氏	H25/12	15,700
K氏	H23/5 計6件	10,730
L氏	H19/3～12 計52件	136,070
M氏	H19/10	15,700
合計		178,200

体育館の使用料は、条例、規則において規定されている。支払の時期、方法、口座振替による場合の概要は 4.監査の結果 (1) 仙台市民会館【指摘 4】(使用料を滞納している場合の納付指導について) に記載の内容とほぼ同様である。なお、収入未済となっている使用料は、いずれも口座振替による場合であり、引落日に引落が出来なかった(滞納の発生)ものである。

滞納が発生した場合の「振替不能のお知らせと納入のお願い」の発送、指定管理者による窓口での納付依頼の状況は 4.監査の結果 (1)仙台市民会館【指摘 4】(使用料を滞納している場合の納付指導について) に記載の内容とほぼ同様である。これに加え、体育館の担当課では、以下の手続きを実施している。

- ① 滞納者に対し随時、納入を促す文書を郵送することにより納付を促している。なお、この文書の発送記録は「未納者通知書簡易決裁簿」として記録保管されている。
- ② 滞納金額が比較的大きい場合には、滞納者に電話をし、市担当課まで来庁を求め、納付相談を行うことにより納付を促している。なお、相談の記録は担当者によっては残している場合もあるようであるが、統一した様式はない。また、来庁を求める場合の金額基準等も定められているものではなく、あくまでも個人ベース。担当が変わった場合の引継も行っていない。なお、現在 J 氏とは連絡を取り合っているとのことではあるが記録は残されていない。

市としての対応について、滞納者に対する「振替不能のお知らせと納入のお願い」1 回限りの督促に限らず、手紙や直接面談し滞納解消に努めていることについては評価できるが、担当者が交替する毎にそれまでの回収活動が蓄積される仕組みを整えていないことに問題がある。滞納者との接触、指導内容については記録を残し、組織としてこれを活用することによって滞納解消を促進できるようにすべきである。

【指摘 12】

(滞納者に対する使用料の還付について)

体育館の使用料は原則使用許可の際に納入すること、即ち施設を使用する前に納入することは 4. 監査の結果 (1) 仙台市民会館【指摘 4】(使用料を滞納している場合の納付指導について) に記載のとおりである。ここで納入された使用料は原則的には返金することはないのであるが、条例第 4 条第 4 項ただし書きに定められた納期限の日までに使用料が納入され、使用許可を得た場合でも、当該納期限の日以前に規則第 6 条第 2 項において定められた期間内に使用の取りやめを申し出た場合には、同条第 2 項及び第 3 項に規定された額が還付される規定が定められている。

表Ⅲ-4-(5)-2 の滞納者のうち K 氏(使用は体育館のみであり、他の施設の使用はない)に関して、使用料の滞納があるにもかかわらず新たな使用を認めているが、上記規定に従い使用取りやめの申し出にかかる還付も行っている。市は、この滞納使用料と還付する使用料が、それぞれ別の使用に関する債権、債務であることから相殺を検討していない。しかし、使用料と還付金は非強制徴収債権であり、執行機関も同じ、発生原因も同じであるから、双方の合意があれば相殺は可能と思われる。また、少なくとも還付する資金を還付後滞納解消の資金に充て、納付を促す等の指導はできるはずである。な

お、K氏については滞納があるにもかかわらず滞納後の使用を許可しているが、ここに記載する使用料以外、その後の滞納はない。支払に窮しているものとは考えられず、滞納解消は十分に可能と思われる。早急な滞納解消に努めるべきである。

【指摘 13】

(滞納者に対する施設使用許可について)

表Ⅲ-4-(5)-2 に記載した滞納者のうち、L氏については、使用料について口座引落が行われず、さらに納入通知により督促しても支払いがなかったにもかかわらず、その後施設の使用を許可し、その使用料も滞納している。また、J氏は、仙台市民会館等の他の市の施設の使用料を滞納している。

本件に関する指摘内容は、4.監査の結果 (1)仙台市民会館【指摘 5】(滞納者に対する施設使用許可について) の記載と同様である。ここでの記載を省略する。

【意見 8】

(未使用領収書の管理について)

体育館では、使用料収納に関して、使用料の券売機からアウトプットされる領収書の他に、手書きの領収書を使用している。手書きの領収書は領収帳(領収書の束)単位で購入時にあらかじめ印影が印刷される。手書きの領収書は口座引落や券売機の領収書をまとめて欲しい等利用者の要請に基づく場合に発行するものである。また、この領収帳は年度が切り替わった場合、公印が押印されたものを未使用のままとし、新たな領収帳の使用を行っている(領収帳に綴りこんだまま保管。穿孔等使用できない状況にはしていない)。未使用領収書に関する意見は、4.監査の結果 (2)仙台市泉文化創造センター【意見 3】(未使用領収書の管理について) と同様であり、ここでの記載は省略する。

【意見 9】

(滞納者にかかる情報の共有について)

表Ⅲ-4-(5)-2 の滞納者のうちJ氏にはシェルコムせんだい、若林体育館、新田東総合運動場宮城野体育館等の使用履歴があり、そちらでも滞納がある。平成26年9月以降も泉総合運動場の他、泉海洋センター等市の他の施設の使用実績があり、滞納している。

本件の意見は4.監査の結果 (1)仙台市民会館【意見 2】(滞納者にかかる情報の共有について) の記載と同様であり、ここでの記載は省略する。

(6) 仙台市青年文化センター（日立システムズホール仙台）

（施設の概要）

（所管：文化振興課）

設置目的等：	市内各種青年団体・サークルの代表者、有識者で構成する懇談会や青年関係団体・一般青年へのアンケート等を通じて意見の集約を行い、「青年の新しい文化創造の場」「青年の発表の場」「交流の場」「広い地域の仲間が集う場」「地域文化の交流の場」「文化伝番の場」としての機能を持った文化施設として設置された。
所在地：	青葉区旭ヶ丘三丁目 27-5
開館年月日：	平成 2 年 3 月 18 日
根拠条例等：	仙台市青年文化センター条例（以下この項で「条例」という。） 仙台市青年文化センター条例施行規則（以下この項で「規則」という。）
指定管理者：	（公財）仙台市市民文化事業団 （平成 24 年 4 月～平成 29 年 3 月）

仙台市青年文化センター（以下この項で「青年文化センター」という。）の過去 5 年間の使用状況は表Ⅲ-4-(6)-1 のとおりである。

表Ⅲ-4-(6)-1

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
コンサートホール：					
使用件数(件)	279	291	240	242	317
使用人数(人)	102,878	95,775	83,673	86,986	111,834
シアターホール：					
使用件数(件)	286	276	188	282	278
使用人数(人)	74,039	56,310	46,418	70,683	59,012
その他：					
使用件数(件)	11,536	10,887	8,564	11,188	11,259
使用人数(人)	170,847	139,078	127,857	161,440	155,440
全施設合計：					
使用件数(件)	12,101	11,454	8,992	11,712	11,854
使用人数(人)	347,764	291,163	257,948	319,109	326,286

東日本大震災の影響により平成 23 年度の使用が減少している（平成 23 年 7 月に再開した。）が、平成 24 年度には震災前の水準に回復している。

【指摘 14】

(条例上貸出が予定されている施設について)

条例上映写室は、貸出を行う施設として記載されている(1時間当たり400円)が、青年文化センターにおいてはHPや使用申込者用に準備してある「使用のご案内」に貸出用の施設としての掲載が行われていない。この映写室は、シアターホール後方上部にあるが、映写機が2台(16ミリ、32ミリ用)備え付けられており、ホールに映像を映し出すために設置された部屋である。条例制定当時は、これら映写機とともに使用されていたが、その後の技術進歩によりこれら機器は陳腐化(映像を担当する技師も少なくなっている)しており、使用されなくなってから相当程度時が経過していることもあって、現在では映写室自体も使用申し込みがなくなっている。このような環境の変化により、貸出を行う施設として広報することを取りやめているものであるが、条例で貸出が予定され、使用することが可能な状況にある以上、少なくとも貸出可能な施設として広報はすべきであろう。

【指摘 15】

(附帯設備の使用実態にあわせた規則の見直しについて)

規則上、貸出を行う附帯設備として記載されているが、青年文化センターにおいてHPや「使用のご案内」に掲載されていないものは表Ⅲ-4-(6)-2のとおりである。

表Ⅲ-4-(6)-2

施行規則上の 附帯設備	使用料 (円)	内容	単価 (円)	数量	金額 (円)	受入 月日
(ビデオ・映写装置類)						
スライド映写機	200	ビクター550Wキセノン型	1,128,000	1	1,128,000	H2.1.15
		同(リモコン(コード付))	32,000	1	32,000	H2.3.1
		同(ズームレンズ)	128,000	1	128,000	H2.3.1
映写機(35ミリ・ 16ミリ兼用)	1,300	35/16mm兼用映写機 ビクターF-V300PTH3072,3073	6,000,000	2	12,000,000	H2.3.1
映写機(16ミリ)	500	エルモCX350XENON	512,000	1	512,000	H2.3.1
AV シアターシステム	800	ソニーVHP-1042QTカラービデオプロジェクター	1,030,000	1	1,030,000	H2.2.20
		ソニー機器収納ラック(特型)	630,000	1	630,000	H2.2.20
		ソニーPVM-9020 9型カラーモニター	90,700	1	90,700	H2.2.20
		ソニーSRP-S810SBサブウーハー	136,100	2	272,200	H2.2.20
		ソニーSRP-D1500主電源ユニット	23,400	1	23,400	H2.2.20
		ソニースピーカーSRP-S700	71,200	2	142,400	H2.2.20
		ソニースピーカーSRP-S800	99,600	2	199,200	H2.2.20
		ソニースピーカーコントローラーSRP-C1002	39,000	2	78,000	H2.2.20
		ソニーTVチューナーVT-X5R	48,500	1	48,500	H2.2.20
		ソニー72型カーブドスクリーンVRS-72HGI	142,000	1	142,000	H2.2.20
		ソニーHi8VTR EVO-9800	520,000	1	520,000	H2.2.20
		ソニーパワーアンプSRP-P4005	120,900	1	120,900	H2.2.20
		ソニープロジェクター取付金具PSS-722.10	86,900	1	86,900	H2.2.20
ロケーションカメラ	1,000	ソニーBVP-73 CCDカラービデオカメラ	2,780,000	2	5,560,000	H2.1.31

これらの現物は全て青年文化センターに保管されているが、故障、破損、陳腐化（高熱になりフィルム破損の恐れ、アプリケーションなし等）、部品なし等により、故障していなくても使用不可なものである。なお、指摘の内容は4.監査の結果（1）仙台市民会館【指摘2】（附帯設備の使用実態にあわせた規則の見直しについて）と同様であり、記載を省略する。

【指摘16】

（貸出品から除外されている附帯設備について）

規則において貸出が予定されている「実物投影機」（1時間当たり使用料50円）は、市の所有する附帯設備であり現物が青年文化センターに保管されているにもかかわらず、市の貸出品の一覧表である「青年文化センター備品台帳（以下この項で「備品台帳」という。）」に記載されていない。本件に対する指摘事項は、4.監査の結果（1）仙台市民会館【指摘3】（貸出品から除外されている附帯設備について）に記載のとおりであり、ここでの記載を省略する。

【指摘17】

（備品台帳と現物の不整合について）

規則において貸出が予定されている「ビデオカメラ」（1時間当たり使用料200円）は、備品台帳に記載がなく、現物も見当たらない。また、紛失したのか、市に返却を行ったのかに関する記録も残されていない。また、青年文化センターでは市からの貸与設備（備品）に関して帳簿と現物の照合を行っていない。仙台市青年文化センター管理業務協定書第28条第4項では、指定管理者は、常に備品管理簿を備えて物品管理しなければならない旨規定している。ここで管理とは帳簿によって、市から指定管理者に貸出を行った物品に関して、その現状（有無を含む）を帳簿上把握することであるが、それが実施されていない。市は指定管理者に厳密な管理の実行を指導する必要がある。なお、青年文化センターには市の備品が数多くあるが、それぞれの備品の保管場所はほぼ一定であるとのことであり、順に棚卸を行っておけばよく、管理が困難という状況にはないものと判断される。また、現物がなく（スタジオカメラ（ビデオスタジオ用）等）、規則にも記載されていないが、備品台帳に記載があるものがあり、現物の棚卸を早急を実施するよう指定管理者を指導すべきである。

【指摘18】

（使用料を滞納している場合の納付指導について）

平成 25 年度末の青年文化センターの使用料で収入未済となっているものは表Ⅲ-4-(6)-3 のとおりである。

表Ⅲ-4-(6)-3

利用者	請求年月	使用日	場所	金額(円)
N氏	H26/2	H26.4.19.	練習室1	11,700
O氏	H26/1	H26.4.26.	練習室1	10,400
	H26/1	H26.5.17.	練習室1	5,200
合計				27,300

青年文化センターの使用料は、条例、規則において規定されている。支払の時期、方法、口座振替による場合の概要は4.監査の結果 (1)仙台市民会館【指摘 4】(使用料を滞納している場合の納付指導について)に記載の内容とほぼ同様である。なお、収入未済となっている使用料は、いずれも口座振替による場合であり、引落日に引落が出来なかった(滞納の発生)ものである。

滞納が発生した場合の「振替不能のお知らせと納入のお願い」の発送、指定管理者による窓口での納付指導の状況は4.監査の結果 (1)仙台市民会館【指摘 4】(使用料を滞納している場合の納付指導について)に記載の内容とほぼ同様である。これに加え、青年文化センターの担当課では、以下の手続きを実施している。

- ① 滞納者に対しては、随時文書を郵送することにより納付を促しており、発送記録の保管もしている。
- ② 滞納者に対しては、個別に電話により納付指導を行っている。なお、指導の記録が一定の様式により残されており、担当が変わった場合の引継も行われている。

収入未済 27,300 円について、引き続き解消に向けた努力が必要である。

【意見 10】

(滞納者にかかる情報の共有について)

表Ⅲ-4-(6)-3 の滞納者のうち N 氏には仙台市民会館の使用があり、そちらでも滞納がある。

本件の意見は4.監査の結果 (1)仙台市民会館【意見 2】(滞納者にかかる情報の共有について)の記載と同様であり、ここでの記載は省略する。

【意見 11】

(未使用領収書の管理について)

青年文化センターでは、使用料収納に関して、システムからアウトプットされる領収書の他に、手書きの領収書を使用している。手書きの領収書は前もって、購入時に領収帳（領収書の束）単位で作成され、公印が押印された状態で保管されている。なお、この領収帳は年度が切り替わった場合、公印が押印されたものを未使用のままとし、新たな領収帳の使用を行っている（領収帳に綴りこんだまま保管。使用できない状況にはしていない）。未使用領収書に関する意見は、4.監査の結果 (2)仙台市泉文化創造センター【意見 3】（未使用領収書の管理について）と同様であり、ここでの記載は省略する。

IV. 市民局における歳出と所管施設

1. 市民局における歳出

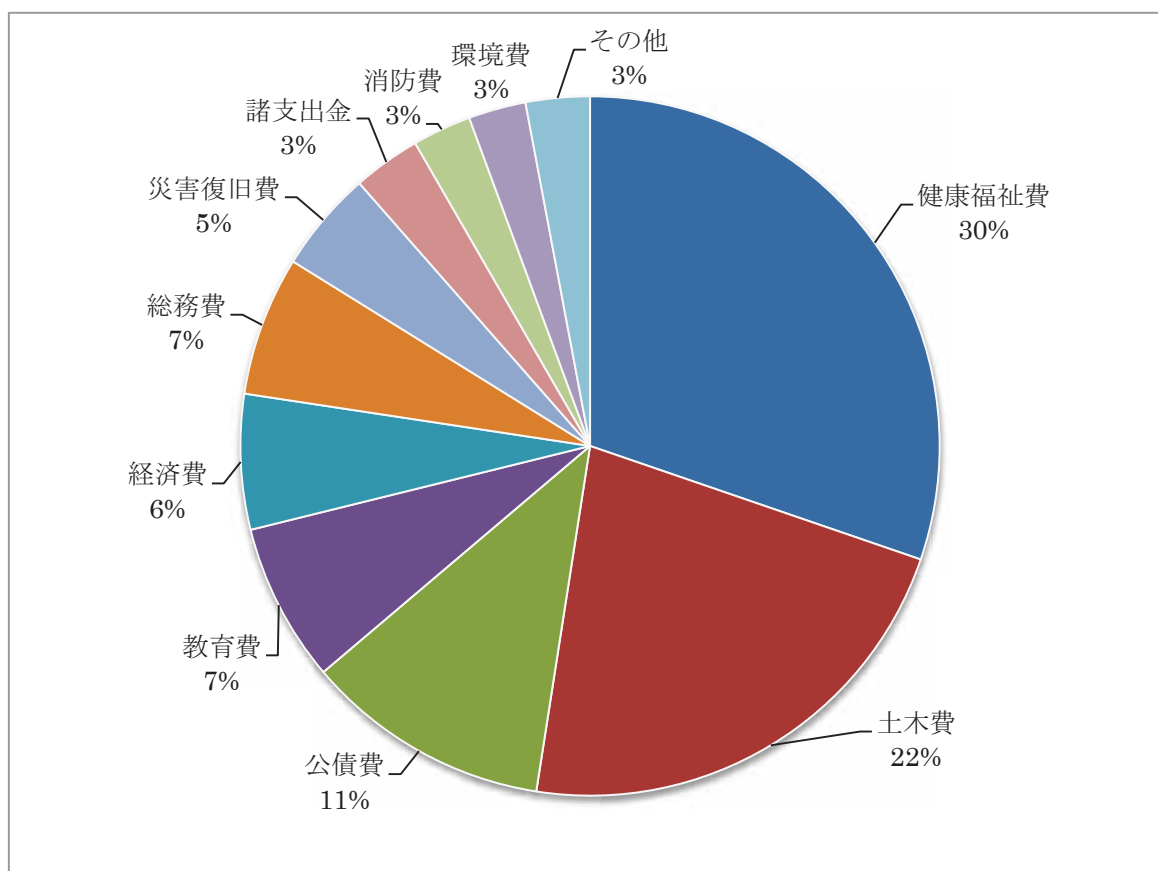
(1) 市民局の予算

①平成 25 年度の予算の概要

表IV-1-(1)-1 のとおり、平成 25 年度の仙台市の一般会計の当初予算額は、546,136 百万円であり、復興公営住宅建設費や東部復興道路整備費が増加したものの、災害廃棄物処理費等の災害復旧費が大幅に減少したことなどで、前年度に比べ 32,541 百万円の減少となった。一方、平成 25 年度の市民局の当初予算額は、11,446 百万円であり、戸籍電算処理システム開発等があったため、前年度の予算額 10,058 百万円に比べ 1,387 百万円増加(+13.8%)している。

なお、平成 25 年度の市民局の当初予算額は、仙台市の一般会計の当初予算額の 2.1%を占めている。

表IV-1-(1)-1 平成25年度一般会計予算（目的別の歳出）



【歳出(目的別)】

(単位:百万円)

区 分	平成25年度 当初予算額	平成24年度 当初予算額	増減	増減率
議 会 費	1,616	1,619	△ 2	△ 0.2%
総 務 費	35,001	31,975	3,026	9.5%
市 民 費	14,145	13,020	1,125	8.6%
健 康 福 祉 費	164,158	179,727	△ 15,569	△ 8.7%
環 境 費	14,396	13,130	1,266	9.6%
経 済 費	37,578	35,446	2,132	6.0%
土 木 費	120,409	126,230	△ 5,820	△ 4.6%
消 防 費	14,760	13,511	1,249	9.2%
教 育 費	39,801	38,973	828	2.1%
公 債 費	61,563	61,410	152	0.2%
災 害 復 旧 費	25,407	33,363	△ 7,955	△ 23.8%
諸 支 出 金	16,996	29,969	△ 12,973	△ 43.3%
予 備 費	300	300	0	0.0%
合 計	546,136	578,677	△ 32,541	△ 5.6%

②市民局の当初予算

平成 25 年度の市民局の当初予算の項目別の内訳金額は、表IV-1-(1)-2 市民局 歳出予算総括表（各区執行分含む。）の通りである。

表IV-1-(1)-2 市民局 歳出予算総括表（各区執行分含む。）

款項	目	当初予算額(百万円)			
		平成25年度	平成24年度	増減	主な増減
一般会計					
2	総務費	755	573	182	
	2 企画費	755	573	182	
	2 交流推進費	743	552	190	
	3 統計調査費	12	20	△ 7	
3	市民費	8,643	7,602	1,040	
	1 市民費	6,441	6,132	309	
	1 市民総務費	647	604	43	
	2 区政推進費	37	17	19	
	3 市民生活費	156	127	28	
	4 文化振興費	1,638	1,390	247	第5回仙台国際音楽コンクール開催に当たり負担金支出
	5 男女共同参画推進費	567	572	△ 4	
	6 地域施設費	1,576	1,515	60	
	7 スポーツ振興費	1,813	1,900	△ 86	
	8 文化振興基金費	4	4	0	
	2 戸籍住民基本台帳費	1,947	1,136	811	
	1 戸籍住民基本台帳費	1,947	1,136	811	戸籍電算処理システム開発
	3 労働福祉費	253	333	△ 80	
	1 労働福祉総務費	222	216	5	
	2 勤労者福祉施設費	30	116	△ 85	
9	教育費	2,047	1,883	164	
	8 市民センター費	2,047	1,883	164	
	1 市民センター施設費	2,047	1,883	164	
総計		11,446	10,058	1,387	

(2) 市民局の主要事業

平成 25 年度の市民局の事業別の予算額及び事業内容は、表IV-1-(2)平成 25 年度 市民局事業別予算概要のとおりである。

文化スポーツ部文化振興課所管の「仙台国際音楽コンクール開催」事業の予算が、前年に比べ 184 百万円増加しているのは、平成 25 年が 3 年に 1 回開催されるコンクールの開催年となっているためである。

図表IV-1-(2) 平成25年度 市民局事業別予算概要

所管	事業名	当初予算額 (百万円)			概要説明
		25年度	24年度	増減	
地域政策部地域政策課	○ 市民センター運営管理・大規模修繕・建設等	2,047	1,883	164	地域における市民の文化・地域活動の拠点として、中学校区を設置単位に会議室、和室の集会施設や多目的ホール等を整備。平成25年4月1現在60館設置。
地域政策部区政課	○ 戸籍住民基本台帳等事務	1,947	1,136	811	5区役所、2総合支所の戸籍住民課事務費及び16か所に設置の住民票・印鑑登録証明書自動交付機の維持管理費。住民情報システム運用、戸籍電算処理システムの開発。
文化スポーツ部スポーツ振興課	○ スポーツ施設の運営管理	1,473	1,592	△ 118	スポーツ施設の指定管理業務、スポーツ施設の維持修繕、施設備品の整備
市民協働推進部男女共同参画課	○ 男女共同参画推進センター運営管理	519	515	3	男女共同参画推進の拠点であるエル・パーク仙台及びエル・ソーラ仙台的効率的な運営管理とともに女性相談事業をはじめとする男女共同参画を推進するための各種事業を実施する。
市民協働推進部交流政策課	○ 仙台国際センター運営管理	386	367	18	本市における国際交流及びコンベンションの拠点施設である仙台国際センター（平成3年9月開館）の運営管理等を行う。
文化スポーツ部文化振興課	(公財) 仙台市市民文化事業団運営費等補助	327	311	15	市民の文化活動の活性化、地域文化の振興を図るため、(公財) 仙台市市民文化事業団に対して運営費及び自主事業費を補助する。
文化スポーツ部文化振興課	○ 青年文化センター運営管理	321	329	△ 8	平成2年3月開館。敷地面積12,042㎡、延床面積25,064㎡、地下2階地上4階。シアターホール(588席)、コンサートホール(804席)、交流ホール(300席)、各種スタジオ、練習室、会議室等の運営管理を行う。
文化スポーツ部文化振興課	(公財) 仙台フィルハーモニー管弦楽団運営補助	313	310	3	本市の音楽文化インフラとしての楽団に対し、運営費を補助する。
地域政策部地域政策課	○ 太白区文化センター運営管理	268	274	△ 5	平成11年9月開館。長町駅前第一地区市街地再開発ビルの地下2階地上6階部分。延床面積13,957㎡(うち文化センター8,433㎡)、ホール(682席)、展示ホール等を整備している施設の運営管理。区中央市民センター、区情報センター、図書館、区中央児童館を併設。
文化スポーツ部文化振興課	○ 仙台国際音楽コンクール開催	261	77	184	第5回コンクール(平成25年5～6月)開催にあたり、(公財) 仙台市市民文化事業団に対し負担金を支出する。
地域政策部地域政策課	○ 住民自治組織育成	231	230	1	住民自治組織への各種補助金交付、町内会役員等の市長表彰、地縁団体認可事務。
地域政策部地域政策課	○ 泉文化創造センター運営管理	217	217	0	昭和62年11月開館。敷地面積11,106㎡、延床面積12,949㎡、地下2階地上3階。大ホール(1,456席)、小ホール(408席)、展示室、スタジオ、ギャラリー、会議室等を整備している施設の運営管理。
地域政策部地域政策課	○ 市民会館運営管理	212	212	0	昭和48年11月開館。敷地面積5,983㎡、延床面積12,800㎡、地下2階地上5階。大ホール(1,310席)、小ホール(500席)、展示室、会議室等を整備している施設の運営管理。
地域政策部地域政策課	○ 宮城野区文化センター運営管理	207	185	22	平成24年10月開館。敷地面積12,626㎡、延床面積13,626㎡(うち文化センター6,912㎡)、地下1階地上3階。コンサートホール(384席)、シアターホール(198席)等を整備している施設の運営管理。区中央市民センター、区情報センター、図書館、児童館を併設。
文化スポーツ部文化振興課	○ 仙台文学館運営管理	184	187	△ 2	仙台文学館の管理運営を行う。
地域政策部市民生活課	○ 勤労者融資制度	180	180	0	中小企業勤労者の生活資金、教育資金及び育児・介護休業生活資金の融資のため、東北労働金庫に資金の預託を行う

所管	事業名	当初予算額（百万円）			概要説明
		25年度	24年度	増減	
市民協働推進部市民協働推進課	復興プロジェクト推進 (25年度より復興関連事業別掲)	155	83	71	①生活復興プロジェクト 被災者の伴走型生活支援、就労支援等を実施。 ②震災メモリアルプロジェクト 震災の記憶を市民共有のものとし継承していくための仕組みづくりを市民協働で行う。
文化スポーツ部スポーツ振興課	(公財) 仙台市スポーツ振興事業団補助	152	142	10	(公財) 仙台市スポーツ振興事業団の法人管理運営費及び事業費の補助
地域政策部地域政策課	○ 若林区文化センター運営管理	148	148	0	平成5年9月開館。敷地面積11,842㎡、延床面積11,446㎡(うち文化センター8,403㎡)、地下1階地上3階。ホール(700席)、展示ホール等を整備している施設の運営管理。区中央市民センター、区情報センター、図書館を併設。
市民協働推進部市民協働推進課	○ 市民活動サポートセンター運営管理	147	146	0	市民の公益的な活動の拠点施設である市民活動サポートセンターの運営管理費。
地域政策部地域政策課	○ 戦災復興記念館運営管理	118	120	△ 2	戦災復興事業の完了を記念して、昭和56年4月開館。敷地面積2,444㎡、延床面積6,551㎡、地下1階地上5階。記念ホール(270席)、資料展示室、会議室等を整備している施設の運営管理。
地域政策部地域政策課	○ 広瀬文化センター運営管理	102	106	△ 3	平成3年7月開館。敷地面積6,746㎡、延床面積4,687㎡(うち文化センター2,880㎡)、地下1階地上4階。ホール(605席)、リハーサル室等を整備している施設の運営管理。市民センター、図書館を併設。
市民協働推進部交流政策課	仙台国際交流協会補助金	96	93	2	(公財) 仙台国際交流協会の運営及び事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、市民協働による国際交流活動等を推進するとともに外国人が暮らしやすい社会の形成を図る。
文化スポーツ部文化振興課	○ 青年文化センター維持修繕	77	62	15	青年文化センターの大規模改修基本計画策定及び受変電設備改修工事を行う。
文化スポーツ部スポーツ振興課	仙台国際ハーフマラソン大会開催	60	50	10	第23回仙台国際ハーフマラソン大会共催負担金
文化スポーツ部文化振興課	オペラ「遠い帆」上演	50	7	42	「オペラ『遠い帆』」を、支倉常長ら慶長遣欧使節出帆400周年に当たる平成25年に市民協働により上演する。また、平成26年度に上演する東京公演の準備を行う。
地域政策部地域政策課	(公財) 仙台ひと・まち交流財団運営補助	45	76	△ 31	地域のコミュニティづくりに係る調査及び情報提供、地域活動や生涯学習、児童の健全育成の支援等を行う(公財) 仙台ひと・まち交流財団の運営費・事業費補助。
文化スポーツ部スポーツ振興課	スポーツ団体育成補助	43	43	0	仙台市学区民体育振興会連合会、仙台市体育協会及び仙台市レクリエーション協会育成等補助金
地域政策部市民生活課	中小企業勤労者福祉推進事業運営費補助	36	30	5	市内の中小企業勤労者を対象とした総合的な福利厚生事業の運営費等を補助する。
地域政策部市民生活課	安全・安心街づくり事業	35	37	△ 1	安全な街づくりを推進するため、市民の防犯意識を高め、自己防衛策や地域の防犯対策を高めていくための各種事業を実施する。また、警察や関係機関・団体との連携を図り犯罪防止と環境浄化を推進する。
市民協働推進部男女共同参画課	せんだい男女共同参画財団運営等補助	29	34	△ 5	公益財団法人せんだい男女共同参画財団の運営に対する補助を行うほか、財団が実施する女性の自立と社会参画を促進する各種事業や市民活動の支援などに要する費用の一部について助成。
市民協働推進部消費生活センター	消費者支援	24	22	1	消費者支援に関する企画、調整、消費者啓発、消費生活相談を行う。 ①仙台市消費生活基本計画の推進 ②消費生活に係る情報収集及び情報提供 ③消費者教育・啓発の推進 ④消費者団体等への支援 ⑤仙台市消費生活審議会運営 ⑥消費生活に関する相談、講座、展示等 ⑦環境に配慮した消費行動の推進
市民協働推進部消費生活センター	計量指導取締	23	21	2	計量器機検査及び計量指導を行う。
文化スポーツ部文化振興課	仙台クラシックフェスティバル開催	23	23	0	クラシック音楽の聴衆拡大を図るため、クラシックの名曲を低料金・短時間で提供するコンサートで構成するフェスティバルを開催する。

所管	事業名	当初予算額（百万円）			概要説明
		25年度	24年度	増減	
文化スポーツ部文化振興課	文化振興の推進	21	18	2	市民文化の向上と振興を図るため、各種事業を実施する。 ①市役所1階ギャラリー運営 ②文化団体補助 ③晩翠草堂管理運営 ④その他文化振興事業経費
文化スポーツ部文化振興課	○演劇系練習施設運営補助	20	21	△0	(公財) 仙台市市民文化事業団に対し、「せんだい演劇工房10-BOX」の運営経費を補助する。
文化スポーツ部スポーツ振興課	国際スポーツイベント等招致	18	18	△0	(新) ワールドグランプリ女子バレーボール仙台大会、日本バドミントンジュニアグランプリ大会、ラグビー国際試合
地域政策部市民生活課	○仙台地域職業訓練センター運営	16	22	△5	中小企業勤労者の職業訓練体制の確立を目的として、平成元年2月に雇用促進事業団（現：雇用・能力開発機構）が設置。求職者に対する職業教育訓練、地域住民に対する技術講習等を実施。敷地面積7,125㎡、延床面積2,834㎡。運営主体は職業訓練法人仙台都市圏職業訓練協会。
地域政策部広聴統計課	市民相談	16	25	△9	市民生活において生じる問題の相談に応じる（市政関係及び法律、税務、登記、行政手続き等の特別相談及び被災者支援情報ダイヤルの実施。）。
文化スポーツ部文化振興課	ジュニアオーケストラ運営	16	16	0	本市の音楽文化の一層の振興と発展を図るため平成2年5月に設置。団員は小5～高2までの約120名で構成。月4回の割合で練習を行い、演奏会を年二回開催する。
市民協働推進部市民協働推進課	市民公益活動支援推進	15	11	4	多様な市民活動の促進と市民協働の新しい仕組みづくりを行う。
文化スポーツ部スポーツ振興課	Jリーグ推進	15	15	0	ペガルト仙台ホームタウン協議会負担金
地域政策部市民生活課	仙台サンプラザ維持修繕	13	94	△80	仙台サンプラザの施設修繕等を行う。
市民協働推進部交流政策課	国際姉妹・友好都市交流等	12	18	△5	国際姉妹・友好都市をはじめとする世界の諸地域との交流事業により、相互理解・友好親善を図る。なお、ミンスク市及びアカブルコ市との姉妹都市提携40周年記念事業を緊急雇用創出事業にて行う予定である。
地域政策部市民生活課	交通指導隊運営	12	13	△1	歩行者の交通安全確保のための街頭指導や、小学校において自転車の正しい乗り方等の実技指導を行う。
文化スポーツ部スポーツ振興課	マイタウンスポーツ活動推進	12	12	0	仙台市スポーツ推進計画に基づくマイタウンスポーツ活動の支援
地域政策部地域政策課	被災者交流支援事業	12	12	0	仮設住宅入居者や仮設住宅入居者と周辺住民との交流の機会づくりを進め、被災者とのコミュニティ形成に向けた取り組みへの支援を行う。
文化スポーツ部スポーツ振興課	スポーツ振興	11	15	△3	仙台市スポーツ賞、その他スポーツ振興事業費
文化スポーツ部スポーツ振興課	全日本大学女子駅伝大会開催	11	11	0	全日本大学女子駅伝大会開催負担金

(注1) 市民局事業概要（平成25年9月 仙台市市民局）に掲載の「平成25年度 市民局事業予算概要」より、平成25年度当初予算額10,000千円以上の事業を抜粋して金額順に並べ替えし作成した。

(注2) 事業名の前の○印は、市民局所管施設に係るものであることを示す。

上記表IV-1-(2)の中で比重の高いものは、所管施設の運営管理・整備に係るものであるため、市民局の所管施設の多くに導入されている指定管理者制度が適切に運用されているかどうかを中心に以下により検証した。

2. 市民局の所管施設と施設の管理

(1) 所管施設と指定管理者

市民局の所管施設における指定管理者の選定状況等は表IV-2-(1)の通りである。

市民局所管施設 43（市民センター60 施設（市民センターの所管は教育委員会だが、管理の総括を補助執行しているため便宜的にここに含める。以下同様。）、及び、コミュニティ・センター70 施設はそれぞれ1とカウント）のうち、コミュニティ・センター、仙台地域職業訓練センター、及び、せんだい演劇工房 10-BOX を除く 40 施設に指定管理制度が導入されている。指定管理制度導入施設のうち、30 施設が公募、10 施設が非公募である。また、下記施設については、施設規模、地域特性及び施設の特性から、運営及び維持管理の効率化が期待できるとして、複数の施設をグループ化して、指定管理者の募集・選定を行っている。

1	男女共同参画推進センター（エル・パーク仙台、エル・ソーラ仙台）
2	仙台市青葉体育館、仙台市武道館
3	仙台市秋保体育館、仙台市長袋グラウンド、仙台市馬場グラウンド
4	仙台市中田温水プール、仙台市鉤取球場
5	仙台市今泉運動場、仙台市若林日辺グラウンド
6	仙台市葛岡温水プール、仙台市水の森温水プール、仙台市鶴ヶ谷温水プール
7	仙台市出花体育館、仙台市高砂庭球場

表IV-2-(1) 市民局の所管施設における指定管理者の選定状況

No	所管課	施設名	指定期間	公募・ 非公募	応募団 体数	指定管理者選定委員会			指定管理者	評価結果				備考
						民間 委員	市職員 委員	その他		得点(a)	満点(b)	得点率(a/b)	次点	
1	地域政策課	市民センター(60施設)	平成25年4月～平成30年3月	非公募	-	-	-	-	(公財)仙台ひと・まち交流財団	-	-	-	-	
2	地域政策課	コミュニティセンター(70施設)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	※1
3	地域政策課	市民会館	平成23年4月～平成28年3月	公募	1	3	3	-	東北共立・陽光ビル企業体	572.0	606.0	94.4%	-	
4	地域政策課	戦災復興記念館	平成24年4月～平成29年3月	公募	2	3	3	-	仙台ひと・まち交流財団・東北共立グループ	563.6	606.0	93.0%	◆	
5	地域政策課	泉文化創造センター(イズミティ21)	平成27年4月～平成32年3月	公募	2	3	3	-	仙台市民文化事業団・東北共立・石井ビル管理グループ	567.4	624.0	90.9%	◆	
6	地域政策課	広瀬文化センター	平成25年4月～平成30年3月	非公募	-	3	3	-	(公財)仙台ひと・まち交流財団	-	-	-	-	
7	地域政策課	若林区文化センター	平成25年4月～平成30年3月	非公募	-	3	3	-	(公財)仙台ひと・まち交流財団	-	-	-	-	
8	地域政策課	太白区文化センター	平成25年4月～平成30年3月	非公募	-	3	3	-	(公財)仙台ひと・まち交流財団	-	-	-	-	
9	地域政策課	宮城野区文化センター	平成25年4月～平成30年3月	非公募	-	3	3	-	(公財)仙台ひと・まち交流財団	-	-	-	-	
10	市民生活課	仙台地域職業訓練センター	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	※2
11	市民協働推進課	市民活動サポートセンター	平成27年4月～平成32年3月	公募	1	3	3	-	(特活)せんだいみやぎNPOセンター	529.0	619.5	85.4%	-	
12	男女共同参画課	エル・パーク仙台	平成23年4月～平成28年3月	非公募	-	3	3	-	(公財)せんだい男女共同参画財団	-	-	-	-	
13	男女共同参画課	エル・ソラ仙台							No12参照					
14	交流政策課 (平成27年4月1日 より経済局所管)	仙台国際センター	平成27年4月～平成32年3月	公募	4	3	4	-	青葉山コンソーシアム((株)東北共立、日本コンベンションサービス(株)、野村不動産パートナーズ(株)、石井ビル管理(株)、小田原電機工業(株)の連合体)	450.0	606.0	74.3%	418	
15	スポーツ振興課	仙台市体育館	平成25年4月～平成28年3月	公募	4	3	3	-	(公財)仙台市スポーツ振興事業団	885.0	924.0	95.8%	782.3	
16	スポーツ振興課	若林体育館	平成25年4月～平成28年3月	公募	6	3	3	-	(公財)仙台市スポーツ振興事業団	881.0	924.0	95.3%	859	
17	スポーツ振興課	青葉体育館	平成25年4月～平成28年3月	公募	4	3	3	-	(公財)仙台市スポーツ振興事業団	874.0	924.0	94.6%	759.4	
18	スポーツ振興課	仙台市武道館							No17参照					
19	スポーツ振興課	宮城広瀬総合運動場(仙台環境開発スポーツパーク宮城広瀬)	平成27年4月～平成32年3月	公募	1	3	3	-	TM共同事業体((株)東京アスレティッククラブ、三菱電機ビルテクノサービス(株)の連合体)	862.3	931.5	92.6%	-	
20	スポーツ振興課	秋保体育館	平成24年4月～平成29年3月	公募	2	3	3	-	(公財)仙台市スポーツ振興事業団	540.4	606.0	89.2%	◆	
21	スポーツ振興課	長袋グラウンド							No20参照					
22	スポーツ振興課	馬場グラウンド							No20参照					
23	スポーツ振興課	泉総合運動場	平成25年4月～平成28年3月	公募	4	3	3	-	仙台市スポーツ振興事業団・べがら仙台グループ	880.5	924.0	95.3%	856.4	
24	スポーツ振興課	泉海洋センター	平成22年4月～平成27年3月	公募	1	3	3	-	(公財)仙台市スポーツ振興事業団	450.6	500.0	90.1%	-	※3
25	スポーツ振興課	釣取球場							No29参照					
26	スポーツ振興課	根白石温水プール	平成23年4月～平成28年3月	公募	6	3	3	-	ウェルネス・同和共同企業体	469.6	506.0	92.8%	462.9	
27	スポーツ振興課	今泉運動場	平成23年4月～平成28年3月	公募	2	3	3	-	陽光セントラル共同企業体	493.0	506.0	97.4%	◆	
28	スポーツ振興課	葛岡温水プール	平成27年4月～平成32年3月	公募	3	3	3	-	TM共同事業体	854.3	931.5	91.7%	820.1	
29	スポーツ振興課	中田温水プール	平成24年4月～平成29年3月	公募	2	3	3	-	陽光セントラル共同企業体(陽光ビルサービス(株)とセントラルスポーツ(株)の連合体)	560.6	606	92.5%	◆	
30	スポーツ振興課	高砂庭球場							No39参照					
31	スポーツ振興課	鶴ヶ谷温水プール							No28参照					
32	スポーツ振興課	水の森温水プール							No28参照					
33	スポーツ振興課	若林日辺グラウンド(ニッペリア)							No27参照					※4
34	スポーツ振興課	仙台市屋内グラウンド(シエルコムせんだい)	平成27年4月～平成32年3月	公募	1	3	3	-	(公財)仙台市スポーツ振興事業団	842.5	931.5	90.4%	-	
35	スポーツ振興課	川内庭球場	平成23年4月～平成28年3月	公募	1	3	3	-	(公財)仙台市スポーツ振興事業団	483.0	506.0	95.5%	-	
36	スポーツ振興課	北中山コミュニティグラウンド(ふれあい広場)	平成22年4月～平成27年3月	公募	2	3	3	-	(公財)仙台市スポーツ振興事業団	556.1	600.0	92.7%	◆	※3
37	スポーツ振興課	茂庭庭球場	平成22年4月～平成27年3月	非公募	-	-	-	-	(株)金魂	-	-	-	-	※5
38	スポーツ振興課	新田東総合運動場(元気フィールド仙台)	平成25年4月～平成28年3月	公募	4	3	3	-	(公財)仙台市スポーツ振興事業団	888.0	924.0	96.1%	851.8	
39	スポーツ振興課	出花体育館	平成27年4月～平成32年3月	公募	1	3	3	-	(公財)仙台市スポーツ振興事業団	847.5	931.5	91.0%	-	
40	スポーツ振興課	仙台市陸上競技場	平成24年4月～平成29年3月	公募	2	4	1	1	宮城県スポーツ振興財団・ミズノグループ	554.0	606.0	91.4%	◆	
41	文化振興課	青年文化センター(日立システムズホール仙台)	平成24年4月～平成29年3月	非公募	-	3	3	-	(公財)仙台市民文化事業団	-	-	-	-	
42	文化振興課	仙台文学館	平成24年4月～平成29年3月	非公募	-	3	3	-	(公財)仙台市民文化事業団	-	-	-	-	
43	文化振興課	せんだい演劇工房10-BOX	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	※6

(注) 各施設の指定管理者選定状況について、仙台市のHPに掲載されている「市民局事業概要(平成26年度)」の「4市民局の所管施設」及び「指定管理者のお知らせ」の3. 指定管理者の選定経過及び結果についてより、平成26年12月末現在で表した。

◆ 応募団体数が2団体であるため、次点の団体の得点は開示されていない。

※1 管理は市民委員会(運営委員会に委託)。

※2 職業訓練法人 仙台都市圏職業訓練協会の解散に伴い、平成26年12月31日をもって閉館。

※3 平成27年度に公募となる泉総合運動場とのグループ化を予定しているため、平成27年度は現在の指定管理者に管理運営させることが適当であるとし、平成27年1月7日に非公募にて(公財)仙台市スポーツ振興事業団を選定している。

※4 仮設住宅となっているため、利用中止中。

※5 本施設の今後の公募の可能性について検討を行うため、平成27年1月7日開催の選定委員会において、指定期間を平成27年4月～平成28年3月として非公募により現指定管理者((株)金魂)を選定している。

※6 (公財)仙台市民文化事業団が管理運営。

(2) 指定管理者の選定について

① 公募によらない施設について

「公の施設への指定管理者制度の導入方針（平成16年2月）」においては、「・・・制度創設の趣旨である市民サービスの向上や行政運営の効率化を図りうる受け皿の存在を確認しながら、順次、公募による管理者の指定を推進していく。」とされている。一方で、直近の選定において公募によらなかった施設が図表IV-2-(1)に記載のとおり10施設ある。このうち、指定管理については、教育委員会所管となっている市民センターを除く、9施設について、次回選定時における公募への切替への考え、今後の方針等に関し質問し回答を得た。回答の要旨は下記の通りであった。

施設名	次回選定方針 (公募・非公募)	理由等
広瀬文化センター 若林区文化センター 太白区文化センター 宮城野区文化センター	非公募	各文化センターは市民センターと併設されており、それぞれひとつの窓口で利用手続きを完結しています。指定管理者が文化センターと市民センターとで異なった場合、施設の使用許可等の業務はそれぞれの指定管理者が行うこととなり、利用者にとっては非常にわかりづらくかつ煩雑であり、窓口サービスの低下をまねくことから、市民センターと同一の指定管理者とすることが適当であると考えております。
男女共同参画推進センター (エル・パーク仙台 エル・ソラ仙台)	非公募	仙台市男女共同参画推進センターは、男女共同参画を推進し、男女平等のまちの実現に資するとともに、市民に文化活動の場を提供し、市民の生活文化の向上に寄与するための施設であり、女性相談、男女共同参画に関する図書資料等収集・提供、男女共同参画の推進に資する市民活動の支援及び交流の促進等の事業を行っています。 センターは、仙台市男女共同参画推進条例で「市民及び事業者による男女共同参画の推進に関する取組への支援その他の男女共同参画推進施策を実施する拠点施設」とも定められており、本市の男女共同参画推進に関する事業を実施しながら施設の管理運営を安定的に行うことが求められています。 一方で、現指定管理者である（公財）せんだい男女共同参画財団は、県内で唯一の男女共同参画の専管財団であり、同条例に基づき策定された男女共同参画せんだいプランにおいて、プランを

施設名	次回選定方針 (公募・非公募)	理由等
		<p>推進する体制の一つとして位置付けられています。現状においても、同財団が、調査研究、情報の収集・提供、広報・啓発、学習・研修、市民活動支援、各種相談など、プランに基づく男女共同参画推進の主要な取組を施設の管理運営と一体的に実施しており、センターの管理運営と団体の事業が密接不可分となっています。さらに、震災後に全面修正された仙台市地域防災計画では、災害時に本市がセンター内に「女性支援センター」を設置し、同財団とともに被災女性の支援を行うこととされており、地域防災の面でもセンターを拠点とした財団の女性支援の実施が想定されています。</p> <p>また、女性相談については、DV、家族関係、就労の問題等様々な課題を抱える女性からの相談が増加しており、その内容も複雑かつ多様化しています。相談者の問題解決につなげるためには、男女共同参画の視点を持ちつつ相談者に共感し受容できる相談体制の継続的な確保が必要です。また、女性相談のうちDVに係るものについては、「仙台市配偶者暴力相談支援センター事業」の機能を兼ねており、婦人保護事業を担当する各区家庭健康課への相談者の引継や情報共有などが求められることから、常に他機関の取組や各種制度等の把握に努め、区役所等の関係機関との緊密な連携を図りながら、相談者に適切に対応する必要があります。現指定管理者が、30年近く（※）にわたる女性相談の実績を有し、関係機関との連携、相談者との信頼関係のもとに、良好に女性相談業務の運営を行っている現状においては、安定的かつ継続的な相談体制の維持が必要と考えております。</p> <p>※ 現指定管理者が指定管理者制度によらずセンターの管理運営業務を受託していた期間、及び現指定管理者が設立時に人員・業務を引き継いだ（財）仙台市市民文化事業団が管理運営業務を受託していた期間を含む。（昭和62年3月～）</p>
茂庭庭球場	非公募	<p>茂庭庭球場は立地的要素により、同一敷地内にある茂庭荘と一体的管理をすることが、利用者サービスの向上及び効率的な運営を行う上で必要です。茂庭荘と一体的管理をすることにより、茂庭荘フロントにおいて予約等の取扱が可能となるほか、茂庭荘ス</p>

施設名	次回選定方針 (公募・非公募)	理由等
		<p>スタッフによる定期的な巡回、施設管理及び緊急時においては迅速な対応が図られるなど、利用する市民にとって安定したサービスの提供が確保されることから、当該施設を非公募とし、茂庭荘の運営事業者を指定管理者としています。</p>
<p>青年文化センター (日立システムズホール仙台)</p>	<p>非公募</p>	<p>青年文化センターは、仙台フィルの定期公演や仙台国際音楽コンクール、仙台クラシックフェスティバルの会場となっており、本市の「楽都仙台」の取組における重要な文化拠点施設です。</p> <p>指定管理者である（公財）仙台市市民文化事業団は、仙台市とともに仙台国際音楽コンクールや仙台クラシックフェスティバルなど、青年文化センターの管理運営と密接不可分な事業を実施しています。そのため、先の指定管理者選定委員会では、当該団体が、仙台市や地域の文化団体等と連携・協力し「楽都仙台」の拠点施設にふさわしい取組を実施することができるなど、より一層文化芸術に資する事業を推進できる団体であることが評価され、非公募により、指定管理者の候補者に選定されました。</p> <p>本施設の管理運営にあたっては、「楽都仙台」の取組との連携はもとより、劇場法の趣旨なども踏まえ、長期的な視点に立った継続的な取組が必要であると考えております。</p>
<p>仙台文学館</p>	<p>非公募</p>	<p>仙台文学館は、郷土にゆかりのある文学作品、文学者の遺品その他の資料の収集、保管、展示、その調査研究を行っています。指定管理者である（公財）仙台市市民文化事業団は、施設の運営に必要とされる文学に関する専門知識や展示、講座等の実施におけるノウハウを有するとともに、施設の利用者でもある文学関係者との信頼関係に基づき、施設目的を踏まえた管理運営を行う能力を有するものと認められ、開館以来、仙台文学館の施設運営にあたってきました。</p> <p>仙台文学館が10万点を超える文学資料を収蔵するなど、本市の文学普及に大きな役割を果たしていることを踏まえ、その管理運営にあたっては、長期的な視点に立った継続的な取組が必要であると考えております。</p>

【意見 12】

(各文化センターの指定管理者選定について)

各文化センターは市民センターと併設されており、それぞれ一つの窓口で利用手続きを完結していることから、市民センターと文化センターの指定管理者を同一とすることは合理的である。そうであれば、市民センターと文化センターをグループ化して、指定管理者の選定を行うことが合理的であると考ええる。

【意見 13】

(男女共同参画推進センターの指定管理者選定について)

男女共同参画推進センターの事業については、長期的視野に立った、安定的、継続的な取組・運営が不可欠であり、管理運営状況が良好な団体が継続して指定管理者となることにメリットはあると考える。しかし、これについては公募による選定における評価において、加点事由として加味すれば足りるのではないだろうか。「仙台市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例」においては、公募による選定が原則とされており、公募を行うことを検討してもらいたい。

また、非公募とする場合でも、選定委員会における民間委員の割合を現行の半数以上から過半数とする、公募の場合と同様に評価項目及び結果（評価項目、配点、満点、得点）を開示する等、選定経過の透明性を高める工夫を検討してもらいたい。（選定委員会委員のうち、1名が市職員、他の数名が外部委員という政令指定都市がある。また、選定結果の開示において、選定委員会委員の氏名、主な職業・役職等を記載している例もある。参考とされたい）

【意見 14】

(青年文化センター（日立システムズホール仙台）の指定管理者選定について)

青年文化センターについては、「楽都仙台」の取組と密接に連携し、長期的な視点に立って継続的な施設運営を行うことが不可欠であり、管理運営状況が良好な団体が継続して指定管理者になることにメリットはあると考える。しかし、これについては公募による選定における評価において、加点事由として加味すれば足りるのではないだろうか。青年文化センターの指定管理者選定については、【意見 13】（男女共同参画推進センターの指定管理者選定について）と同様であり、ここでの記載は省略する。

【意見 15】

(仙台文学館の指定管理者選定について)

仙台文学館の現指定管理者は、施設の運営に必要とされる文学に関する専門知識や展示、講座等の実施におけるノウハウを有するとともに、施設の利用者でもある文学関係者との信頼関係に基づき、施設目的を踏まえた管理運営を行う能力を有するものと認められ、非公募により選定されている。今後とも市の施策との整合性を図りつつ、市民サービスの向上を図っていくためには長期的な視点に立って継続的な施設運営を行うことが不可欠であり、管理運営状況が良好な団体が継続して指定管理者になることにメリットはあると考える。しかし、これについては公募による選定における評価において、加点事由として加味すれば足りるのではないだろうか。仙台文学館の指定管理者選定については、【意見 13】(男女共同参画推進センターの指定管理者選定について)と同様であり、ここでの記載は省略する。

②公募の応募者数について

公募により指定管理者の募集・選定を行っている施設において、応募団体数が1団体の施設が下記の通りある。

施設名	指定管理者	募集年度	指定期間
市民会館	東北共立・陽光ビル企業体	平成22年度	平成23年4月～平成28年3月
市民活動サポートセンター	(特活) せんだい・みやぎNPOセンター	平成26年度	平成27年4月～平成32年3月
宮城広瀬総合運動場 (仙台環境開発スポーツパーク宮城広瀬)	TM共同事業体	平成26年度	平成27年4月～平成32年3月
泉海洋センター	(公財) 仙台市スポーツ振興事業団	平成21年度	平成22年4月～平成27年3月
出花体育館	(公財) 仙台市スポーツ振興事業団	平成26年度	平成27年4月～平成32年3月
仙台市屋内グラウンド (シェルコムせんだい)	(公財) 仙台市スポーツ振興事業団	平成26年度	平成27年4月～平成32年3月
川内庭球場	(公財) 仙台市スポーツ振興事業団	平成22年度	平成23年4月～平成28年3月

【意見 16】

(応募団体増加への取組について)

公募を行う趣旨・効果を考えると複数の団体から応募があるのが望ましいと考える。複数の団体が応募し、各団体から、それぞれの特性・強み・経験・ノウハウを活かした提案がなされ、その中から最適な団体を選定することが、住民サービスの向上につながる。応募者が少なかった場合（特に1団体であった場合）には、次回の公募において応募者が増加するよう、その原因を分析し、募集期間や手続き、指定期間、複数施設を一括募集するか、単独で募集するか等について検討・見直しをすべきである。

(3) 指定管理者による公の施設の管理運営状況に係る評価について

仙台市は、指定管理者によって管理運営が行われている公の施設について、管理運営が協定書、仕様書、事業計画等に従い適正に行われているか否か、また、業務改善の状況や優れた取組などを的確に把握することを目的として、毎年度評価を行うこととし、評価の結果を公表している。

平成 20 年度事業実施の評価より、対象施設への立入調査、指定管理者から提出された各種報告書及び利用者アンケートなどに基づき、指定管理者が行った自己評価結果を踏まえて、施設所管課において運営の評価を実施している。

① 評価分野と観点

評価分野と観点	
I 総則	施設の目的や基本方針の確立、施設目的の達成度
II 施設の運営管理体制	職員の勤務実績、配置状況、指定管理料の執行状況、個人情報の保護等
III 施設・設備の維持管理	建物・設備の保守点検、備品の管理、環境への配慮等
IV サービスの質の向上	職員のマナー、適切な利用情報の提供、サービス水準の確保等
V 施設固有の基準	施設ごとに設定する基準

② 定量評価と加点評価

上記評価の観点について、達成状況を下記の基準で 5 段階評価の定量評価を行うとともに、指定管理者から事業計画書等において提案のあった事項や事業計画書に記載はなかった管理運営において優れた実績をあげた場合等に加点評価を行っている。

定量評価		モニタリング結果一覧表の小分類評価（※）
S	管理運営状況が、特に優れている。	小分類評価が全て A 評価である
A	管理運営状況が、優れている。	小分類評価の半数以上が A 評価で、かつ、全小分類評価が B 以上である
B	管理運営状況が、適切である。	小分類評価が全て B 評価以上であるが、A 評価が半数未満である
C	管理運営状況について、一部改善の必要性がある。	小分類評価に一つ C 評価がある
D	管理運営状況について、改善の必要性がある。	小分類評価に二つ以上 C 評価がある
加点评価		
S	非常に優れた取組を行っている場合。	
A	優れた取組を行っている場合。	

※「モニタリング結果一覧表」は、「指定管理者モニタリングシート」（小分類評価）において、項目毎に、A、B、C の 3 段階評価であり、この 3 段階評価が、「モニタリング結果一覧表」に転記される。

次に、「モニタリング結果一覧表」において、評価分野別に、A、B、又は C の数が集計され、S から D の 5 段階評価されることになる。

「総合評価計算表」には、各施設の管理担当が決定した評価分類ごとの配点（合計 100 点になるように設定）が決められているため、評価を入力すると、S は 100% A は 80% B は 60% C は 40% D は 20% で換算され、評価分野毎の点数が自動計算される。

これに、定められた加点评価（S 又は A）を加算して、総合点数が集計される。この総合から、総合評価が自動で決定される。なお、総合点数は非公開になっている。

③ 指定管理者総合評価別割合の推移

平成 20 年度以降の総合評価の結果は以下のように推移している。

		S	A	B	C	D	総評※1
総合評価	評価区分	特に優れている	優れている	適正である	一部改善の必要性がある	改善の必要性がある	
	総合点数	90 点以上	80 点以上 90 点未満	60 点以上 80 点未満	30 点以上 60 点未満	30 点未満	
	H25 年度	96.0%	3.4%	0.6%	0.0%	0.0%	※2
	H24 年度	86.9%	12.5%	0.6%	0.0%	0.0%	
	H23 年度	79.5%	19.7%	0.8%	0.0%	0.0%	※3
	H22 年度	38.4%	52.6%	9.0%	0.0%	0.0%	
	H21 年度	47.3%	16.7%	36.0%	0.0%	0.0%	
	H20 年度	19.8%	17.8%	62.4%	0.0%	0.0%	

※1 総務局総務部行財政改革課の総評である。

※2 前年度に S 評価であった施設の多くが継続して高い管理運営水準を維持したことに加え、前年度に施設・設備の保守点検や事故防止対策等の不備を指摘された施設において、改善が図られたこと等によるものです。

平成 25 年度は、多くの施設において地域関係団体などと連携した事業が行われ、地域に根ざした施設を目指す取組が行われました。また、利用者ニーズの把握に努め、より利用者の意向に沿ったサービスを提供したことにより、指定管理者制度を導入して以来最高の利用者を記録した施設もありました。

一方では、施設の備品管理の不備や、経理書類の誤りを指摘された施設がありました。こういった点も含めて、施設評価において改善を要するとされた事務処理については、速やかに適切な措置を講じるとともに、必要に応じて研修やミーティングを実施するなど、職員間の情報共有をはかることで、改善につなげてまいります。また、利用者アンケート等により寄せられた利便性の向上に係るご要望等については、可能な限り施設運営に取り入れ、サービスの質の向上とより効果的で効率的な施設運営に資するよう努めてまいります。

※3 多くの施設において、平成 22 年度の評価において指摘された事故発生時の記録作成や児童館運営委員会の開催回数等の改善に努め、施設の適正な運営を行った結果であると言えます。平成 23 年度は、東日本大震災の影響がまだ多く残り、また、4 月 7 日には最大余震が発生するという中でのスタートとなり、多くの施設において、施設・設備の破損による閉鎖や避難所としての使用に伴う一

般使用の停止等余儀なくされました。このような中において、避難所となった施設においては、各指定管理者が市や地域、関連機関等と連携を取りながら 24 時間体制で運営にあたったほか、施設とも施設の早期再開に向けて、市と連携を取りながら施設の安全確認、修繕等取り組みました。これにより、仙台スタジアムでは 4 月 29 日にサッカーのホーム開幕戦が開催されるなど、一部の施設は 4 月中に再開することができました。

仙台市の定量評価において、S 評価は、「管理運営状況が、特に優れている」A 評価は、「管理運営状況が、優れている。」となっている。「管理運営が、適切である。」という「B」評価は、決して悪い評価ではないが、例えば、仙台市泉文化創造センターの場合、アンケート結果では、5 段階評価で、「普通」が 28.0% 「満足」が 44.4% 「とても満足」が 23.6% であり、残りの 4.0% が「不満」、又は「とても不満」となっている。モニタリングシートの結果による評価では、「良好に」、「適切に」或いは「可能な限り」と言った表現で 5 項目中 4 項目が S 評価、1 項目が A である。設置者評価では、高く評価できるという表現もあるものの、「全体として適正に管理・運営がなされていると評価する。」とあり、評価基準の S 評価である「特に優れている」といった評価とのかい離が認められる。

また、温水プールや運動場のケースでは、利用者の声の実施状況として、ほとんどの施設が「概ね良好である」との評価を得たとの記述であり、モニタリングシートの結果による評価でも、「概ね」「適切に」といった表現が多く、評価基準とのかい離が感じられる。

市民局以外の施設の評価のケースでも、加点要素はないものの、「IV サービスの質の向上」が A 評価である他は S 評価であり、総合評価も S 評価であるケースにおいて、施設設置者による評価では、「一方で、利用者への苦情処理方法等の情報提供が少なかったことが課題として挙げられる。利用者からの施設の管理における評価は良好なので、サービスの質の向上についても今後も一層の努力を求めたい。」との評価がなされていることからすれば、S の評価基準が「特に優れている」としていることとの、ギャップを感じざるを得ない。

以上のように、「概ね」という表現からは、「特に優れている」との S の評価基準には該当しないとの疑問が残る。

その他にも、「適切に執行」と評価しているケースで「S」評価であったり、「ほぼ適切に処理」で「A」評価となっているケースがあり、基準への整合性に疑問が残る。

また、管理運営に係る評価（モニタリングシートの結果によって評価）については、全体的に1ランク高い評価になっているとの印象がある。すなわち、「適切に処理されている」がA、「優れている」がS評価という具合である。

【指摘 19】

（評価基準と実際評価の乖離について）

以上から、5段階評価や総合評価において、その評価とコメントの内容からすると、少なくとも1ランク高い評価になっている傾向にあると認められる。評価が適正なのか、コメントが適正なのかという判断はあるが、細かな記述からはコメントが実態と判断せざるを得ない。評価基準に対応した評価と評論が重要である。

注 現在の評価が継続された場合、指定管理者としての実績加点が加えられるならば、新規参入者が、それ以上の評価を受けるのは困難であり、指定管理者の交替は望むことはできないに等しい。指定管理者の公募に対して、既存の指定管理者の一人申し込みという、単なる仙台市の外部委託事業になってしまう恐れがある。

これは、申し分のないサービスの提供をしている指定管理者を悪く評価することを求めているのではなく、評価基準に添った評価と、市民への更なるサービスの向上の可能性を高めるための指摘である。

【意見 17】

（公募市民による「第三者」評価の導入について）

次に、指定管理者の評価は、施設設置者ごとに評価しているため、仙台市としての統一的な評価とするためには、①指定管理者が実施した利用者等へのアンケートをベースとした「指定管理者モニタリングシート」による「指定管理者」の自己評価と、②当事者である「施設設置者」の評価の他に、③例えば募集した市民による「第三者」評価が望ましい。毎年は困難であっても、数年に一回の割合で、第三者評価が実施されるということも現実的な方法と考える。

【意見 18】

（総合評価計算表における配点の適正性に対する「第三者」評価の導入について）

なお、総合評価計算表の「管理運営に係る評価」においても、「I総則」

「Ⅱ施設の運営管理体制」「Ⅲ施設・設備の維持管理」「Ⅳサービスの質の向上」「Ⅴ施設固有の基準」の5つの評価項目への配点は合計100点とされているが、5つの項目への配点は施設設置者が決定している。この点についても、その配点が適正であるかどうかについては、第三者評価が望ましい。例えば、5項目全ての配点が20点の施設、総則が15点で施設固有の基準25点の施設もあれば、総則10点で施設固有の基準が30点という施設もある。現状では、各施設設置者の判断のみでなされていることから、第三者評価が望まれる。また、「管理運営に係る評価」に「その他特に評価すべき優れた取組」を合計した総合点数は非公開とされているが、評価の透明性からは、開示することが望ましい。

【指摘20】

(指定管理者の評価のための改善策について)

今回の包括外部監査において、指定管理者によって運営・管理が行われている6つの施設の現場視察を実施したが、これらの施設において、①条例と異なる施設の存在や、②貸出品から除外されている附属設備の存在、③使用料の滞納者に対する施設使用許可、④規則と異なる附属設備の使用、⑤規則と異なる使用料の設定等のいずれかの事実が認められた。(本報告書Ⅲ. 市民局における歳入の項参照) これらの6つの施設の施設設置者の総合評価は、5施設が「S」評価の「特に優れている」との評価であり、1施設が「A」評価の「優れている」との評価であった。うち4施設については、条例や規則に違反しているケースもあることから、現在の「指定管理者モニタリングシート」でのチェックが形式的になっている恐れがあり、指定管理者への周知と、施設設置者の確認の徹底が必要である。また、チェック項目についても、チェック項目の見直しをすることにより、より一層の適正運営を目指す必要がある。添付資料3参照(平成25年度仙台市指定管理者の評価の例)

④ 外部機関による調査報告書に関連して

平成26年10月に、「人と組織と地球のための国際研究所」が発行した、「第5回都道府県、主要都市におけるNPOとの協働環境に関する調査報告書」において、仙台市は全体的には高い評価を得ているものの、6点満点中の1点と最低評価になっている項目が3つある。参考となるため、3項目のうち2項目の内容を以下で紹介する。

「(6) 指定管理者制度の導入・運用と市民の参画状況について」	
A	指定管理者制度について、選定までのプロセスへの市民参画状況
	政令市 20 市の平均も 1.7 と高くはないが、対応が遅れている。
	<p>調査報告書コメント</p> <p>仙台市局指定管理者選定委員の設置及び運営に関する要綱は、仙台市局指定管理者選定委員会が「市民局」「健康福祉局」「子供未来局」「経済局」「都市整備局」「建設局」ごとに設置されている。</p> <p>指定管理者の選考に係る委員会は、市長が委嘱又は任命した委員をもって組織されている。指定管理者を導入している全ての施設について、提案案内・実施報告・評価がなされており、市民へのアンケートを実施し、広く意見を取り入れようとしている。</p>
B	指定管理者に対する、監督・モニタリングの機関の有無、市民参画状況
	政令市 20 市の平均も 2.5 と高くはないが、対応が遅れている。
	<p>調査報告書のコメント</p> <p>指定管理者によって管理運営が行なわれている公の施設について、管理運営が協定書、仕様書、事業計画書等に従い適正に行われているか、また業務改善の状況や優れた取組などを的確に把握することを目的として、毎年度評価を行うこととし、評価の結果を公表している。対象施設への立ち入り調査、指定管理者から提出された各種報告書及び利用者アンケートなどに基づき、指定管理者がおこなった自己評価結果を踏まえて、施設管理課において運営の評価を実施している。</p>

以上のように、指定管理者の選定に委嘱された専門家等の参画はあるものの、公募による市民の参加が認められないことから、評価が低いと判断される。

V. 市民局と特定非営利活動法人

1. 特定非営利活動法人とは

(1)特定非営利活動促進法

平成10年3月に成立した特定非営利活動促進法(以下、NPO法という。)により、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与する「特定非営利活動」(表V-1-(2)-1参照)を行うことを主な目的とした団体は、所轄庁の認証後、法令に基づいて登記することにより特定非営利活動法人(以下、NPO法人という。)として法人格を有することができるようになった。

NPOとはNon Profit Organizationの略語で、直訳すれば非営利組織となるが、これは様々な社会貢献活動を行い、かつその構成員に対して収益を分配することを目的としない団体の総称である。営利を目的としない市民活動組織等はこれに該当する。法人格を持たないNPOは団体の代表者が個人の名目で団体の資産を所有したり、契約を締結したりしなければならないという問題があった。NPO法施行後は、団体が従前よりも容易に法人格を取得することができるようになった結果、資産の所有や契約主体になること等が可能になり、団体の活動内容にもさらに柔軟性や多様性を持てるようになっていく。また、法人格を持つことによって、団体に対する社会的信用が向上することも見込まれている。今後少子高齢化等によりさらに活動が活発化することが想定されるNPO法人について、認証事務の適法性等を中心に以下により検証した。

(2)NPO法人の設立

NPO法人は、NPO法に定められた設立認証申請書類を所轄庁に提出し、所轄庁の認証後、法令に基づき登記を行うことによって成立する。NPO法人は株式会社等と違い、設立に当たっては資本金などの当初資金は必要とされないため、比較的容易に設立できることが特徴である。これにより、社会問題解決の担い手であるNPO法人が活発に設立されることが期待されている。

また、NPO法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものは、所轄庁の認定を受け「認定NPO法人」となることができる。NPO法人の中でも特に高い公益性が認められる「認定NPO法人」には、これに対して寄附を行った場合の寄附者への税制優遇や、法人自体に対する税制優遇などの制度が用意され、その取得が促進されている。さらに、「認定NPO法人」となるための要件の一つとして総収入に対する寄附の割合などが定められているが、設立後間もないNPO法人は寄附が集まりにくく、その要件を満たすことが難しいことを考慮し、現行のNPO法に

においては、設立後 5 年以内(平成 27 年 3 月 31 日までは経過措置あり)の法人については要件を緩和した「仮認定制度」も用意されている。なお、NPO 法は、平成 23 年に一部が改正され、政令指定都市においては、その区域のみに事務所を置く NPO 法人については都道府県ではなく政令指定都市が所轄庁となって認証事務等を行うこととなった。よって、平成 24 年 4 月 1 日より仙台市内のみに事務所を置く NPO 法人の場合は、仙台市が認証事務等を行っている。

平成 26 年 9 月 1 日現在、仙台市所管の認証法人数は、400 法人を超えている(表 V-1-(2)-2 参照)。

表 V-1-(2)-1 特定非営利活動(特定非営利活動促進法・別表より)

一	保健、医療又は福祉の増進を図る活動
二	社会教育の推進を図る活動
三	まちづくりの推進を図る活動
四	観光の振興を図る活動
五	農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
六	学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
七	環境の保全を図る活動
八	災害救援活動
九	地域安全活動
十	人権の擁護又は平和の推進を図る活動
十一	国際協力の活動
十二	男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
十三	子どもの健全育成を図る活動
十四	情報化社会の発展を図る活動
十五	科学技術の振興を図る活動
十六	経済活動の活性化を図る活動
十七	職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
十八	消費者の保護を図る活動
十九	前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
二十	前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

表 V-1-(2)-2 仙台市所管の認証法人数

414 法人(平成 26 年 9 月 1 日現在)
うち、仙台市が認定した認定 NPO 法人 : 5 法人
仙台市が仮認定した仮認定 NPO 法人 : 2 法人

2. 仙台市と NPO 法人の関わり

(1) 仙台市と NPO 法人の連携

仙台市は、平成 11 年に「仙台市市民公益活動の促進に関する条例」を制定するなど、全国的にも比較的早期に市民との協働に取り組んできている都市である。また、仙台市によって平成 23 年 3 月に制定された仙台市基本計画では、重点的な取組として、「未来を創る市民力の拡大と新しい市民協働の推進」が謳われている。

この「新しい市民協働」の主要な担い手のひとつとして、仙台市が目しているのが NPO である。仙台市は、NPO 法人に対して市の施設の管理（指定管理）委託をはじめとする業務委託や、NPO 法人の事業に対する金銭的補助を行うことにより NPO 法人と連携を行いながら、行政上の課題の解決を進めている。

平成 25 年度に仙台市が委託料、補助金等として NPO 法人に対して支払った金額は、総額 1,445,400,673 円、支払先は仙台市が所轄庁でない NPO 法人を含む 81 法人である。この金額と法人数が当該年度における仙台市と NPO 法人の連携のボリュームを示している。

また、仙台市が委託料、補助金等を支払っている金額が大きい NPO 法人の上位 10 法人を抽出すると、主に「子育て支援」と「障害者支援」の分野について、連携していることがわかる（表 V-2-(2)参照）。このことから、子育てに関連する分野や社会福祉の分野に関して、行政のパートナーとしての NPO 法人の存在感が増していることがうかがえる。

(2) NPO 法人が関わった補助金等の不正受給事案

上記のように、仙台市と NPO 法人は社会問題解決のための連携を行っているが、残念ながら平成 25 年度に「障害者小規模地域活動センター」を運営する NPO 法人および「介護サービス事業」を運営する NPO 法人において、補助金や介護報酬を不正に受給した事案が発生した。それぞれの事案について、仙台市は調査及び返還請求を行っているが、今後も市の方針として NPO 法人との連携を推進していく以上、定例監査など管理監督の強化、不正事例の部局横断的な情報共有、ペナルティの強化など、不正を未然に防ぐための施策が望まれる。

【意見 19】

(部局横断的な情報共有の取組について)

上記の補助金等の不正受給事例について、同様の補助金等支出案件に関する追加調査等の再発防止策は実施されているが、不正事案に関する部局横断

的な情報共有の具体的取組は実施されていない。補助金等の適正な執行において、失敗事例の情報共有は再発防止策として有用であり、今後の課題とされたい。また「仙台市行財政改革プラン 2010」においても、市役所の自己改革の一つとして、「縦割りの弊害を排除した効率的な組織運営」を挙げられており、この意味でも部局を越えた情報共有の実施が望まれる。

表 V-2-(2) 仙台市が NPO 法人に支出した委託費・補助金等（平成 25 年度）

	法人名	金額(千円)	担当課	備考
1	ワーカーズコープ	206,503	子供未来局 子育て支援課 健康福祉局 社会課	児童館管理運営業務 ほか
2	みやぎ・せんだい子ども もの丘	154,553	子供未来局 子育て支援課	児童館管理運営業務 ほか
3	MIYAGI 子どもネット ワーク	119,595	子供未来局 子育て支援課 総務課 人事委員会 任用課	児童館管理運営業務 ほか
4	せんだい・みやぎ NPO センター	77,748	市民局 市民協働推進課 教育局 生涯学習支援センター	仙台市市民活動サポ ートセンター指定管 理料 ほか
5	仙台 YMCA ファミリ ーセンター	68,754	子供未来局 子育て支援課	児童館管理運営業務 ほか
6	グループゆう	61,862	健康福祉局 高齢企画課 障害者支援課	サンホーム指定管理 料 ほか
7	こどもステーション・ MIYAGI	55,324	子供未来局 保育指導課	せんだい保育室事業 運営費助成
8	ソキウスせんだい	52,310	健康福祉局 障害者支援課	仙台市障害者小規模 地域活動センター運 営費補助金 ほか
9	せんだい杜の子ども劇 場	50,409	子供未来局 子育て支援課	児童館管理運営業務
10	仙台ダルク・グループ	37,796	健康福祉局 障害者支援課	仙台市障害者小規模 地域活動センター運 営費補助金

注 金額は、千円未満切り捨てて表示している。

3. 市民局と NPO 法人の関わり

(1) 市民局と NPO 法人の認証等

「1. (2) NPO 法人の設立」に記載したように、平成 23 年改正 NPO 法により、平成 24 年 4 月 1 日以降、仙台市内のみに事務所を置く NPO 法人については、仙台市が所轄庁となり、市民局市民協働推進課が設立認証等の事務を行っている。

NPO 法人の設立認証において、仙台市はその申請を受け付け、申請内容が法定の認証基準に「適合すると認めるとき」(NPO 法第 12 条第 1 項)は、「その設立を認証しなければならない」(同条)。なお、申請の中には、法定の認証基準を満たしているかどうかについての判断が、必ずしも容易でないものも少なくないため、実務上は「NPO 法の運用方針」(平成 15 年 3 月 25 日 内閣府国民生活局)等を参考に作成した「仙台市特定非営利活動促進法の運用に係る事務処理要領」により判断されている。

また NPO 法人の設立後は、所轄庁の役割として定款変更認証申請や役員変更等の届出を受理するほか、各事業年度末後 3 ヶ月以内に事業報告書等の提出を受ける(同法第 29 条)。なお、提出された事業報告書等は、公衆の閲覧に供するため、一定期間にわたり市の条例に定める方法によって公開されることになる(同法第 30 条)。

(2) NPO 法人の管理

上記のように仙台市市民局は、NPO 法により NPO 法人の設立の認証から事業報告書等の受領まで、NPO 法人の管理に関わっている。さらに、同法第 41 条によれば、NPO 法人が法令等に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、所轄庁は業務や財産の状況に関して報告をさせたり、職員が業務や財産の状況に関して立ち入りの検査を実施したりすることができる規定されている。

しかしながら、設立認証制度は申請内容が「形式要件」を満たしているかどうかを判断する制度であり、事業の実質的内容にまで深く踏み込んで審査するような制度ではない。また、事業報告書等の受領についても、所轄庁は受領した事業報告書等の情報を広く市民に公開する役割を担っているが、その事業内容や決算内容について審査やチェックを行うような制度にはなっていない。

これは NPO 法が、NPO 法人の自主性、自立性を尊重する観点から、行政の関与を極力抑制していることに起因する。NPO 法人が自らに関する情報をできるだけ公開することにより、市民による信頼を得て市民によって育てられるべきであるとの考えに立っているのである。NPO 法は、情報公開を通じ

て NPO 法人を広く市民の監視下におき、市民による緩やかな監督、あるいはそれに基づく NPO 法人の自浄作用による改善発展を前提としているという特徴を持っている。

しかしながら、一部の NPO 法人においては、前節で記載した不正受給事例や、東日本大震災直後にニュースで大きく報道されたような不正事例が生じていることも事実である。また、NPO 法人制度の濫用も懸念されている。NPO 法人制度は市民による社会問題の解決という期待の上に成立しているだけに、このような状態を放置すれば、不正を行った NPO 法人のみならず、NPO 法人制度への社会的信頼を失うことになりかねない。そのため、所轄庁の仙台市としても、NPO 法人制度が健全に運営されることを期待しており、制度上の NPO 法人の管理に加えて、いくつかの取組を行っている。

そこで、NPO 法人に対する仙台市の制度上の管理および追加的な取組について、次項で検討する。

(3) 制度に沿った NPO 法人の管理の取組

(2) に記載した NPO 法の趣旨のように、情報公開は NPO 法人制度のカギを握っているが、NPO 法人が所轄庁に法に定められた事業報告書等を提出しない場合には、市民による監視などの制度自体が成り立たない。また、NPO 法は第 43 条において、所轄庁による設立の認証の取消し（NPO 法人の法人格を剥奪し、解散させることとなるもの）が可能な事由として「3 年以上にわたって第 29 条の規定による事業報告書等の提出を行わないとき」と規定している。

そのため、仙台市は事業報告書等の収受に関して台帳を作成して提出状況を管理している。平成 26 年 9 月 12 日に市民局市民協働推進課より入手した台帳によれば、平成 25 年分の事業報告書等について、提出期限到来後も提出していない NPO 法人は、358 法人中 53 法人であり、未提出割合は 14.8% である。また、同台帳によれば、3 年以上にわたって事業報告書等を提出していない NPO 法人は、8 法人である（表 V-3-(3)-1 参照）。市民局に対するヒアリングによれば、事業報告書等の提出のない NPO 法人の存在は全国的にも問題となっており、各所轄庁も当該問題の対応に苦慮しているとのことである。

しかしながら、(2) に記載した通り、情報公開を通じた市民による NPO 法人への緩やかな監視と社会的信頼の付与が NPO 法の趣旨でありキーポイントであるため、情報公開が行われていない事態は、将来的には制度の根幹を揺るがしかねない。

そこで事業報告書等の提出のない NPO 法人に対し、NPO 法では過料処分

の規定が設けられており、加えて、仙台市では、地方裁判所に対する過料事件通知を行う前に督促文書を送付するとともに、3年以上にわたって提出がないNPO法人に対しては、NPO法に基づく改善命令によって提出を求めることとしている。

表V-3-(3)-2は、仙台市のHP上で公表されている「提出期限内に事業報告書等の提出がない場合の対応」の一連の手続きである。これは、平成24年3月10日に市民局長決裁がなされた「仙台市特定非営利活動促進法の運用に係る事務処理要領」にもとづくものである。参考のために、宮城県の対応について併記する。

表V-3-(3)-1 事業報告書等の提出状況

	平成23年分	平成24年分	平成25年分
提出期限が到来している法人数	334 法人	370 法人	358 法人
未提出の法人数	18 法人	32 法人	53 法人
未提出割合	5.3%	8.6%	14.8%
3年以上にわたって事業報告書等を提出していない法人：8 法人			

注 年度は、事業年度の開始日の属する年とする。

注 管理台帳入手日（平成26年9月12日）現在、存続しているNPO法人を対象としており、上記の年度中に解散等により法人格を喪失したNPO法人は含まない。

表V-3-(3)-2 提出期限内に事業報告書等の提出がない場合の対応

	仙台市	参考 宮城県(※1 参照)
1	事業報告書等の提出について文書等により督促（1回目）する。	事業報告書等決算書類提出について通知文書を送付する。
2	再度、事業報告書等の提出について文書等により督促（2回目）する。	提出期限を超過しても、事業報告書等が提出されない場合は、当該法人の定款で代表権を有する者及び主たる事務所あて(※)に、「督促書」を送付する。 ※代表権を有する者の住所と主たる事務所の住所が異なる場合にのみ、主たる事務所あて文書を送付。
2-2		事業報告書等の提出に係る督促と督促によっても提出がない場合に「市民への説明要請」(※2 参照)をおこなう。

2-3		<p>これによっても、事業報告書等が提出されない場合、当該法人の役員全員及び主たる事務所あてに、「督促書兼市民への説明要請書」を送付する。</p> <p>また、担当課が管理する HP に未提出状況及び市民への説明要請を行ったことについて公表するとともに、当該法人から「市民への説明要請」に係る回答内容が提出された場合は、同回答内容についても公表し、市民に情報提供する。(平成 22 年と平成 23 年に各 1 件の未提出に伴う市民への説明要請を実施した旨の開示あり。)</p>
3	<p>地方裁判所へ過料事件通知書の送付</p> <p>※NPO 法第 80 条第 5 号の規定により、20 万円以下の過料に処せられる場合がある。</p>	<p>「督促書兼市民への説明要請書」によっても書類が提出されない場合は、当該法人の役員の住所地を管轄する地方裁判所に対して「過料事件通知書」を送付する。</p>
	(3 年以上にわたって提出を行わない法人の場合)	
4	<p>改善命令</p> <p>※NPO 法第 42 条に規定されている監督規定。</p> <p>※行政手続法において、改善命令をしようとする場合には、弁明の機会の付与を行うことが定められている。</p>	
5	<p>設立の認証の取消し</p> <p>※NPO 法第 43 条に規定されている監督規定。</p> <p>※行政手続法において、設立の認証の取消をしようとする場合には、聴聞を行うことが定められている。</p>	<p>注 宮城県の HP では、前述の「過料事件通知書」の送付後については開示されていないが、平成 19 年に 1 件、平成 22 年に 2 件の設立の認証を取り消した旨の開示がある。共通する処分の根拠は、特定非営利活動促進法第 43 条第 1 項による。事業報告書等を 3 年又は 4 年提出しなかったことによるものである。</p>
6	<p>設立の認証の取消しを行った事実等について仙台市 HP に掲載</p>	同上
※1: 宮城県公式ウェブサイト NPO 法人の管理運営「事業報告書等の提出がない特定		

非営利活動法人に関する事務処理について」より

※2: 宮城県は HP において、「市民への説明要請を行う理由」を次のように開示している。

特定非営利活動促進法は、特定非営利活動法人（以下、「NPO 法人」といいます。）について、「自らに関する情報をできるだけ公開することによって市民による信頼を得て、市民によって育てられるべきであるとの考えに立ち、広範な情報公開制度を設けることによって広く市民によるチェックの下におくこと」としており、NPO 法人に関する情報は、できる限り広く市民相互に提供され、かつ、共有されることが望ましく、これにより市民による選択・監視、NPO 法人の発展と自浄作用による改善が期待されています。

このことから、県では以下の場合に当該 NPO 法人に対し、NPO 法人自らが広く市民に対して自主的に説明を行うよう要請するものです。

（市民への説明要請を実施する場合）

- ・ 事業報告書等未提出の場合
- ・ 登記完了届出書未提出の場合
- ・ 認証段階において、認証基準への適合性を欠くおそれがある場合
- ・ 監督段階において、報告徴収・立入検査、改善命令の対象となるおそれがある場合

なお、仙台市においては、NPO 法人の認証事務移管後、設立認証の取消（NPO 法人の法人格を剥奪し、解散させることとなるもの）に至った事例はない。しかしながら、仙台市に認証事務移管される前も含め 6 事業年度分の事業報告書等の提出がない NPO 法人が存在するなど、長期にわたる NPO 法違反事例もあるため、NPO 法人の適切な管理のうえでこれらの事案に対する今後の対応が一つの課題である。

【意見 20】

（NPO 法人の適切な管理について）

内閣府の NPO に関する HP 「内閣府 NPO ホームページ (<https://www.npo-homepage.go.jp/>)」によれば、平成 26 年 11 月 30 日現在において所轄庁に設立の認証を取消された NPO 法人は全国累計で 2,141 法人に上る。また、同 HP によれば、宮城県においても、事業報告書等を提出していないため NPO 法第 43 条第 1 項を根拠にして設立の認証を取消された法人は 3 法人ある。このことは、NPO 法人の管理上、設立の認証の取消しという措置も必要であることを示している。

仙台市が所轄庁になっている NPO 法人のうち、事業報告書等が 3 年以上にわたって未提出の法人が 8 法人あるが、上述のように仙台市が設立の認証

を取消した事例は1件もない。また、これら提出遅延の法人への対応を仙台市に確認したところ、地方裁判所への過料通知書の送付が平成26年11月28日であり、いずれも提出遅延の事実が判明してから2年以上経過してからになっている。過料事件通知書の地方裁判所への送付の時期について明確な規定はないが、これらの事実より、仙台市の当該違反事例に対する対応は後手に回っていると認められる。

NPO法人の適切な管理のために、事業報告書等の提出が遅延しているNPO法人については、早期の対応を求めるとともに、必要に応じて設立の認証の取消しを検討されたい。

【指摘 21】

(NPO法に反し事業報告書等が未提出であるNPO法人への初動の時期について)

「仙台市特定非営利活動促進法の運用に係る事務処理要領」においては、督促や再督促の送付時期については、明記されていない。この事務処理要領で規定する督促等を行った上で、NPO法に基づき、NPO法人への改善命令等の行政処分を課すのであれば、処分のばらつきをなくす必要があるため、督促する時期について、少なくともマニュアル等において明記し、基準を明確にすべきである。

注 事業報告書等の提出が遅延しているNPO法人は、仙台市HPの「NPO法人に関する情報－仙台市所管のNPO法人一覧 事業報告書等の公開」において最新の事業報告書等が古い年度のものになっていることより判明する。

仙台市のHP上では、事業報告書等の公開は、以下のような表形式となっており、右端が、定款、事業報告書等の開示箇所である。

五十音	NO	特定非営利活動法人の名称	代表者名 主たる事務所の所在地 従たる事務所の所在地	特定非営利活動の種類	設立認証 年月日	定款 事業報告書等
あ	**	〇〇	〇〇 (主) 仙台市〇〇区――	7/13	平成**年 *月*日	定款 事業報告書等

NPO法第30条では、「所轄庁は、特定非営利活動法人から提出を受けた事業報告書等（過去三年間に提出を受けたものに限る。）、役員名簿又は定款等について閲覧又は謄写の請求があった時は、都道府県又は指定都市の条例

で定めるところにより、これを閲覧させ、又は謄写させなければならない。」と規定しており、3年を超えて事業報告書等の提出がない場合には、市HP上では定款のみが公開されることになる。また、市HPではNPO法人から提出された直近の事業報告書等を公開しているが、それぞれの事業年度を表示していないため、ファイルを開かないと何時の事業報告書等かわからない不便さがある。

【指摘 22】

(市HP上で公開する事業報告書等の事業年度の表示について)

現在市HP上で公開されている事業報告書等の中には、平成21年度のものが見られる。NPO法第30条では、所轄庁は、提出を受けた事業報告書等について、過去3年間に提出を受けたものに限って、請求があったときに閲覧等をさせなければならないことと規定されており、HP上での公開を取りやめる必要がある。

なお、市HPではNPO法人から提出された直近の事業報告書等を公開しているが、1年以上事業報告書等の提出がないNPO法人の場合は、ファイルを開かないといつの事業年度の事業報告書等が掲載されているのかわからない不便さがあるため、公開されている事業報告書等のファイル名に事業年度を付記することが、情報利用者である市民のために有用と考える。

なお、設立の認証の取消し（NPO法人の法人格を剥奪し、解散させることとなるもの）について、NPO法第43条第1項では、設立の認証の取消事由として、以下の二つを挙げており、該当する場合は、当該NPO法人の設立の認証を取り消すことができるとしている。

- ① NPO法第42条の改善命令に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき
- ② 又は三年以上にわたって第29条の規定による事業報告書等の提出を行わないとき

また、NPO法第43条第2項では、所轄庁は、NPO法人が法令に違反した場合において、前条の規定による命令によってはその改善を期待することができないことが明らかであり、かつ、他の方法により監督の目的を達することができないときは、同条の規定による命令を経ないでも、当該NPO法人の設立の認証を取り消すことができると規定されている。

NPO法人制度における情報公開は、この制度の精神の根幹を支える基本であることから、これに反する状況を長期に認めるべきではない。確かに、

法律上は、「設立の認証を取り消すことができる。」という、できる規定ではあるが、情報公開を3年以上にわたって果たしていない法人等は、NPO 法人制度を放棄したものと判断するという厳しい態度をとるべきである。

なお、この法人設立の認証の取消しという場合においても、行政手続法では原則非公開とされている聴聞の期日における審理について、NPO 法第43条第3項では、「設立の認証取り消しに係る聴聞の期日における審理は、NPO 法人から請求があったときは、公開により行うよう努めなければならない」とされており、情報公開に配慮がなされている。

(4) NPO 法人の管理に関する追加的な取組

平成 25 年度において仙台市では、NPO 法人制度を適切に運営管理し、かつ連携を深めるために、次のような取組を実施している。

① 事業報告書等の提出期限の案内はがきの送付

仙台市では、所管する NPO 法人に対して、「事業報告書等の提出期限の案内はがき」を送付している。これには、事業報告書等の提出期限のほか、所轄庁に提出しなければならない事業報告書等提出書類が記載されている。はがきはチェックリスト方式になっており、提出書類について、遺漏のないような工夫がなされている（図 V-3-(4)-1 参照）。この案内はがきの送付に関する事業費は、平成 25 年度に 38,700 円を計上している。

この案内はがきの送付は、NPO 法人の適時適切な情報公開を促進する取組として評価したい。

② 市民活動サポートセンターによる支援

NPO 法人を含む市民活動をサポートするため、仙台市は「市民活動サポートセンター」を設置しており、同センターは NPO の運営に関するアドバイスを実施するなど NPO 法人を側面から支えている。

この市民活動サポートセンターの指定管理料として、平成 25 年度に 77,324,000 円を計上している。

なお、当該指定管理者の選定については、別途「IV. 市民局における歳出と所管施設」を参照されたい。

③ フォーラムへの出席

行政と NPO 法人とのパートナーシップを研究するため、神奈川県で開催された「NPO と行政の対話フォーラム 2014」に職員を派遣している。このフォーラムへの参加は、今後の市と NPO 法人との関わりを進めるう

えでの情報収集活動である。

このフォーラム参加のための費用として平成 25 年度に 26,820 円を計上している。

④ NPO 法人の活動に関する調査

NPO 法人等の実態を把握するため、宮城県とともに NPO 法人等についての活動に関する調査を実施した。団体の活動分野、財政規模、組織体制等の状況や団体が抱えている課題など、NPO 法人等の活動の促進及び行政と NPO 法人等との連携を深めるために必要と思われる基礎的な情報収集を行っている。

この調査のための費用として平成 25 年度に 394,000 円を支出している。

⑤ 市民活動補償制度

市民活動補償制度とは、市民活動中の事故に対して補償金が給付される仕組みを仙台市が実施している制度であり、仙台市内で活動している市民活動全般（要件を満たしたもの）が対象となる。

この補償制度の目的は、「市民が安心かつ自立して市民活動に参加できるよう支援し、もって快適な地域社会の実現を図ること」と要綱に定めている。この制度は、仙台市 HP のほか、町内会活動の手引きに掲載されるなどして周知されている。

この補償制度の費用として、平成 25 年度は 1,997,620 円を支出している。なお、過年度における補償制度の契約金額と事故発生件数・補償金額は表 V-3-(4)-2 を参照のこと。

【意見 21】

(市民活動補償制度の効果の測定又は評価について)

この補償制度について、担当者に費用対効果について質問したところ、特に明確な回答は得られなかった。保険という性格上、数値的な効果についての明確な回答は難しいことは承知しているが、仙台市の費用として支出する以上、利用者にアンケートを実施するなど、効果の測定または評価をしながら、今後の予算に反映することが有用である。

図V-3-(4)-1 事業報告書等の提出期限の案内はがき（提出書類チェック表付）

(宛名ラベル)

前事業年度末が平成26年10月末日のNPO法人の皆様へ
事業報告書の提出期限をお知らせします

提出期限：平成27年2月2日（月）

NPO法人の皆様は、毎事業年度終了後3か月以内に前事業年度の事業報告書等を作成し法人の事務所に備え置くとともに、仙台市（市民協働推進課）に提出しなければなりません。裏面の事業報告書等提出書類チェック表をご確認のうえ、提出してください。

※なお、本状と行き違いで提出いただいた場合はご容赦ください。

【提出先】
 仙台市市民局 市民協働推進課 NPO認証係
 仙台市青葉区二日町1番23号
 二日町第四仮庁舎2階（アーバンネットゆ当台ビル）
 電話：022-214-1080（直通）

（書類の郵送先）
 〒980-8671 仙台市役所 市民協働推進課 おて
 ※専用郵便番号ですので、郵便番号と課名だけで済みます

事業報告書等提出書類チェック表	
下表により提出書類のご確認をお願いします。	
提出書類	備考
<input type="checkbox"/> 事業報告書等提出書（様式第8号）	1
<input type="checkbox"/> 事業報告書	2
<input type="checkbox"/> 活動計算書（収支計算書）	2
<input type="checkbox"/> 貸借対照表	2
<input type="checkbox"/> 財産目録	2
<input type="checkbox"/> 年間役員名簿 (前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びに前事業年度における報酬の有無を記載した名簿)	2
<input type="checkbox"/> 社員のうち10人以上の者の名簿 (前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した名簿)	2

上記書類の様式は、以下のホームページからダウンロードできます。
<http://www.city.sendai.jp/manabu/shimin/npo/index.html>

★役員改選した場合、『役員の変更等届出書』の提出が必要です

役員(理事・監事)の変更があった場合は、遅滞なく、変更後の役員名簿等添えて、仙台市(市民協働推進課)へ提出が必要です。任期満了に伴い、同じ役員全員が再任(重任)した場合も提出が必要です。

★『理事の変更登記』、『資産の総額の変更登記』も忘れなく！

代表権を有する理事に変更が生じたときは、2週間以内に、理事の変更登記が必要です。代表権を有する理事が再任(重任)した場合も登記が必要です。

毎事業年度末日現在の資産の総額(正味財産の金額)に変動があった場合は、その変動のあった資産の総額を毎年登記する必要があります。この変更登記は、毎事業年度末日から2か月以内に行う必要があります。

※ 登記申請方法については、仙台法務局 法人登記部門（電話：225-5748）までお問い合わせください。

表 V-3-(4)-2 仙台市市民活動補償制度

契約金額及び事故発生件数・補償金額について

契約年度	契約金額	件数	補償金額
平成 23 年度契約 (平成 23 年 12 月 1 日～平成 24 年 12 月 1 日)	3,612,830 円	17 件	341,100 円
平成 24 年度契約 (平成 24 年 12 月 1 日～平成 25 年 12 月 1 日)	2,838,890 円	13 件	764,663 円
平成 25 年度契約 (平成 25 年 12 月 1 日～平成 26 年 12 月 1 日)	1,997,620 円	14 件	3,910,997 円
平成 26 年度契約 (平成 26 年 12 月 1 日～平成 27 年 12 月 1 日)	2,700,000 円	—	—

注 件数には受付件数を計上、補償金額は支払見込みを含む

上記の市民活動に対する補償制度を各自治体で実施しており、自治体ごとに補償制度の基本は大きく変わらないが、保険の対象者と補償額において差異が認められる。表 V-3-(4)-3 は、仙台市と、いくつかの政令指定都市における補償額についての参考資料である。

なお、政令指定都市でも、同様の補償制度を採用していない都市も認められるが、市民がより安心して活動に参加できるような制度設計をして、効果的な補償制度を目指すことを期待する。

表 V-3-(4)-3 市民活動補償制度の比較

自治体／保険種類	損害賠償責任保険		障害保険	
保険の補償内容	指導者等が、市民活動中の過失により、市民活動参加者又は第三者の生命、身体若しくは財物に損害を与え、被害者から損害賠償を求められ、法律上の損害賠償責任を負う場合に補償するもの。		市民活動中に発生した急激かつ偶然な外来の事故で、指導者等及び市民活動参加者が死亡又は負傷した場合に補償するもの。	
仙台市	身体賠償	1 人 100 万円 1 事故 500 万円	死亡補償	1 人 290 万円
	財物賠償	1 事故 50 万円	入院補償	1 人日額 2,700 円
千葉市	身体賠償	1 人 6,000 万円 1 事故 2 億円	死亡補償	1 人 500 万円

	財物賠償	1 事故	100 万円	入院補償	1 人日額	3,000 円
横浜市	身体賠償	1 人	1 億円	死亡補償	1 人	1,000 万円
		1 事故	5 億円			
	財物賠償	1 事故	500 万円	入院補償	1 人日額	3,500 円
相模原市	身体賠償	1 人	6,000 万円	死亡補償	1 人	500 万円
		1 事故	2 億円			
	財物賠償	1 事故	1000 万円	入院補償	1 人日額	3,600 円
川崎市	身体賠償	1 人	1 億円	死亡補償	1 人	500 万円
		1 事故	5 億円			
	財物賠償	1 事故	1,000 万円	入院補償	1 人日額	3,600 円
広島市	身体賠償	1 人	1 億円	死亡補償	1 人	700 万円
		1 事故	2 億円			
	財物賠償	1 事故	1 億円	入院補償	1 人日額	3,000 円

(5) NPO 法人の会計制度等について

① NPO 法人の会計制度について

「NPO 法人会計基準」は、NPO 法人会計基準協議会が主体となって、2010 年 7 月 20 日に策定され、2011 年 11 月 20 日に一部改正されている。

NPO 法人の制度は、情報公開を通じた市民による監視、或いはこれに基づく法人の自浄作用による改善発展を前提としたものであり、法人に対する監督においても行政の関与を極力抑制しているため(市民局市民協働推進課作成の「NPO 法人の認証等の事務について」から抜粋)、市民にとって分かりやすい会計報告を目ざしてこの会計基準は作成されている。

特徴としては、作成者より利用者の立場を重視して、「複式簿記を前提とする財務会計」であること、同時に、社会の信頼に対応する会計報告であることから、「寄附やボランティアなどの NPO 法人に特有な事業を加味している」点が挙げられる。

但し、この NPO 法人会計基準は、NPO 法人の望ましい会計基準とされているものの、必ず適用しなければならない基準とはなっておらず、「企業会計」や「公益法人会計」を採用しても問題ないとされている。

公開書類の様式は、「特定非営利活動促進法に係る諸手続の手引」等の様式例に倣って作成していることが多いが、公開しなければならない財務諸表等は、表V-3-(5)のとおりである。

表V-3-(5)公開しなければならない財務諸表等

財務諸表等		注 事業報告書等には、左の他に以下を含む ○前事業年度の事業報告書 ○前事業年度の年間役員名簿 ○前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の名簿
1	計算書類（注記も含む）	
	活動計算書	
	貸借対照表	
2	財産目録	

なお、仙台市のNPO法人の公開書類は、NPO法人の主として規模による差異があり、提出された多くの書類は「事業報告書」として提出されている。まず、規模が大きい法人の場合、決算年度の事業の成果と総括を約40ページ近く記載の上、収支決算書、財産目録、貸借対照表とそれらの注記を記載しているケースや、事業実施報告、活動計算書、貸借対照表及び財産目録（いずれも注記なしで、各1ページ。）をほぼ手書きという法人のケースなどばらばらである。

活動計算書における総収入の規模も、数億円単位の法人から、百万円未満の法人等、千差万別である。

公開するNPO法人側においては、今後可能な限り、標準的な様式での作成を目指すことが大事であり、閲覧する市民としても、様々な様式で公開された事業報告書等を適切に理解できるための知識を養うことが必要である。

こうしたことへの取組については、今後中間支援組織等が中心となって解決していくことが、NPO法人を正しく理解して、評価することに繋がるものと理解している。

② NPO法人の収入における寄附金収入について

仙台市の所管するNPO法人の場合、市のHPで公開されている事業報告書等を閲覧すると、寄附金収入の割合が非常に低い傾向が見られる。事業収入等がない又は極端に少額のNPO法人の場合に比率が高いのを除けば、5%未満の法人が多く、法人の経営安定化の観点からは、仙台市民や事業者等からの寄附金収入を増やすことが望まれる。

ちなみに、「内閣府NPOホームページ」でも、「寄附を行う」と題して、以下のようなデータを公開している。

認定 NPO 法人の収入構成			寄附先の活動分野		
1	会費	1.7%	1	文化・レクリエーション	22%
2	寄附金	52.9%	2	教育・研究	19%
3	補助金・助成金	38.7%	3	宗教	9%
4	事業収入	5.6%	4	環境	8%
5	その他収入	1.1%	5	フィランソピー仲介、ボランティア推進	8%
			6	開発・住宅	8%
			7	社会サービス	8%
			8	国際	7%
			9	その他	11%
出典：「平成 23 年度特定非営利活動法人の実態及び認定特定非営利活動法人制度の利用状況に関する調査」（内閣府）			出典：内閣府経済社会総合研究所（2008）より作成		

認定 NPO 法人と直接比較することはできないものの、NPO 法人は独立した経営を目指すべきであり、そうした視点から、寄附金をいかに集めるかが、大きな課題である。

寄附金の国際比較（※1 参照）					寄附の動機（※2 参照）		
	国名 寄附総額	個人 寄附	法人 寄附	財団 寄附	1	東日本大震災に関する支援として、何か役に立ちたいと思ったから	62.5%
	日本(2007) 5910 億円	19.1 %	80.9 %	0.0 %		(震災に関係なく) 社会の役に立ちたいと思ったから	37.8%
	米国(2008) 36 兆 2258 億円	81.9 %	6.0 %	13.0 %	2	町内会・自治会の活動の一環として	20.7%
	英国(2007) 1 兆 812 億円	94.2 %	5.8 %	0.0 %	3	職場の取組の一環として	10.6%
参考：2010年の日本の寄附金は、個人1,847億円、法人6,975億円 計8,822億円					4	身近な人に頼まれたから	4.9%
出典：総務省統計局、国税庁、AAFRC Giving USA 2009、NCVO UK Voluntary Sector Almanac 2008 より					6	その他	9.8%
					出典：（内閣府）「平成 23 年度特定非営利活動法人の実態及び認定特定非営利活動法人制度の利用状況に関する調査報告書」		

※1 寄附金の国際比較では、個人からの寄附金の割合が圧倒的に少ないことに加え、寄附金総額でも非常に低い水準であることが特徴である。

※2 寄附の動機について

平成 23 年度は、東日本大震災のあった翌年度ということもあり、寄附の動機としては「東日本大震災に関する支援として、何か役に立ちたいと思ったから」が一番高い動機となっている。その他にも、「(震災に関係なく) 社会の役に立ちたいと思ったから」が動機となっている。

活動分野別 NPO 法人数

号数	活動の種類	法人数	号数	活動の種類	法人数
1	保健、医療又は福祉の増進を図る活動	26,755	11	国際協力の活動	8,992
2	社会教育の推進を図る活動	21,688	12	男女共同参画社会の形成の促進を図る活動	3,997
3	まちづくりの推進を図る活動	19,784	13	子どもの健全育成を図る活動	19,805
4	観光の振興を図る活動	212	14	情報化社会の発展を図る活動	5,297
5	農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動	195	15	科学技術の振興を図る活動	2,512
6	学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	15,850	16	経済活動の活性化を図る活動	7,677
7	環境の保全を図る活動	13,295	17	職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動	10,467
8	災害救援活動	3,321	18	消費者の保護を図る活動	2,889
9	地域安全活動	5,043	19	前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動	21,219
10	人権の擁護又は平和の活動の推進を図る活動	7,519	20	前各号で掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動	20

出典：内閣府 HP 2012

③ NPO 法人の財務内容について

仙台市の NPO 法人の中で、特に規模の小さい NPO 法人の中には、「資産の部」と「負債の部」の差額としての「正味財産の部」がマイナス、すなわち「債務超過」の NPO 法人が散見される。こうした NPO 法人への対応については、どのように対処すべきかが課題である。

NPO 法人が健全に経営され、継続的な社会貢献活動ができるようにするには、NPO 法人自身がまず第一義的に対処すべきであるが、所轄庁としてヒヤリングするなど必要となってくるものと考ええる。

また、継続して事業報告書等を提出していない NPO 法人についての市民局市民協働推進課に対する質問への回答のうち、債務超過の NPO 法人に関する回答は以下のとおりである。

「法人が事業を行っていないこと及び債務超過となっていることについては、NPO 法上、そのことをもって違法とする規定はなく、指導監督を行う予定はありません。

また、法第 31 条の 3 には、「法人がその債務につきその財産をもって完済することができなくなった場合には、理事は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。」との理事の義務規定が置かれていますが、理事が破産手続開始の申立てをしなければならない債務超過の状況の解釈が不明確なために、この規定に基づく指導監督は困難であると考えています。

以上の、事業を行っていない法人への対応及び破産手続開始の申立てをする債務超過の状況の解釈については、現行 NPO 法の運用課題として、昨年度に他の所轄庁から国（内閣府）に対して意見が出され、事業を行うことを法人の存続要件とする法改正や、指導基準、判断基準を示してもらうよう求めたところであり、今後の国の検討状況を注視していきたいと考えています。」

以上の回答から、1 億円を超える債務超過であり、かつ、事業の再開もできないとの事業報告書等を最後に長期にわたって事業報告書等を提出していない NPO 法人に対しては、前述（参照）の督促をすること、及び改善命令による提出を求める予定との方針にとどまっている。

NPO 法はあくまで、NPO 法人の自主性を重んじ、所轄庁の自治体の関与は最低限に制限していることからすればこうした対応とならざるを得ないことは理解するが、法人が継続的な社会貢献活動を行っていけるような助言等を行うなどの支援を行うことが必要と考える。

また、宮城県より仙台市に NPO 法人の認証事務等が移管された平成 24 年度時点において、複数事業年度分の事業報告書等が提出されておらず、かつ移管後も引き続き提出がない法人について、宮城県の担当者から引き継い

だ内容について質問によりその後の経緯等について確認した。未提出の状況は、平成 20 年度分以降未提出が 2 法人、平成 21 年度分以降未提出が 1 法人となっている。

3 法人中、1 法人については事業報告書等が未提出となった経緯が不明であったが、他の 2 法人については、担当課で面談する等の対応を実施し、宮城県との引継内容の確認を実施し、自主解散に関する相談に対応しているケースもあるとの回答を得た。

【意見 22】

(事業報告書等が長期にわたって提出されない場合の対応について)

宮城県から NPO 法人の認証事務等が移管された時点で複数事業年度分の事業報告書等が提出されておらず、かつ移管後も引き続き提出がない NPO 法人について、引継内容を確認するなどの対応をしていることは認められるが、長い法人では 6 事業年度分も事業報告書等の提出がない状態が継続している。

こうした状態が長期化することは、NPO 法の精神が損なわれている状況が長期化しているものであり、早急の対処が必要である。

VI. 仙台市市民協働事業提案制度

仙台市では、「市民協働事業提案制度」を実施しており、その定義は「地域の身近な課題について、団体（市民活動団体、町内会、企業等）の提案をもとに、仙台市との協働で解決していく制度である。」となっている。当該事業は、今後地域課題の多様化等によりニーズの高まりが見込まれる制度であるため、財務面等において適切に運用されているかどうかを以下により検証した。

同事業については、平成24年度以降、これまで以下のように取り組んでいる。

平成24年度	パイロット・プロジェクト
事業名	地域で支える防災協働ネットワーク -仙台版体験型避難ゲームづくり-
団体名	市民協働による地域防災推進実行委員会
担当課	危機管理室防災都市推進課、減災推進課
事業の概要	東日本大震災前からの防災意識の向上や防災教育の促進に努めてきた団体などと連携し、震災の教訓を活かした「自助・共助・連携」の視点から、地域コミュニティの活性化を図る新たな「仙台版体験型避難ゲーム」を開発し、その実践・普及に取り組む。
事業費	4,470,000円(うち市負担額 4,000,000円) 参考 精算報告書における事業費の確定額は、4,469,667円であり、市の負担額(89.5%)は変更なし。
報告会	平成24年11月23日中間報告会 平成25年5月28日事業実施報告会
参考	○平成24年度の募集には、3件の応募があり、6名のプロジェクト検討会委員による公開プレゼンテーションの実施とプロジェクト検討会の審議の結果、採択された。 ○事業費の団体負担額については、自己資金のほか、事業に提供される無償の労働力を団体の労力換算額として加えることができることになっている。 なお、平成24年度は報告会がなされているが、事業の評価については、開示がなされていないため、不明である。

平成 25 年度	自由提案 1
事業名	地域で支える防災協働ネットワーク -仙台版体験型そなえゲームの完成と普及活動-
団体名	市民協働による地域防災推進実行委員会
担当課	危機管理室防災都市推進課、減災推進課
事業の概要	平成 24 年度の実績を受け、2 年目は、課題を解決するためのツールとしてのゲームになっているかなどゲームの構成の精査を行い、個人及び地域の自助・共助の視点を重んじ、日常の備えの大切さを伝えることができる「仙台版体験型そなえゲーム」の完成をめざし、普及活動を実施する。
事業費	開示なし。 参考 精算報告書における事業費の確定額は、4,946,683 円であり、市の負担額は、4,452,014 円(90.0%)であった。
プロジェクト検討会 附帯意見	ゲーム完成と、関連部署との連携をとり、普及活動を進めること。 ゲーム普及活動経費を精査し、経費の不足を生じさせないこと。
報告会	平成 26 年 1 月 15 日中間報告会 平成 26 年 5 月 26 日事業実施報告会

平成 25 年度	自由提案 2
事業名	子どもを中心とした困窮家庭への包括的生活支援事業
団体名	特定非営利活動法人キッズドア
事業の概要	貧困を世代を超えて連鎖させないために、将来を担う子ども支援を中心に据えた包括的支援をコーディネートする事業を展開する。
担当課	健康福祉局社会課、子供未来局子育て支援課
事業費	開示なし。 参考 精算報告書における事業費の確定額は、1,067,210 円であり、市の負担額は、957,642 円(89.7%)であった。
プロジェクト検討会 附帯意見	学習支援を実施している他の団体との連携体制の構築が必須であり、かつ支援のあり方の役割分担等の共有を。
報告会	平成 26 年 1 月 15 日中間報告会 平成 26 年 5 月 26 日事業実施報告会
参考	自由提案部門では、4 団体から 4 件の提案がなされ、平成 24 年度の継続事業を含め 2 事業が採択された。

平成 25 年度	市希望課題	震災メモリアル部門
事業名	震災メモリアル・市民協働プロジェクト～伝える学校～	
団体名	特定非営利活動法人 20 世紀アーカイブ仙台 一般社団法人 MMIX Lab	
事業の概要	東日本大震災に関わる記録や記憶を市民共有のものとして後世に継承し、風化防止や防災・減災の発信につなげていくことを目的としている。	
担当課	市民局市民協働推進課	
事業費	開示なし 参考 本案件は、提案者との協議の結果、事業費の全額を仙台市が負担することになり、会計も市民局が担当することになった案件である。事業費の総額は、4,968,280 円であった。(平成 25 年度 決算内訳表で確認。)	
プロジェクト検討会 附帯意見	他の市民活動団体等との連携、仙台市の他の部局との連携について検討を。	
参考	提案は 2 団体から 2 件の事業が提案されたが、提案 2 団体連名による 1 事業として再提案がなされ、採択候補事業として決定した。	
報告会	平成 26 年 1 月 15 日中間報告会 平成 26 年 5 月 26 日事業実施報告会	

平成 26 年度	提案事業①		
事業名	仙台市民と外国人で考える多文化共生推進のまちづくりー市民ライターによる仙台魅力発見ガイド制作事業ー		
団体名	株式会社ソノベ		
事業の概要	日本人・外国人市民がワークショップを通じて、互いの文化や習慣を理解し合いながらまちの魅力を発見し、参加者自身が市民ライターとなり、一冊のガイドブックを制作。制作後、ガイドを活用したまち歩きを開催する。市民視点による地域情報発信の新しい取り組みを試みる。		
担当課	市民局交流政策課		
事業費	開示なし。		
検討会からの評価	中間報告会の評価については開示がなされていない。		
報告会	中間報告会 平成 26 年 11 月 26 日 事業実施報告会 平成 27 年 5 月 (予定)		
参考	3 団体から 3 つの事業の提案があり、うち 2 件が採択された。		

平成 26 年度	提案事業②	
事業名	ふれあい・支えあいのまちづくり推進事業	
団体名	NPO 福祉ねっと宮城	
事業の概要	<p>団体自身で行う平成 25 年度の実態調査に基づき、仙台市の社会資源の現場を知る。それを受けて地域福祉に関わる関係機関・団体等と一緒に課題の抽出や解決策について勉強会や地域連携会議を行う。</p> <p>地域連携会議の意見を踏まえて、関係諸機関の協力を得ながら、団体メンバー等でインフォーマルサービスの創出やボランティア活動への参加を促すワークショップや研修会を行う。</p>	
担当課	健康福祉局社会課、高齢企画課、介護予防推進室 市民局市民協働推進課	
事業費	開示なし。	
検討会からの評価	中間報告会の評価については開示がなされていない。	
報告会	中間報告会 平成 26 年 11 月 26 日 事業実施報告会 平成 27 年 5 月 (予定)	
参考	3 団体から 3 つの事業の提案があり、うち 2 件が採択された。	

平成 27 年度	提案事業①	
事業名	インターネットの活用による仙台市 HIV 抗体検査の受検促進事業	
団体名	東北 HIV コミュニケーションズ	
協働想定課	健康福祉局感染症対策課	
事業の概要	<p>(1)検査を必要とする人が安心して検査を受けるための情報ウェブサイトの構築</p> <p>(2)仙台市における HIV 抗体検査の年間実施件数を増加させるための検索広告の設置</p> <p>(3)受検者に占める MSM(検査が必要な人)割合を増加させるためのバナー広告の設置</p>	
事業費	開示なし。	
	<p>募集説明会 平成 26 年 4 月 23、26 日</p> <p>最終審査 (公開プレゼンテーション) 平成 26 年 7 月 26 日</p>	
参考	5 団体から 5 つの事業の提案があり、うち 2 件が採択された。	
平成 27 年度	提案事業②	
事業名	旧耐震マンションに対する管理の適正化に資する支援事業	

団体名	一般社団法人 宮城県マンション管理士会
協働想定課	都市整備局住環境整備課
事業の概要	(1)調査未実施の旧耐震マンション 26 棟（管理組合）の訪問調査 (2)支援の必要なマンション 20 棟（管理組合）への相談員の派遣 (3)旧耐震マンション管理組合に関するセミナー（年 3 回）
事業費	開示なし。
	募集説明会 平成 26 年 4 月 23、26 日 最終審査（公開プレゼンテーション）平成 26 年 7 月 26 日
参考	5 団体から 5 つの事業の提案があり、うち 2 件が採択された。

※平成 27 年度事業に関しては、採択候補となった時点での内容となっている。

上記提案制度に関連する担当部署への質問と回答の要旨は以下のとおりである。

1	質問	H24、25 年度の事業については、報告会も済み、情報公開されていますが、収支決算書等を添付した精算報告書はどこに開示されているのですか。 活動報告のみ開示されているのかと思いますが、事業費の適正執行についての開示のため、開示すべきと思いますが、如何でしょうか。 仮に、HP で開示しない場合でも、市民局で管理し、閲覧に供している等の説明等は必要ではないでしょうか。
	回答要旨	現在、H24 年度及び H25 年度の収支決算書等を添付した精算報告書は開示していない。 今後、市民協働事業提案制度検討会（以下、「検討会」とする。）にも意見を聞き、公開の方法や添えるべき説明について検討して行きたい。
2	質問	各年度の募集要項において、当該年度の仙台市の予算は決まっていないため、前年の予算措置について示されています。H25 年度では市の経費負担は 1,000 万円であったのに対して、H26 年度では、600 万円の予算措置をした旨を記載されていますが、事業提案者は、事業規模を計画するに当たり、仙台市の経費負担限度額をどのように計画に織り込めば良いのでしょうか。 この制度は、あくまで市の助成事業ではないため、参考として示されたのかと思いますが、最高 9/10 負担とあることから、事業計画を立てる際の参考として、負担限度額（1 事業あたり、総額）を記載するというお考えはありませんか。
	回答要旨	本制度では、課題解決の手法やアイデアは、できるかぎり自由な発想で提案してもらうことが良いと考えるため、助成金や補助金などとは異なり、仙台市の経費負担限度額という考えはとっていない。しかし、現実には、予算に限りがあることから、具体の事業計画の立案において参考となるよう、過去の予算措置状況を示している。
3	質問	現在の採択事業の事業費と市の負担額についての開示は、市民協働事業提案制

		度の HP では見つけれなかったのですが、どこに開示されていますか。
	回答 要旨	質問 1 と同様に、今後、検討する予定。
4	質問	提案団体名 (H24-H27 年度実施分) は、任意団体の場合、ネットからも探せないケースがありました。「NPO 福祉ねっと宮城」ですが、他の複数の団体と区別がつかず、構成する 1 団体のブログに、「NPO 福祉ねっと宮城」に参加した旨の開示があつて、11 団体で構成される団体ということの見当がつかしました。こうした場合の開示方法に工夫が必要ではないでしょうか。
	回答 要旨	任意団体についての説明は、仙台市が開示すべき情報というよりは、団体の信頼度を高めるために、団体自身が必要な情報公開を行うことが適当と考えている。 なお、今回の外部監査での意見を踏まえて、団体には可能な限りの情報公開に努めるよう促していきたい。
5	質問	事業採択の審査に当たって、二次審査までされていますが、総論的な評価はありますが、個々の委員の採点結果については開示されていません。二次審査は公開によるプレゼンテーションによって行われていますので、委員の意見等は聞けますが、一次審査については、特に開示されていないようです。公開ではないため、仮に採択されなかった場合には、その理由が明らかにならない可能性があることから、仮に採点方式の場合には、点数の公開をするなどの工夫が制度を継続し、かつ拡大させるために、必要ではないでしょうか。
	回答 要旨	一次及び二次の審査の過程において、評価の観点ごとに点数をつけることを行っているが、競争による優劣につけるものではないため、点数だけでなくプレゼンテーションや質疑、担当課の意見なども踏まえて、検討会での討議により、採択候補にすべきかどうかを総合的に判断している。 不採択とする場合には、その理由やより良い内容とするための助言も付して通知するよう工夫している。 なお、不採択となった団体の提案内容、評価などについては、現時点では公開していないが、検討会の意見も聞き、公開の是非、内容等について検討していきたい。
6	質問	事業の採択は「市民協働事業提案制度検討会」の審査結果を踏まえて、仙台市が決定することになっていますが、事業報告に対する評価についても、検討会となっています。今後の市民協働を発展させるためには、仙台市民自身の評価が大事であると認識しています。今後、市民へのアンケートを取るとか、市民自身の評価をどう把握していかれる予定ですか。
	回答 要旨	市民協働事業提案制度事業実施報告会や公開プレゼンテーションに来場された方に対して、来場者アンケートをとって制度についての意見も入手しており、制度検討の参考にしている。

【意見 23】

(市民協働事業の事業者の情報公開の必要性について)

市民協働事業提案制度は、事業提案した市民が自らの情報開示と説明責任を負うことは当然として、協働する行政サイドでの情報開示も制度の根幹になる。したがって、行政としても上記「精算報告書」を公開することにより、市民自らが事業費の適正執行に関して評価する機会を提供することが望ましい。

【意見 24】

(任意団体等が提案者である場合の情報公開の在り方について)

情報開示にあたり、採択した事業提案に関する任意団体の情報が、インターネット等で検索しにくいような場合には、開示された情報が、正しい情報として認識されない恐れがあるため、任意団体自身及び行政双方において、開示等の工夫（任意団体の説明等）が求められる。

【意見 25】

(一次審査で不採択となった提案事業の評価結果の公開について)

事業提案制度の二次審査のプレゼンテーションは公開でなされているが、一次審査については非公開である。審査委員として委嘱された市民委員はいるものの、公募された一般市民は委員として参加していないため、一次審査で不採択となった事業提案の評価結果についても公開することが、今後の事業提案の参考にもなることから重要である。

また、審査委員については、一般公募による市民が過半数を占めるような体制に移行することが望まれる。

【意見 26】

(特定の事業提案に賛同する市民からの寄附の募集について)

仙台市は、東日本大震災に関連する災害ボランティアや寄附金について、HPで募集し、開示している。

また、公益法人等への寄附金に対する控除制度などについても、「くらしのガイド」として開示している。

今後は、市民協働事業に関連して、特定の提案事業に賛同する市民からの寄附を募集するなどの財源確保策を検討されることも有用となる。

Ⅶ. 監査の結果と意見（まとめ）

少子高齢化と人口減少は深刻な問題になっており、民間組織「日本創生会議」の人口減少問題検討分科会の発表は衝撃的な内容であった。仙台市においても例外ではなく、今後、税収の減少等による歳入の減少、社会福祉を中心とした財政支出の増加など、財政運営上も大きな支障をもたらすことが予想される。

今回の監査では、このような問題意識のもと市民局に係る財務事務の執行と管理運営について監査を行ったが、歳入増加策に関しては、施設使用料の徴収方法などの問題点を指摘(又は意見を附)した。今後の人口減少による税収減等を見据えた時には、経済性、効率性等を踏まえながら、タイムリーな回収管理を行うことが必要である。こうした少額の歳入であっても確実に回収することを積み重ねていく姿勢が、市の財政の健全性を維持する基本となるものと考えられる。

また、歳出に係る監査の中では、市民活動の担い手である NPO 法人に対する適切な指導や市民協働事業提案制度の実施状況の透明性の確保などの課題について指摘(又は意見を附)した。

仙台市の人口動態をみると、各行政区間で大きな相違は認められないものの、行政区の中の町の単位では、各町が形成されてきた経緯の違いなどにより人口構成が異なっており、地域ごとに抱えている課題も多様化していることが想定される。今回監査を行った市民局の事業に関しても、今後、市が NPO 等と連携し、多様化する課題へ対応していく機会が増えていくものと想定される。

市は、人口減少をはじめとする環境変化に、迅速かつ的確に対応するとともに、新たな取組が、限りある行政の歳入を市民が必要とする目的のために、経済的、効率的、かつ効果的に配分することに繋がるよう努めるべきである。

最少の経費で最大の効果をあげ、もって住民の福祉の増進に努めるという地方自治の趣旨に合致したものになっているか、十分に説明責任を果たしていくことが必要である。市の今後の取組に期待したい。

添付資料 1 仙台市の行政区別・年齢別人口構成比(1/3)

年齢	青葉区				宮城野区				若林区				太白区				泉区				仙台計			
	人口	構成比	5歳毎人口	5歳毎構成比	人口	構成比	5歳毎人口	5歳毎構成比	人口	構成比	5歳毎人口	5歳毎構成比	人口	構成比	5歳毎人口	5歳毎構成比	人口	構成比	5歳毎人口	5歳毎構成比	人口	構成比	5歳毎人口	5歳毎構成比
0	2,407	0.83%			2,066	1.10%			1,209	0.93%			1,958	0.87%			1,760	0.81%			9,400	0.90%		
1	2,307	0.80%			1,998	1.07%			1,176	0.90%			1,844	0.82%			1,792	0.83%			9,117	0.87%		
2	2,308	0.80%			1,925	1.03%			1,067	0.82%			2,016	0.90%			1,897	0.87%			9,213	0.88%		
3	2,364	0.82%			1,922	1.03%			1,177	0.91%			2,052	0.92%			1,933	0.89%			9,448	0.90%		
4	2,348	0.81%	11,734	4.05%	1,781	0.95%	9,692	5.18%	1,112	0.86%	5,741	4.42%	1,974	0.88%	9,844	4.39%	1,869	0.86%	9,251	4.26%	9,084	0.87%	46,262	4.41%
5	2,342	0.81%			1,824	0.98%			1,177	0.91%			2,106	0.94%			2,044	0.94%			9,493	0.91%		
6	2,362	0.82%			1,731	0.93%			1,095	0.84%			1,989	0.89%			1,924	0.89%			9,101	0.87%		
7	2,294	0.79%			1,531	0.82%			1,047	0.81%			1,969	0.88%			1,967	0.91%			8,808	0.84%		
8	2,216	0.76%			1,604	0.86%			1,035	0.80%			1,926	0.86%			1,936	0.89%			8,717	0.83%		
9	2,320	0.80%	11,534	3.98%	1,626	0.87%	8,316	4.45%	1,016	0.78%	5,370	4.13%	2,004	0.89%	9,994	4.46%	2,137	0.98%	10,008	4.61%	9,103	0.87%	45,222	4.31%
10	2,377	0.82%			1,664	0.89%			1,133	0.87%			2,077	0.93%			1,991	0.92%			9,242	0.88%		
11	2,423	0.84%			1,588	0.85%			1,107	0.85%			2,150	0.96%			2,169	1.00%			9,437	0.90%		
12	2,404	0.83%			1,666	0.89%			1,127	0.87%			2,110	0.94%			2,210	1.02%			9,517	0.91%		
13	2,466	0.85%			1,702	0.91%			1,159	0.89%			2,129	0.95%			2,255	1.04%			9,711	0.93%		
14	2,415	0.83%	12,085	4.17%	1,588	0.85%	8,208	4.39%	1,161	0.89%	5,687	4.37%	2,106	0.94%	10,572	4.72%	2,230	1.03%	10,855	5.00%	9,500	0.91%	47,407	4.52%
15	2,465	0.85%			1,731	0.93%			1,230	0.95%			2,121	0.95%			2,158	0.99%			9,705	0.93%		
16	2,427	0.84%			1,634	0.87%			1,194	0.92%			2,085	0.93%			2,141	0.99%			9,481	0.90%		
17	2,397	0.83%			1,676	0.90%			1,158	0.89%			2,053	0.92%			2,158	0.99%			9,442	0.90%		
18	2,856	0.99%			1,736	0.93%			1,227	0.94%			2,212	0.99%			2,341	1.08%			10,372	0.99%		
19	3,174	1.10%	13,319	4.60%	1,770	0.95%	8,547	4.57%	1,174	0.90%	5,983	4.60%	2,269	1.01%	10,740	4.79%	2,351	1.08%	11,149	5.13%	10,738	1.02%	49,738	4.75%
20	3,487	1.20%			1,882	1.01%			1,231	0.95%			2,190	0.98%			2,273	1.05%			11,063	1.06%		
21	3,821	1.32%			1,943	1.04%			1,407	1.08%			2,340	1.04%			2,288	1.05%			11,799	1.13%		
22	3,900	1.35%			2,044	1.09%			1,428	1.10%			2,333	1.04%			2,268	1.04%			11,973	1.14%		
23	4,308	1.49%			2,275	1.22%			1,530	1.18%			2,330	1.04%			2,370	1.09%			12,813	1.22%		
24	4,125	1.42%	19,641	6.78%	2,338	1.25%	10,482	5.60%	1,624	1.25%	7,220	5.55%	2,415	1.08%	11,608	5.18%	2,266	1.04%	11,465	5.28%	12,768	1.22%	60,416	5.76%
25	4,118	1.42%			2,591	1.39%			1,696	1.30%			2,423	1.08%			2,444	1.13%			13,272	1.27%		
26	4,287	1.48%			2,715	1.45%			1,793	1.38%			2,628	1.17%			2,475	1.14%			13,898	1.33%		
27	4,151	1.43%			2,655	1.42%			1,877	1.44%			2,728	1.22%			2,535	1.17%			13,946	1.33%		
28	4,211	1.45%			2,879	1.54%			1,864	1.43%			2,778	1.24%			2,597	1.20%			14,329	1.37%		
29	4,357	1.50%	21,124	7.29%	3,047	1.63%	13,887	7.42%	1,894	1.46%	9,124	7.02%	2,884	1.29%	13,441	6.00%	2,705	1.25%	12,756	5.87%	14,887	1.42%	70,332	6.71%
30	4,342	1.50%			3,003	1.61%			1,999	1.54%			2,887	1.29%			2,734	1.26%			14,965	1.43%		
31	4,246	1.47%			3,065	1.64%			1,934	1.49%			3,011	1.34%			2,742	1.26%			14,998	1.43%		
32	4,133	1.43%			3,053	1.63%			1,911	1.47%			3,043	1.36%			2,767	1.27%			14,907	1.42%		
33	4,198	1.45%			3,104	1.66%			1,969	1.51%			3,175	1.42%			2,881	1.33%			15,327	1.46%		
34	4,324	1.49%	21,243	7.33%	3,111	1.66%	15,336	8.20%	1,912	1.47%	9,725	7.48%	3,186	1.42%	15,302	6.83%	3,057	1.41%	14,181	6.53%	15,590	1.49%	75,787	7.23%
35	4,367	1.51%			3,101	1.66%			2,051	1.58%			3,290	1.47%			2,986	1.37%			15,795	1.51%		
36	4,452	1.54%			3,162	1.69%			2,125	1.63%			3,423	1.53%			3,146	1.45%			16,308	1.56%		
37	4,511	1.56%			3,287	1.76%			2,252	1.73%			3,492	1.56%			3,352	1.54%			16,894	1.61%		
38	4,631	1.60%			3,423	1.83%			2,225	1.71%			3,664	1.63%			3,525	1.62%			17,468	1.67%		
39	4,787	1.65%	22,748	7.85%	3,421	1.83%	16,394	8.77%	2,342	1.80%	10,995	8.46%	3,828	1.71%	17,697	7.90%	3,625	1.67%	16,634	7.66%	18,003	1.72%	84,468	8.06%

注 仙台市の平成25年10月現在の行政区別・町別人口資料より作成
年齢別の人口とその構成比、及び5歳毎人口とその構成比を算出している。

1歳別		構成比が1%以上の年齢	コメント	泉区を除く4つの行政区では、20歳ぐらいから69歳までに人口が集約している傾向にあるが泉区の場合、年少人口の割合が高い傾向にあり、全体としても人口が幅広く分散している傾向が見られる。また、泉区は、61歳から66歳の人口の割合が高くなっており、特徴と言える。
		構成比が1.5%以上の年齢		
5歳別		構成比が5%以上.6%未満の年齢層		宮城野区の場合、28歳から45歳の間の人口割合が高いこと、4歳未満の年少人口が高い特徴がある。
		構成比が6%以上.7%未満の年齢層		
		構成比が7%以上.8%未満の年齢層		
		構成比が8%以上.9%未満の年齢層		

添付資料 1 仙台市の行政区別・年齢別人口構成比(2/3)

年齢	青葉区				宮城野区				若林区				太白区				泉区				仙台計			
	人口	構成比	5歳毎人口	5歳毎構成比	人口	構成比	5歳毎人口	5歳毎構成比	人口	構成比	5歳毎人口	5歳毎構成比	人口	構成比	5歳毎人口	5歳毎構成比	人口	構成比	5歳毎人口	5歳毎構成比	人口	構成比	5歳毎人口	5歳毎構成比
40	4,955	1.71%			3,401	1.82%			2,386	1.84%			3,741	1.67%			3,671	1.69%			18,154	1.73%		
41	4,682	1.62%			3,372	1.80%			2,178	1.68%			3,759	1.68%			3,556	1.64%			17,547	1.67%		
42	4,659	1.61%			3,147	1.68%			2,148	1.65%			3,748	1.67%			3,541	1.63%			17,243	1.65%		
43	4,507	1.56%			2,988	1.60%			2,124	1.63%			3,486	1.56%			3,389	1.56%			16,494	1.57%		
44	4,305	1.49%	23,108	7.98%	2,877	1.54%	15,785	8.44%	2,024	1.56%	10,860	8.35%	3,383	1.51%	18,117	8.08%	3,206	1.48%	17,363	7.99%	15,795	1.51%	85,233	8.13%
45	4,281	1.48%			2,862	1.53%			1,892	1.46%			3,432	1.53%			3,152	1.45%			15,619	1.49%		
46	4,285	1.48%			2,811	1.50%			2,002	1.54%			3,280	1.46%			3,170	1.46%			15,548	1.48%		
47	3,331	1.15%			2,135	1.14%			1,496	1.15%			2,644	1.18%			2,534	1.17%			12,140	1.16%		
48	4,016	1.39%			2,500	1.34%			1,812	1.39%			3,081	1.37%			3,000	1.38%			14,409	1.37%		
49	3,688	1.27%	19,601	6.76%	2,478	1.32%	12,786	6.84%	1,809	1.39%	9,011	6.93%	2,901	1.29%	15,338	6.84%	2,766	1.27%	14,622	6.73%	13,642	1.30%	71,358	6.81%
50	3,763	1.30%			2,326	1.24%			1,639	1.26%			2,711	1.21%			2,733	1.26%			13,172	1.26%		
51	3,538	1.22%			2,311	1.24%			1,608	1.24%			2,691	1.20%			2,712	1.25%			12,860	1.23%		
52	3,591	1.24%			2,251	1.20%			1,609	1.24%			2,685	1.20%			2,770	1.28%			12,906	1.23%		
53	3,496	1.21%			2,208	1.18%			1,550	1.19%			2,666	1.19%			2,731	1.26%			12,651	1.21%		
54	3,474	1.20%	17,862	6.16%	2,203	1.18%	11,299	6.04%	1,586	1.22%	7,992	6.15%	2,672	1.19%	13,425	5.99%	2,750	1.27%	13,696	6.31%	12,685	1.21%	64,274	6.13%
55	3,403	1.17%			2,190	1.17%			1,518	1.17%			2,606	1.16%			2,702	1.24%			12,419	1.18%		
56	3,343	1.15%			2,002	1.07%			1,450	1.12%			2,673	1.19%			2,769	1.27%			12,237	1.17%		
57	3,393	1.17%			2,141	1.14%			1,553	1.19%			2,680	1.20%			2,790	1.28%			12,557	1.20%		
58	3,481	1.20%			2,173	1.16%			1,594	1.23%			2,757	1.23%			2,903	1.34%			12,908	1.23%		
59	3,402	1.17%	17,022	5.87%	1,969	1.05%	10,475	5.60%	1,478	1.14%	7,593	5.84%	2,709	1.21%	13,425	5.99%	2,863	1.32%	14,027	6.46%	12,421	1.19%	62,542	5.97%
60	3,536	1.22%			2,219	1.19%			1,605	1.23%			2,840	1.27%			3,127	1.44%			13,327	1.27%		
61	3,778	1.30%			2,278	1.22%			1,755	1.35%			3,034	1.35%			3,269	1.51%			14,114	1.35%		
62	3,818	1.32%			2,344	1.25%			1,792	1.38%			3,319	1.48%			3,334	1.54%			14,607	1.39%		
63	4,195	1.45%			2,474	1.32%			1,838	1.41%			3,428	1.53%			3,568	1.64%			15,503	1.48%		
64	4,191	1.45%	19,518	6.74%	2,571	1.37%	11,886	6.35%	1,977	1.52%	8,967	6.90%	3,513	1.57%	16,134	7.20%	3,804	1.75%	17,102	7.87%	16,056	1.53%	73,607	7.02%
65	4,299	1.48%			2,574	1.38%			1,868	1.44%			3,554	1.59%			3,626	1.67%			15,921	1.52%		
66	3,822	1.32%			2,303	1.23%			1,712	1.32%			3,136	1.40%			3,362	1.55%			14,335	1.37%		
67	2,320	0.80%			1,419	0.76%			1,070	0.82%			2,029	0.91%			2,113	0.97%			8,951	0.85%		
68	2,590	0.89%			1,558	0.83%			1,180	0.91%			2,169	0.97%			2,303	1.06%			8,900	0.94%		
69	2,991	1.03%	16,022	5.53%	1,840	0.98%	9,694	5.18%	1,378	1.06%	7,208	5.54%	2,698	1.20%	13,586	6.06%	2,702	1.24%	14,106	6.49%	11,609	1.11%	60,616	5.78%
70	3,026	1.04%			1,839	0.98%			1,299	1.00%			2,569	1.15%			2,617	1.20%			11,350	1.08%		
71	2,961	1.02%			1,739	0.93%			1,264	0.97%			2,551	1.14%			2,495	1.15%			11,010	1.05%		
72	2,760	0.95%			1,624	0.87%			1,266	0.97%			2,361	1.05%			2,265	1.04%			10,276	0.98%		
73	2,688	0.93%			1,578	0.84%			1,141	0.88%			2,170	0.97%			2,079	0.96%			9,656	0.92%		
74	2,269	0.78%	13,704	4.73%	1,329	0.71%	8,109	4.34%	980	0.75%	5,950	4.58%	1,934	0.86%	11,585	5.17%	1,848	0.85%	11,304	5.20%	8,360	0.80%	50,652	4.83%
75	2,407	0.83%			1,484	0.79%			1,117	0.86%			2,085	0.93%			1,776	0.82%			8,869	0.85%		
76	2,257	0.78%			1,419	0.76%			1,100	0.85%			2,017	0.90%			1,768	0.81%			8,561	0.82%		
77	2,317	0.80%			1,359	0.73%			1,033	0.79%			1,941	0.87%			1,614	0.74%			8,264	0.79%		
78	2,241	0.77%			1,344	0.72%			975	0.75%			1,872	0.84%			1,519	0.70%			7,951	0.76%		
79	2,175	0.75%	11,397	3.93%	1,273	0.68%	6,879	3.68%	926	0.71%	5,151	3.96%	1,668	0.74%	9,583	4.28%	1,399	0.64%	8,076	3.72%	7,441	0.71%	41,086	3.92%

注 仙台市の平成25年10月現在の行政区別・町別人口資料より作成
年齢別の人口とその構成比、及び5歳毎人口とその構成比を算出している。

1歳別		構成比が1%以上の年齢	コメント	泉区を除く4つの行政区では、20歳ぐらいから69歳までに人口が集約している傾向にあるが 泉区の場合、年少人口の割合が高い傾向にあり、全体としても人口が幅広く分散している傾向が見られる。 また、泉区は、61歳から66歳の人口の割合が高くなっており、特徴と言える。 宮城野区の場合、28歳から45歳の間の人口割合が高いことと、4歳未満の年少人口が高い特徴がある。
		構成比が1.5%以上の年齢		
5歳別		構成比が5%以上.6%未満の年齢層		
		構成比が6%以上.7%未満の年齢層		
		構成比が7%以上.8%未満の年齢層		
		構成比が8%以上.9%未満の年齢層		

添付資料 1 仙台市の行政区別・年齢別人口構成比(3/3)

年令	青葉区				宮城野区				若林区				太白区				泉区				仙台計			
	人口	構成比	5歳毎人口	5歳毎構成比	人口	構成比	5歳毎人口	5歳毎構成比	人口	構成比	5歳毎人口	5歳毎構成比	人口	構成比	5歳毎人口	5歳毎構成比	人口	構成比	5歳毎人口	5歳毎構成比	人口	構成比	5歳毎人口	5歳毎構成比
80	2,054	0.71%			1,156	0.62%			923	0.71%			1,620	0.72%			1,369	0.63%			7,122	0.68%		
81	1,985	0.69%			1,075	0.57%			852	0.66%			1,550	0.69%			1,297	0.60%			6,759	0.64%		
82	1,826	0.63%			1,025	0.55%			773	0.59%			1,441	0.64%			1,156	0.53%			6,221	0.59%		
83	1,773	0.61%			881	0.47%			703	0.54%			1,330	0.59%			1,005	0.46%			5,692	0.54%		
84	1,653	0.57%	9,291	3.21%	861	0.46%	4,998	2.67%	678	0.52%	3,929	3.02%	1,327	0.59%	7,268	3.24%	921	0.42%	5,748	2.65%	5,440	0.52%	31,234	2.98%
85	1,402	0.48%			742	0.40%			566	0.44%			1,050	0.47%			763	0.35%			4,523	0.43%		
86	1,274	0.44%			648	0.35%			574	0.44%			1,013	0.45%			733	0.34%			4,242	0.40%		
87	1,141	0.39%			576	0.31%			466	0.36%			837	0.37%			643	0.30%			3,663	0.35%		
88	1,030	0.36%			513	0.27%			435	0.33%			752	0.34%			593	0.27%			3,323	0.32%		
89	799	0.28%	5,646	1.95%	397	0.21%	2,876	1.54%	315	0.24%	2,356	1.81%	618	0.28%	4,270	1.91%	469	0.22%	3,201	1.47%	2,598	0.25%	18,349	1.75%
90	672	0.23%			340	0.18%			254	0.20%			495	0.22%			365	0.17%			2,126	0.20%		
91	580	0.20%			265	0.14%			245	0.19%			437	0.19%			302	0.14%			1,829	0.17%		
92	472	0.16%			212	0.11%			148	0.11%			346	0.15%			247	0.11%			1,425	0.14%		
93	393	0.14%			159	0.09%			144	0.11%			271	0.12%			204	0.09%			1,171	0.11%		
94	243	0.08%	2,360	0.81%	99	0.05%	1,075	0.57%	106	0.08%	897	0.69%	169	0.08%	1,718	0.77%	127	0.06%	1,245	0.57%	744	0.07%	7,295	0.70%
95	213	0.07%			89	0.05%			69	0.05%			133	0.06%			126	0.06%			630	0.06%		
96	188	0.06%			66	0.04%			62	0.05%			100	0.04%			83	0.04%			499	0.05%		
97	136	0.05%			59	0.03%			43	0.03%			65	0.03%			78	0.04%			381	0.04%		
98	76	0.03%			31	0.02%			24	0.02%			57	0.03%			40	0.02%			228	0.02%		
99	76	0.03%	689	0.24%	22	0.01%	267	0.14%	18	0.01%	216	0.17%	44	0.02%	399	0.18%	32	0.01%	359	0.17%	192	0.02%	1,930	0.18%
100～	98	0.03%	98	0.03%	44	0.02%	44	0.02%	35	0.03%	35	0.03%	62	0.03%	62	0.03%	47	0.02%	47	0.02%	286	0.03%	286	0.03%
計	289,746	100.0%	289,746	100.0%	187,035	100.0%	187,035	100.0%	130,010	100.0%	130,010	100.0%	224,108	100.0%	224,108	100.0%	217,195	100.0%	217,195	100.0%	1,048,094	100.0%	1,048,094	100.0%
H25.5.1	301,027				191,195				132,577				224,443				215,777				1,065,019			
増減	-11,281	-3.75%			-4,160	-2.18%			-2,567	-1.94%			-335	-0.15%			1,418	0.66%			-16,925	-1.59%		

注 仙台市の平成25年10月現在の行政区別・町別人口資料より作成
年齢別の人口とその構成比、及び5歳毎人口とその構成比を算出している。

1歳別	構成比が1%以上の年齢	コメント	泉区を除く4つの行政区では、20歳ぐらいから69歳までに人口が集約している傾向にあるが 泉区の場合、年少人口の割合が高い傾向にあり、全体としても人口が幅広く分散している傾向が見られる。 また、泉区は、61歳から66歳の人口の割合が高くなっており、特徴と言える。 宮城野区の場合、28歳から45歳の間の人口割合が高いことと、4歳未満の年少人口が高い特徴がある。
	構成比が1.5%以上の年齢		
5歳別	構成比が5%以上.6歳未満の年齢層		
	構成比が6%以上.7歳未満の年齢層		
	構成比が7%以上.8歳未満の年齢層		
	構成比が8%以上.9歳未満の年齢層		

添付資料 2 仙台市の行政区別、町別人口構成割合(1/3)

青葉区	世帯数	総人口	一世帯当たり人数	人口構成割合			青葉区の人口構成割合の特徴等
				0-14歳 (年少人口)	15-64歳 (生産年齢人口)	65歳- (老年人口)	
A	1,630	2,722	1.67	10.0%	73.1%	17.0%	⇒ この地域の場合、人口数は少ないが老年人口比率が40%台の町がある
B	2,792	6,751	2.42	19.5%	67.4%	13.1%	⇒ この地域でも、年少人口割合が30%を越え、老年人口割合は5%という町もある。
C	1,493	3,315	2.22	14.0%	58.0%	28.0%	⇒ 老年人口割合が30%に達してないが、半数の町が30～40%台の町である。
D	1,594	3,579	2.25	7.4%	58.0%	34.6%	⇒ 高齢化が進むとともに、年少人口も増加しない状況である。
E	3,940	6,704	1.70	11.5%	73.2%	15.3%	⇒ 老年人口割合は低めであるが、平均的な地域である。
F	2,304	5,826	2.53	10.6%	68.6%	20.8%	⇒ 平均的地域であるが、この中には老年人口割合が65.2%の町が含まれている。
G	2,256	5,507	2.44	17.7%	68.3%	13.9%	⇒ この中には年少人口割合が20%,27%という町が含まれている。
H	4,238	8,963	2.11	11.4%	57.4%	31.1%	⇒ 古い地域で、高齢化が進み、年少人口も減少している。
I	754	2,348	3.11	26.7%	64.2%	9.1%	⇒ 年少人口割合が多く、一世帯当たり人口も3人を超えている。子育て世代か。
J	397	681	1.72	8.8%	67.0%	24.2%	⇒ 同じ地域の中で、老年人口割合が19.3%～40.7%と1つの傾向が見られない。
K	2,141	6,571	3.07	30.0%	60.1%	9.9%	⇒ 比較的新しい地域で、年少人口多く、世帯人口も3を超えている。子育て世代か。
L	1,830	3,766	2.06	9.3%	58.4%	32.3%	⇒ 地域全体が老年人口割合高く、年少人口割合も10%を切るという高齢化の地域。
青葉区計	145,570	289,746	1.99	12.2%	67.4%	20.4%	◎ 仙台市の中心地域でも、高齢化が進んでいる町もある。また、開発が早い団地の高齢化が進んでいる特徴がある。

宮城野区	世帯数	総人口	一世帯当たり人数	人口構成割合			宮城野区の人口構成割合の特徴等
				0-14歳	15-64歳	65歳-	
A	716	1,874	2.62	27.7%	68.7%	3.6%	⇒ 仙台市の中でも一番年少人口割合の高い、子育て世代が多い地域の1つ。
B	2,506	5,968	2.38	23.9%	72.4%	3.7%	⇒ 仙台市の中でも一番年少人口割合の高い、子育て世代が多い地域の1つ。
C	2,451	4,410	1.80	10.7%	73.9%	15.4%	⇒ 特徴は、高齢化率29.7%の町と、8.7%の町が混在している地域である。
D	5,691	11,839	2.08	9.5%	52.9%	37.7%	⇒ 古い地域で人口も多いが、高齢化率40%超の町がほとんどという特徴がある。
E	350	576	1.65	10.9%	77.3%	11.6%	⇒ 小さな地域であるが、老年人口割合は低い。
F	4,023	8,508	2.11	13.5%	67.3%	19.2%	⇒ 全体としては高齢化率25%を越える地域だが、駅近くは年少人口割合高い傾向。
G	4,202	9,970	2.37	13.4%	74.9%	11.7%	⇒ 平均的には、生産年齢人口が多い地域である。駅に近い地域である。
宮城野区	87,435	187,035	2.14	14.0%	67.8%	18.2%	◎ 上記の他に、老齢年齢比率が40%台や60%台の町もあるが、老齢人口割合が区平均では、一番低く、その分年少人口割合が一番高い特徴がある。

注 仙台市の平成25年10月現在の行政区別・町別人口資料より作成

行政区の欄のA～Pは、以下の特徴の町をサンプルとして抽出している。

例えば、一丁目から五丁目までである場合は、丁目単位を町とし、全体を地域とし、Aとして抽出している。

各行政区の町の中において、老年人口割合が30%以上、又は反対に10%未満の町や、年少人口が20%以上又は反対に10%未満の町をサンプル抽出

その他、町全体としては特段仙台市の平均的な割合であっても、その大きな町を構成する一部の町において、老年人口割合他に特異性がある町を抽出

添付資料 2 仙台市の行政区別、町別人口構成割合(2/3)								
若林区	世帯数	総人口	一世帯当たり人数	人口構成割合				若林区の人口構成割合の特徴等
				0-14歳	15-64歳	65歳-		
A	1,622	3,231	1.99	10.7%	66.5%	22.9%	⇒	高齢化が進みつつある地域である。中には、年少人口割合10%未満の町ある。
B	591	854	1.45	5.5%	74.8%	19.7%	⇒	市の中心部で、年少人口も少なく、全て6.1%以下の地域である。
C	1,713	3,675	2.15	12.9%	74.9%	12.2%	⇒	老年人口割合が10%を超えているが、地域としては、10%未満の町の割合が多い。
D	2,434	4,916	2.02	12.4%	69.4%	18.2%	⇒	平均的には、年少人口の割合の低下が進んでいる。
E	2,074	4,447	2.14	12.0%	65.5%	22.5%	⇒	老年人口割合が、20%台から30%台へ進みつつある地域である。
F	2,398	5,375	2.24	16.9%	72.5%	10.6%	⇒	老年人口割合が10%未満の3つの町があるも、年少比率はいずれも10%台である。
							◎	中には50%台の町もある。また、老年人口割合が30%台の町は、比較的人口が少ない傾向が見られる。
若林区	60,773	130,010	2.14	12.9%	67.3%	19.8%		
太白区	世帯数	総人口	一世帯当たり人数	人口構成割合				太白区の人口構成割合の特徴等
				0-14歳	15-64歳	65歳-		
A	1,273	2,390	1.88	7.6%	61.4%	31.0%	⇒	高齢化が進み、年少人口は減少傾向にある地域である。
B	1,837	4,276	2.33	10.0%	59.9%	30.1%	⇒	農村・観光地域であり、高齢化が進んでいる。
C	4,733	11,271	2.38	14.4%	66.0%	19.6%	⇒	比較的新しい大きな地域であるが、ほぼ仙台市の平均的人口割合を示している。
D	1,472	3,156	2.14	11.3%	50.4%	38.2%	⇒	周辺の地域も、老年人口割合が30%を超えるような地域である。
E	1,402	3,382	2.41	22.8%	69.5%	7.7%	⇒	地下鉄の駅周辺であり、若い年齢層が多い町の傾向を示している。
F	239	442	1.85	7.5%	59.0%	33.5%	⇒	古い地域であり、中には年少人口1%未満という町まで出ている。
G	1,055	2,445	2.32	11.5%	61.1%	27.4%	⇒	老年人口割合が増加傾向にあり、年少人口も10%ぎりぎりの水準の地域である。
H	1,069	2,598	2.43	9.1%	58.7%	32.1%	⇒	老年人口が増加傾向にある地域であり、周辺の地域も同様の傾向にある。
I	606	1,380	2.28	17.1%	60.8%	22.1%	⇒	この地域は、老年人口割合が0%の町と30%の町という両極端の人口構成である。
J	1,784	3,577	2.01	7.3%	56.4%	36.3%	⇒	全体的に老年人口が増加傾向であり、周辺の地域も同様の傾向にある。
K	2,666	6,429	2.41	11.4%	66.1%	22.4%	⇒	周辺の地域も、老年人口割合が30%超という高齢化が進んだ町の一体である。
L	3,899	7,253	1.86	9.6%	62.7%	28.9%	⇒	比較的市中心部に近い住宅地であるが、老年人口割合が25%以上の町が多い。
M	2,424	6,276	2.59	19.2%	71.0%	9.8%	⇒	隣接市に近い、新興住宅地で、若い世代が多い地域である。
							◎	太白区の場合、古い町の地域が多く、老年人口割合が高い町が多いようである。
太白区	98,927	224,108	2.27	13.6%	64.8%	21.6%		他方、地下鉄又は空港線の駅の近くでは、年少人口割合が多い町が多い。

注 仙台市の平成25年10月現在の行政区別・町別人口資料より作成
行政区の欄のA～Pは、以下の特徴の町をサンプルとして抽出している。
例えば、一丁目から五丁目まである場合は、丁目単位を町とし、全体を地域とし、Aとして抽出している。
各行政区の町の中において、老年人口割合が30%以上、又は反対に10%未満の町や、年少人口が20%以上又は反対に10%未満の町をサンプル抽出
その他、町全体としては特段仙台市の平均的な割合であっても、その大きな町を構成する一部の町において、老年人口割合他に特異性がある町を抽出

添付資料 2 仙台市の行政区別、町別人口構成割合(3/3)								
泉区	世帯数	総人口	一世帯当たり人数	人口構成割合			泉区の人口構成割合の特徴等	
				0-14歳	15-64歳	65歳-		
A	1,445	4,353	3.01	22.0%	67.9%	10.1%	⇒ 隣町に近い地域で、一世帯人口も3人を超え、子育て世代が多いと思われる。	
B	1,274	3,268	2.57	11.4%	55.5%	33.1%	⇒ BとCは、大きくは同じ地域であり、開発時期の違いはあるも古い地域である。	
C	4,705	10,503	2.23	12.9%	57.4%	29.8%	⇒ 同上	
D	1,607	2,652	1.65	33.1%	62.9%	4.1%	⇒ 上記と隣接するも、開発が新しいことにより、年少人口割合が高い地域である。	
E	1,510	3,649	2.42	9.8%	59.4%	30.8%	⇒ 比較的中心部に近いが、周辺の地域も老年人口割合が高い傾向にある。	
F	2,277	5,546	2.44	13.1%	57.7%	29.2%	⇒ 周辺の地域も、老年人口が増加傾向にある。	
G	1,107	3,295	2.98	13.9%	75.1%	11.0%	⇒ 市街地から離れており、開発時期の関係で、老年人口割合を押し上げている。	
H	3,315	7,742	2.34	11.6%	57.6%	30.7%	⇒ 早い時期にできた郊外の地域で、老年人口が多くなっている。	
I	3,462	8,606	2.49	9.7%	58.3%	32.1%	⇒ 隣町に近い地域で、周辺の地域も老年人口割合が高い傾向にある。	
J	7,047	14,960	2.12	11.8%	62.0%	26.2%	⇒ 比較的市中心部近いため、周辺もいろいろな年齢層が集まっている地域である。	
K	2,813	7,455	2.65	17.0%	66.3%	16.6%	⇒ 古い地域と、新興住宅地の中間に位置している環境にある。	
L	1,580	5,052	3.20	24.8%	66.5%	8.7%	⇒ 市でも新しい住宅地であり、年少人口割合が高い。一世帯人口も3人を超えている。	
M	1,752	4,085	2.33	17.1%	75.3%	7.7%	⇒ 地下鉄沿線の交通の利便性が良いことから、賃貸による居住の可能性がある。	
N	2,523	5,409	2.14	16.5%	74.8%	8.7%	⇒ 同上	
O	2,337	6,781	2.90	16.3%	71.3%	12.4%	⇒ 市中心地から離れた新興住宅地の関係で、若い世代が多い町の構成である。	
P	1,795	3,981	2.22	10.7%	59.4%	29.9%	⇒ 隣町に近いが、全体としては、高齢化傾向の地域である。	
泉区	90,745	217,195	2.39	13.9%	65.8%	20.3%	◎ 泉区の場合、地下鉄の発達とともに、市街地から郊外へと住宅開発が進んだことにより、近郊と地下鉄終点の先の住宅地は年齢構成は若い傾向にあるが、古い住宅地は、傾向として老年人口割合が高く、町も集中しているようである。	
仙台計	483,450	1,048,094	2.17	13.2%	66.6%	20.2%		

注 仙台市の平成25年10月現在の行政区別・町別人口資料より作成

行政区の欄のA～Pは、以下の特徴の町をサンプルとして抽出している。

例えば、一丁目から五丁目までである場合は、丁目単位を町とし、全体を地域とし、Aとして抽出している。

各行政区の町の中において、老年人口割合が30%以上、又は反対に10%未満の町や、年少人口が20%以上又は反対に10%未満の町をサンプル抽出

その他、町全体としては特段仙台市の平均的な割合であっても、その大きな町を構成する一部の町において、老年人口割合他に特異性がある町を抽出

添付資料 3

平成 25 年度仙台市指定管理者の評価の例

(施設別、量的評価、加点評価及び総合評価)

管理 番号	施設名	指定管理者	指定期間	量的評価					加点 評価	総合 評価
				総則	施設の 運営管 理体制	施設・設 備の維持 管理	サービ スの質 の向上	施設固 有の基 準		
1	仙台市民会館	東北共立・陽光ビル企業体	H23.4-H28.3	S	S	S	S	S	-	S
3	仙台市泉文化創造 センター	仙台市市民文化事業団・東北共 立・石井ビル管理グループ	H22.4-H27.3	S	S	S	A	S	-	S
4	仙台市市民活動サ ポートセンター	特定非営利活動法人せんだい・ みやぎ NPO センター	H22.4-H27.3	S	A	S	A	A	-	A
25	仙台市体育館	公益財団法人仙台市スポーツ振 興事業団	H25.4-H28.3	S	S	S	S	A	-	S
152	仙台国際センター	公益財団法人仙台国際交流協会	H22.4-H27.3	S	S	S	A	S	S	S
155	仙台市青年文化セ ンター	公益財団法人仙台市市民文化事 業団 ※	H24.4-H29.3	S	S	S	S	A	S	S
146- 149	各区文化センター 4 件	公益財団法人仙台ひと・まち交 流財団	H25.4-H30.3	S	S	SorA	S	S	SorA	S
150- 151	男女共同参画推進 センター 2 件	公益財団法人せんだい男女共同 参画財団	H23.4-H28.3	S	S	S	S	S	A	S
154	仙台文学館	※に同じ	H24.4-H29.3	S	S	S	S	S	S	S

